

## 平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）

平成19年8月24日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画（平成19年8月10日改正）に基づき、平成20年度予算概算要求等にあたって、67件の施策について政策アセスメント（事前評価）を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

### 1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明するものである。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図るものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、財政投融资、法令等）や、既存の施策等のうちその改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

#### （評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標（アウトカム目標）のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の から のそれぞれについて分析し、それらのロジカル（論理的）なつながりを構築するものである。

目標と現状のギャップ分析

現状が目標を達成していないことの原因分析

目標を達成するためには現在のシステムを見直す（改善する）必要があること（＝政策課題）を示す

当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段（＝施策、事務事業）を提示する

また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果等について説明し、有効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを説明する。さらに、事後検証の実施方法及び時期を明らかにする。

#### （第三者の知見活用）

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会（座長：金本良嗣東京大学教授）を必要に応じて開催することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/hyouka>）に掲載することとしている）。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

## 2．今回の評価結果について

今回は、平成20年度予算概算要求にあたって、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする67の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

また、個々の施策の検討にあたって学識経験者等の意見を参考にした場合には、それぞれ個票の「その他特記すべき事項」の欄に記載した。

以上

## 政策アセスメント 施策一覧（平成20年度予算概算要求等関係）

No	施策等名	ページ
政策目標 1．少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1	都市再生機構の賃貸住宅再編に伴う入居者負担増を抑制するための支援制度の創設	10
政策目標 2．良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
2	国土交通省における総合的な少子化対策の促進	12
3	医療法人による賃貸住宅の供給促進等のための地域住宅交付金の拡充	15
4	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定	17
5	海岸環境整備事業の拡充	19
6	トラック事業者の運行効率化支援による都市圏の環境改善	21
7	世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策推進	23
8	歴史的環境を保全・活用したまちづくりの推進	25
9	民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度の創設	28
政策目標 3．地球環境の保全		
10	地区・街区レベルの環境負荷削減対策の推進	30
11	エコパーキングシステムの普及促進	32
12	住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保	34
政策目標 4．水害等災害による被害の軽減		
13	市町村単位の気象情報の発表	37
14	5日先までの台風予報の実施	39
15	次世代アメダスの整備	41
16	緊急地震速報精度向上のための地震観測点の強化	43
17	ケーブル式海底地震計の整備	45
18	異常気象への対応のための海洋変動監視予測情報の提供	47
19	被災したまちの早期復興等	49
20	雨に強い都市づくり支援事業の創設	51
21	密集市街地の整備促進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の拡充）	53
22	新築住宅の瑕疵担保責任の履行確保	55
23	住宅・建築物の耐震化に係る助成の拡充	57
24	災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進	59
25	貯留浸透施設整備の推進	61
26	非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特例措置の延長及び拡充（不動産取得税）	63
27	災害関連・災害復旧助成事業の拡充	65
28	河川管理施設等の戦略的維持管理	69
29	緊急災害対策派遣隊（TEG-FORCE）の創設	71
30	直轄砂防管理費の創設	73
31	土砂災害対策の推進による避難困難地における避難場所の確保・保全	75
32	海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設	77
33	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	79
政策目標 5．安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
34	海上における総合的な安全対策の強化	81
35	航空安全情報管理・提供システムを活用した総合的な航空輸送安全対策の強化	83
36	領海、EEZにおける海洋調査の推進	85
政策目標 6．国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
37	安定的な海上輸送の確保方策	87
38	スーパー中樞港湾局プロジェクトの充実・深化	90
39	次世代シングルウィンドウの構築	93
40	臨海部産業エリアの形成促進	95
41	港湾施設の戦略的維持管理の推進	97
42	観光産業のイノベーションの促進事業	99
43	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	101

44	国際会議の開催・誘致の推進	104
45	国内旅行需要創出・平準化等促進実証事業	107
46	国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業	110
政策目標 7 . 都市再生・地域再生等の推進		
47	集落の維持・再編等への取組の推進	113
48	(財)民間都市開発推進機構の融通業務の見直し	114
49	まち再生融資支援業務(仮称)の創設	116
50	暮らし・にぎわい再生事業の拡充	118
政策目標 8 . 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
51	地方鉄道活性化及びLRTシステムの整備について、地域の意欲的な取組への重点的な支援	120
52	地域公共交通活性化・再生総合事業	122
53	総合的な都市交通戦略の更なる推進のための都市交通システム整備事業の拡充	125
政策目標 9 . 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
54	スピーディな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業の創設	127
55	建設業・不動産業の経営基盤等の強化	129
56	不動産投資市場の健全な発展のための情報基盤の構築	132
57	地域の建設業界と専門高校が連携した将来の人材育成の強化	134
58	「海の日」「海の月間」における海事産業振興事業の推進	136
59	海洋環境立国を支える人材育成支援事業	139
60	船員確保・育成等総合対策事業	141
政策目標 10 . 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
61	「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の創設	143
62	広域ブロック自立施策等推進費の創設	145
政策目標 11 . ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
63	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化	147
64	IT技術による国土交通分野高度化のための調査・研究経費(東アジアにおける交通系IC乗車券に関する調査・研究)	149
政策目標 12 . 国際協力、連携等の推進		
65	ASEANやインドにおける物流インフラ整備への支援	151
政策目標 13 . 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
66	官庁施設のリノベーション事業の実施	153
67	クールビズ・ウォームビズ対応型オフィスの整備推進	155

## 政策アセスメントの様式

施策等名		担当課 (担当課長名)	・・・局・・・課 (課長 ・・・・)
施策等の概要	導入しようとする施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 法令関係の場合、法令名、予算要求の場合は予算要求額、税制改正要望の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	導入しようとする施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
政策目標	どの政策目標に関連するか		
施策目標	どの施策目標に関連するのか		
業績指標	どの業績指標に関連するか		
業績指標の 目標値(目標 年次)	上記指標に係る目標値(目標年次)		
施策等の必要性	基本的方針等に照らして、導入しようとする施策等が必要であることを説明する。その際、下記の項目についてもそれぞれ説明する。		
社会的ニーズ	導入しようとする施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与	行政の関与の必要性、官民の役割分担		
国の関与	国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率性	施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について十分に説明する。可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効性	目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であることを十分に説明する。施策等により目標達成にどのように貢献するか、得ようとする効果(「どの程度」)を可能な限り明らかにする(可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させるかの予測も明らかにするよう努める。)		
その他特記すべき事項	審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの 政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 事後検証の実施方法及び時期 等		

## 事前評価票【No.1】

施策等名	都市再生機構の賃貸住宅再編に伴う入居者負担増を抑制するための支援制度の創設	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅総合整備課 (課長 井上俊之)
施策等の概要	都市再生機構の賃貸住宅ストック(約77万戸)について、ストック再編を円滑に進めつつ、入居者の居住の安定を確保するため、都市再生機構の賃貸住宅の建替え・改善に伴う低所得の入居者の家賃負担の増加を抑制する新たな支援制度の創設を行う。(予算関係) 【予算要求額：40,000百万円】		
施策等の目的	入居者の居住の安定の確保と都市再生機構の賃貸住宅ストックの再編を両立させることにより、低所得者等に対する住宅セーフティネットの充実を図る。		
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
施策目標	1 居住の安定の確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。		
業績指標	1 最低居住面積水準未満率		
業績指標の目標値(目標年次)	概ね0%(平成22年度)		
施策等の必要性	<p>最低居住面積水準未満の居住の解消を図るため、公営住宅の供給が進められているが、平成15年度で4.6%の世帯が最低居住面積水準未満の水準で居住している。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>最低居住面積水準未満の世帯を解消するためには、引き続き公営住宅等の的確な供給により、低所得者の居住の安定の確保を図る必要がある。こうした状況の中、都市再生機構の賃貸住宅は、老朽化の進展等に対応し、建替えや改善によるストックの再編を円滑に推進していく必要があるが、住宅セーフティネット法において住宅セーフティネットを担う公的賃貸住宅として位置づけられたことも踏まえ、入居者の過半を占める低所得世帯について、居住の安定の確保に特別な配慮が必要となっている。(=原因分析)</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅は市場家賃の徴収を基本としており、建替えや改善に伴い家賃負担が増加するため、居住の安定の確保とストック再編を両立させることが課題となっている。(=課題の特定)</p> <p>都市再生機構の賃貸住宅の建替え・改善に伴う低所得の入居者の家賃負担の増加を抑制する新たな支援制度の創設を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	低所得の入居者の居住の安定を確保しつつ、都市再生機構の賃貸住宅ストックの円滑な再編を推進する必要がある。		
行政の関与	公的賃貸住宅ストックの再編に伴い、低所得の入居者の居住の安定の確保を図るためには、住宅行政の観点から、行政の関与・支援が不可欠である。		
国の関与	都市再生機構の賃貸住宅ストックの再編に伴い、低所得の入居者の居住の安定の確保を図るものであり、国が定めた住生活基本計画における目標の達成にも関わるものであるため、国の関与により推進すべき課題		

	と考えられる。
施策等の効率性	本施策は、住生活基本計画において既存ストックの有効活用が住宅政策として位置づけられていること、住宅セーフティネット法において都市再生機構の賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用が規定されていること等も踏まえ、既存の都市再生機構の賃貸住宅ストックの円滑な再編を進めつつ、そのストックを有効活用することにより、低所得者の居住の安定を確保するものであるため、低所得者等の住宅セーフティネットの確保を推進する上で効率的な施策であると考えられる。
施策等の有効性	本施策は、低所得者が入居者の過半を占める都市再生機構の賃貸住宅ストックにおいて、建替え・改善を行う際の家賃負担の増加を抑制することにより、低所得の入居者が、家賃の急激な増加で退去を余儀なくされるようなことなく、継続して居住することを可能にするものであり、ストック再編を円滑に進めつつ、低所得者等の居住の安定を確保する上で有効な施策であると考えられる。
その他特記すべき事項	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）において、「国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の事情を勘案し、公的賃貸住宅（地方公共団体・都市再生機構・地方住宅供給公社が整備する公共賃貸住宅、民間事業者が整備する特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅等）の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とされている。  平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施

事前評価票【No.2】

施策等名	国土交通省における総合的な少子化対策の促進	担当課 (担当課長名)	総合政策局安心生活政策課 (課長 武川 恵子)
施策等の概要	<p>子どもや子育て世代が利用しやすい公共交通、暮らしやすいまちづくり等のための総合的な施策の推進のための調査研究を行う。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：20 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>公共交通機関、住宅、建築物、道路、公園など生活空間において、子ども、子ども連れの方、妊産婦などが安心して利用しやすい一体的な施策を効果的に進めていくことにより、多様なライフスタイルを尊重し、国民がより豊かに安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境・自然環境の形成・バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>六本木ヒルズの回転ドアでの死亡事故、鉄道車両ドアでのベビーカーがはさまった事故など、近年、子どもや子ども連れの方が巻き込まれる事故が発生してきている。</p> <p>また、現代社会における子どもは、危機的状況(運動能力・体力の低下、生活習慣病の増加、意欲の低下、不登校や引きこもりの増加、学級崩壊、いじめなど)に瀕している。</p> <p>(= 目標と現状のギャップの分析)</p> <p>生活空間(公共交通機関、住宅、建築物、道路、公園など)において、その多くは成人の視点から整備を行ってきており、子どもに対する危険性について一元化して情報収集・分析・フィードバックする仕組みがなく、また、個々の事故発生においては、対症的に適宜個別施策で対応してきているなど、従来、子どもの安全・安心の確保の視点から総合的に対応しているとはいえない。</p> <p>子どもの危機的状況の発生は、「遊び環境」を中心とした子どもの成育環境の悪化が主因(日本学術会議)。</p> <p>(= 原因分析)</p> <p>生活空間における危険性について、総合的な情報収集・分析・フィードバックの仕組みづくりと早急かつ包括的な改善を行う必要がある。従来から個別に対応してきた国土交通省の個別施策(子育てに適した住宅確保等の支援、都市公園の整備、バリアフリー環境の整備など)を、子どもの成育環境向上の視点から総点検を行い、子どもの成育環境の向上に資する総合的な連携戦略として新たに構築する必要がある。</p> <p>(= 課題の特定)</p> <p>生活空間の危険箇所(潜在化しているものも含めて)に関して、全国</p>		



	<p>的なデータ収集、及びアンケート調査（子育て世帯、妊産婦等）・分析を行い、その調査結果を踏まえて国土交通省としての包括的な施策を構築する。</p> <p>子育て支援を行っている NPO をはじめとする団体などと連携し、国土交通省の個別施策に関する子どもの成育の視点からの総点検（全国的な事例収集、アンケート調査等）を実施し、その結果を踏まえて、戦略構築をするとともに国土交通省の関連施策の包括的な改善及び重点的な推進につなげていくものとする。さらに、今後、ワーク・ライフ・バランスの普及により、男性の育児参加など子育て環境も急激に変化することが予測され、その面で先進的に取り組んでいる欧州諸国等に目を向け、先進的な施策事例についても、ハード・ソフト両面の情報収集・分析を行い、国土交通省としての包括的な施策を構築する。</p> <p>（＝施策の具体的内容）</p>
社会的ニーズ	<p>六本木ヒルズの回転ドアの死亡事故など、近年、子ども、子ども連れの方などが巻き込まれる事故が発生しており、喫緊の行政需要がある。現代社会における子どもの危機的状況発生要因は、「遊び環境」を中心とした子どもの成育環境の悪化による、遊び・自然体験など多様な体験や家庭・学校・地域でのコミュニケーションの不足が主因であると日本学術会議で指摘されているところ、社会的に行政需要が高まっている。</p>
行政の関与	<p>少子化の進行等による急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であるとともに、本調査研究は公共交通やまちづくり全体にかかわる問題であり、少子化対策を行政が積極的に主導する必要がある。また、少子化対策については、先進的に取り組んでいる公共団体があるものの、地域間格差があり、また知見の少ない地方公共団体が多いことから、国において地方公共団体を支援する必要がある。</p>
国の関与	<p>少子化対策の成功事例として、フランス、イギリス、スウェーデン及びオランダ等の欧州諸外国のように政府主導で行った出産・育児支援制度など少子化対策を実施した結果、出生率が伸びたケースが挙げられるとともに、我が国においても、個々の地方公共団体が個別に行うだけではなく、国全体として特に住宅・社会資本、公共交通機関などの生活空間において、全国バランスよく改善をしていかなければならないと考えられるため、政府が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>生活空間における危険性については、これまで、一元化した情報収集・分析・フィードバックする仕組みがなく、また、個々の事故発生においては、対症療法的に個別施策で対応してきたが、本施策において、全国的な情報収集や個別施策の総点検等を実施することで、様々な主体が個別に取り組むよりも効率的・戦略的な施策の推進が可能となる。</p>
施策等の有効性	<p>本施策により、国土交通省における一体的な施策を効果的に実施し、子ども、子ども連れの方、妊産婦などが、安全に安心して暮らせる社会を実現することで、政府全体で取組を強化している少子化の抑制に寄与する。</p>

その他特記すべき事項	<p>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議（平成 19 年末、少子化社会対策会議決定予定）において、多様なライフスタイル（ワーク・ライフ・バランス等）に対応した政府の取組みの必要性に言及される予定。</p> <p>事後検証の時期及び方法</p> <p>子ども、子ども連れの方、妊産婦などの利用の視点に立ち、生活空間における危険箇所（潜在化しているものを含めて）に関する全国的な情報収集と分析を実施するとともに、子どもの育成環境の視点から国土交通省の個別施策の総点検を実施し、平成 20 年度末に結果を取りまとめ、平成 21 年度に少子化対策の改善点に関するとりまとめ結果について事後検証を行う。</p>
------------	--

事前評価票【No.3】

施策等名	医療法人による賃貸住宅の供給促進等のための地域住宅交付金の拡充	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅総合整備課 (課長 井上俊之)
施策等の概要	<p>医療法人による高齢者向け賃貸住宅の供給を支援するための地域住宅交付金の拡充等を行い、福祉・医療施策と連携した住宅供給を促進する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：250,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>先の通常国会で成立した住宅セーフティネット法を踏まえ、既存の住宅ストックの有効活用や福祉・医療施策と連携等を図り、低所得者や高齢者等に対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築する。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	1 4 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(一定のバリアフリー化、高度のバリアフリー化)		
業績指標の目標値(目標年次)	<p>56%(平成22年度)</p> <p>17%(平成22年度)</p>		
施策等の必要性	<p>高齢化の進展や療養病床の再編に伴い、福祉・医療施策と連携し、良質な高齢者向け賃貸住宅の供給による高齢者の居住環境の充実に図ることが求められている。一方で、このような良質な高齢者向け賃貸住宅は十分に供給されていないのが現状である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>その原因としては、バリアフリー化された良質な賃貸住宅を供給する事業主体が十分に存しないことが挙げられる。(=原因分析)</p> <p>このような状況の中、本年5月の制度改正により高齢者向け賃貸住宅の供給が可能となった医療法人は良質な高齢者向け賃貸住宅の供給の新たな担い手として期待される。(=課題の特定)</p> <p>医療法人が高齢者向け賃貸住宅を供給する場合の地域優良賃貸住宅制度による助成を拡充するとともに、地域優良賃貸住宅等に医療施設を合築する場合の助成要件の緩和を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	在宅医療の重要性が高まる中、福祉・医療と連携し、良質な高齢者向け住宅の供給を促進することが求められている。		
行政の関与	高齢者向け賃貸住宅の供給は高齢化の進展に伴い重要性が増しているにもかかわらず、市場で十分に供給が行われておらず、行政による支援が必要である。		
国の関与	福祉・医療施策と連携等により、高齢者等の居住の安定の確保を図ることは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に規定された国の責務であり、また、国が定めた住生活基本計画における目標の達成にも関わるものであるため、国の関与により推進すべき課題と考えられる。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>本施策は、本年5月の制度改正により高齢者向け賃貸住宅の供給が可能となった医療法人に対して、良質な高齢者向け賃貸住宅の供給に対するインセンティブを付与することにより、住宅市場で不足している良質な高齢者向け賃貸住宅の供給を効率的に促進するものである。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>住宅市場で不足しているバリアフリー化された良質な高齢者向け賃貸住宅の供給を、本年5月の制度改正により高齢者向け賃貸住宅の供給が可能となった医療法人の民間活力を活用して、促進することにより、効果的に高齢者の居住の安定の確保を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.4】

施策等名	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定	担当課 (担当課長名)	自動車交通局総務課 企画室(室長 後藤 浩平)
施策等の概要	<p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバス・乗合タクシー車両の開発及び標準仕様を策定する。 (予算関係) 【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>本格的な高齢化社会を迎え、高齢者等交通弱者の円滑な移動手段としてバス・乗合タクシーの重要性が高まっており、地域のニーズに応じた高齢者等に優しいバス・乗合タクシー車両の開発・普及が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、自動車メーカー、交通事業者等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定等による低コスト化を図り、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及を促進することにより、バリアフリー社会の形成を推進する。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>地方部、都市部ともに本格的な高齢化が進むなか、高齢者等に優しい地域のニーズに応じた中・小型バス、乗合タクシー等のバリアフリー車両の開発・普及を図ることは、公共交通機関の使命を果たす上で必要不可欠である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>バス車両の販売市場は規模が小さく、市場原理に委ねるだけでは開発が進まない。(=原因分析)</p> <p>また、バスメーカーも輸送需要の低迷により開発意欲が減退している。(=課題の特定)</p> <p>自動車メーカー、交通事業者等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定等による低コスト化を図り、高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及を促進する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>都市部を中心に定時性・高速性等を確保した連節ノンステップバスの導入、地方部を中心に中・小型のバスや乗合タクシーといった各地域のニーズに応じた様々な運行形態が広がるなか、本格的な高齢化社会に対応するために、高齢者等に優しく地域のニーズに対応した低廉なバリアフリー車両の開発・普及が求められている。</p>		
行政の関与	<p>バス車両の販売市場は規模が小さく、市場原理に委ねるだけでは開発が進まず、バスメーカーも輸送需要の低迷により開発意欲が減退しているため、行政が主導して、メーカー、交通事業者等と連携を図り施策を進めていくことが必要である。</p>		

<p>国の関与</p>	<p>標準化は国内統一的に定めるべきものであるため、国として施策を進めていくことが必要である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>当該施策を講じない場合と比べ、国が中心となって新たな標準仕様を策定することにより、自動車メーカーの開発コストが低減され、その結果、低コスト化が図られ、交通事業者等による車両の導入費用の負担を軽減し、高齢者等に優しい車両の普及が促進される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>新たな標準仕様の策定による車両の低コスト化を図ることにより、より一層高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及が促進されるため、バリアフリー社会の実現に有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会 - 今後のバスサービス活性化方策検討小委員会の報告 - (H19.6.27)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『現行のノンステップバスは、前部低床部と後部高床部との間に段差があるが、より乗りやすさを高めるため、段差がないフルフラットのノンステップバスの開発・導入の促進に向けて検討を進めることが適当である。』</li> <li>・『高齢者、障害者が利用しやすく、かつ、小型で小回りがきき過疎地の実情に即した低コストの低床の中小型バス・マイクロバスの開発・普及にも積極的に取り組むべきである。』</li> </ul> <p>平成24年度(標準仕様の策定から5年以内を目途)に事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.5】

施策等名	海岸環境整備事業の拡充	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う「海岸利用活性化計画(仮称)」づくりを支援するとともに、この計画に基づき海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を補助する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,339百万円】</p>		
施策等の目的	<p>個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことにより、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与することを目的とする。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	1 8 人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>平成11年の海岸法改正で、法目的に「環境」及び「利用」が追加され、また、平成19年7月施行の海洋基本法に「海洋に関するレクリエーションの普及」、「海岸の適正な利用の確保」が掲げられているが、現状では、個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備が行われている場合が多い。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与するためには、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行っていくことが重要である。(=原因分析)</p> <p>個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備を行うのではなく、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことが必要。(=課題の特定)</p> <p>広域的な一連の海岸を対象として、近隣市町村や多様な関係者が協働して行う「海岸利用活性化計画(仮称)」づくりと、この計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備を支援する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	海岸での多様な利用に対応した施設の整備が望まれている		
行政の関与	国土の保全とあわせて海岸環境を整備することは行政の役割であり、主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	海岸保全施設の整備など国土の保全については国の重要な責務であるとともに、国が定めた海岸保全基本方針の中で防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を進めるとしている。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備を行うのではなく、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行う仕組みを構築することで、国土の保全と併せ、海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりを効率的に行うことが可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>現状では、個別の海岸ごとに海水浴など限られた利用に対応した施設の整備が行われている場合が多かったが、海岸保全と併せて観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与することが可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、事後検証を実施する。</p>



事前評価票【No.6】

施策等名	トラック事業者の運行効率化支援による都市圏の環境改善	担当課 (担当課長名)	自動車交通局総務課企画室 (室長 後藤 浩平)
施策等の概要	バス事業者、タクシー事業者が保有するプローブ情報（車両を通じて収集される車両位置・速度等の情報）を活用し、トラック事業者の運行計画に反映させることにより、トラック事業者の運行効率化を支援し、都市圏におけるトラックに起因する環境負荷の軽減を図る。（予算関係） 【予算要求額：55百万円】		
施策等の目的	本施策では、バス事業者が整備するバスロケーションシステムやタクシー事業者が整備するGPS-AVMシステム等により保有されているプローブ情報を活用してトラック事業者の運行効率化を支援する。これにより、トラックに起因する環境負荷の軽減に資することを確認する。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	5 快適な道路環境等を創造する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>トラック事業者数は増加の傾向にあることから、都市圏の大気環境・交通環境問題に対応する観点から、特に都心部でこれまで以上に環境負荷軽減に取り組む必要がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>荷主のニーズとして、トラック事業者はジャストインタイムの物流管理・輸配送が求められているが、運行経路はドライバーに任されていることが多い。（＝原因分析）</p> <p>トラック事業者は中小企業が圧倒的多数であり、運行管理に関する情報化が進んでいない。（＝課題の特定）</p> <p>バス事業者、タクシー事業者が保有するプローブ情報を活用し、トラック事業者の運行計画に反映させることにより、トラック事業者の運行効率化を支援し、都市圏におけるトラックに起因する環境負荷の軽減を図る。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	都市圏の大気環境・交通環境の改善が強く求められている。		
行政の関与	トラック事業者は中小企業が圧倒的多数であり運行管理に関する情報化が進んでいないため、行政がトラック運送の運行効率化を支援し、都市圏におけるトラックに起因する環境負荷の軽減に取り組む必要がある。		
国の関与	都市圏の大気環境・交通環境の改善は、全国共通の早急な対応が求められる課題であり、国が主体的に推進するべきものである。		
施策等の効率性	既存の交通情報では情報量が不十分であり、新たにインフラを整備することなくバスやタクシーのプローブ情報を活用することで詳細な交通情報の提供が可能となり、トラック事業者の効率的な運行が可能となる。		

<p>施策等の有効性</p>	<p>既存のプローブ情報を活用した詳細な交通情報をトラック事業者に提供することにより、効率的な車両運行を支援し、都市圏の大気環境・交通環境の改善が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>実証実験後の平成 20 年度に事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.7】

施策等名	世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策推進	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局水資源計画課 (課長 粕谷明博)
施策等の概要	<p>概要：</p> <p>世界の水資源政策担当部局との政策交流の推進          世界の水資源問題を踏まえた我が国の対応方策の推進          アジアにおける統合水資源管理(IWRM)に関する推進          アジア・太平洋水資源分野連携活動の推進          (予算関係)  <b>【予算要求額：62百万円】</b></p>		
施策等の目的	我が国の国際協力の展開方向を検討すると同時に、特に先進主要国からの情報を活用しつつ、我が国の新たな水資源施策のあり方の検討を行うことを目的とする。		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
業績指標	30 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数		
業績指標の目標値(目標年次)	13件(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>世界の水問題は、食糧や資源を大量に輸入している我が国の安全保障にも関係する重要な課題であり、我が国が持続可能な社会を構築していくためには、総合的水資源マネジメント等新たな水資源政策の展開の検討が必要とされている。さらにはアジア諸国の着実な発展のためには、我が国がその礎となる水問題の解決に貢献することが重要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>しかしながら、近年、多くの先進主要国や国際機関において、水分野に関する新たな制度をつくる動きが見られるものの、これらの制度が我が国の水資源政策にどれだけの影響を与えるか等については十分に把握されていないのが実態である。また、これらには、アジア・モンスーン地域が直面する「水災害」の視点が勘案されていないなどの問題も多い。(=原因分析)</p> <p>これらの課題の解決のためには、国際的な水資源問題に関する様々な情報収集や意見交換を行い、様々な検討を行うことが不可欠である。(=課題の特定)</p> <p>このような背景から、本施策では我が国の国際協力の展開方向を検討すると同時に、特に先進主要国からの情報を活用しつつ、我が国の新たな水資源施策のあり方について検討を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>全国総合開発計画が国土形成計画に変更されたように、持続可能な国土づくりに対するニーズは高く、水資源政策も応える必要がある。</p> <p>アジアを中心とする開発途上国の持続可能な発展のため、その基礎となる水資源分野における協力が求められている。</p>		
行政の関与	<p>水資源は、全ての社会経済活動に不可欠な公共財であるため、新たな水資源政策の検討は、公共性及び中立性を有する行政の関与が不可欠である。</p> <p>国連など、国際的な水に関する政策議論に係わるのは、行政の責務である。</p>		
国の関与	<p>持続可能な社会を目指し、全ての経済社会活動の基本となる水資源について、各県や水系をまたがった新たな政策の展開を検討するのは、国の責務である。</p> <p>国連など、国際的な水に関する政策議論に係わるのは、国の責務である。</p>		
施策等の効率性	<p>2008年(平成20年)は国際衛生年であり、「水と衛生」に対する関心が国際社会で高まる中、世界の水と衛生問題をリードする、国連「水と衛生に関する諮問委員会」の平成20年度早々の東京開催(予定)などを活用しつつ、本施策を実施することは、経費及び、対外効果の面から効率的である。</p>		

<p>施策等の有効性</p>	<p>日本の世界の水資源問題に対する協力のあり方や我が国の水資源政策の新たな展開方向の検討に資する。  「アジアにおける水に関する国連ミレニアム目標 (MDGs ; 2015 年までに安全な飲料水及び衛生施設を利用できない人々の比率を半減) 達成の促進」、「国際議論の場における日本やアジアの発言力が増強」などを通じ、我が国のプレゼンスを高める主体的かつ積極的な国際貢献の実現が可能となる。 等</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>政策レビューとの関係  平成 18 年 3 月「水資源政策」第 4 章.3 水の国際問題への対応  (3) 国際的なネットワーク活動を通じた開発途上国の自立的な水問題解決への支援  平成 2 3 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.8】

<p>施策等名</p>	<p>歴史的環境を保全・活用したまちづくりの推進</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 公園緑地課(課長 小林昭) 都市計画課 (景観室長 永森栄次郎) まちづくり推進課 (課長 菱田一) 市街地整備課 (課長 松田秀夫) 街路課(課長 松谷春敏)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>市町村が作成し国の認定を受けた歴史的環境保全整備計画(仮称)に基づいた、城跡・古墳・歴史的建造物等の歴史的に重要な施設の復原・修復、歴史的建築物等を活かしたまちなみ形成を支援する。(予算・税制・法令関係) 【予算要求額：3,600百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>市町村が作成し国の認定を受けた歴史的環境保全整備計画(仮称)に基づき、各種事業の創設・拡充による地域の歴史・文化を活かしたまちづくりを支援する新たな制度を創設する。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p>		
<p>施策目標</p>	<p>7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p>		
<p>業績指標</p>	<p>都市域における水と緑の公的空間確保量</p>		
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>	<p>検討中(平成24年度)</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>「経済財政改革の基本方針2007」において、持続的で安心できる社会の実現に向けた取組を推進するための具体的手段として、文化財の保存・活用の強化が位置づけられている。 歴史的環境の保全、整備は、地域のアイデンティティ形成や地域の活性化の有効な手段であるが、一方、我が国の歴史的環境が徐々に失われつつあるのが現状。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>文化財保護法等により、単体として保存のための措置がなされている歴史的資産はあるが、周辺の歴史的環境の保全・整備のための措置については充分に行われていないことが歴史的環境が失われる原因のひとつと考えられる。 (=原因分析)</p> <p>我が国の歴史、文化を活かした美しい国土の形成のためには、文化庁と連携し、国として価値の高い歴史的資産を核とした周辺の一体的な歴史的環境の保全・整備について、国が総合的に支援する施策が必要である。 (=課題の特定)</p> <p>これらの課題に対して、導入する施策の具体的な内容は以下のとおり。 ・都市における失われつつある歴史的環境の保全及び整備によるまちづくりを推進するため、国による基本方針の策定、市町村による歴史的環境保全整備計画(仮称)に関する制度の創設その他総合的な</p>		

	<p>支援措置を講ずるための新たな制度を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定を受けた歴史的環境保全整備計画に基づき、以下の措置を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的に重要な施設の保存・復原に係る整備及び当該施設の周辺施設の整備や歴史的に重要な施設を活用したソフト事業を総合的に支援するため、歴史的環境形成総合支援事業を創設</li> <li>・都市公園事業及び緑地環境整備総合支援事業を拡充し、都市公園における城跡等の復原整備について支援措置を追加</li> <li>・都市再生区画整理事業を拡充し、歴史的資産を活かした市街地整備を推進</li> <li>・都市交通システム整備事業を拡充し、計画区域内のみちすじ、駐車場、駐輪場等の整備を支援</li> <li>・まちづくり交付金を拡充し、基幹事業に古都保存事業、緑地保全事業等を追加 等</li> </ul> </li> <li>・税制改正により、歴史的環境保全整備計画（仮称）に定められた歴史的に重要な施設について、税制の特例措置を創設（＝施策の具体的内容）</li> </ul>
社会的ニーズ	「美しい国づくりに関する特別世論調査」（内閣府平成 19 年 7 月）において、重要と思う美しい国の姿として、「文化、伝統、自然、歴史を大切にする国」が最も多く挙げられている。また、近年、地域の歴史、文化を活用した地域活性化に取り組む事例が多くみられる。
行政の関与	地域の歴史的環境の保全・整備を推進するためには、地域のまちづくりに責任を持ち、保全・整備を実施する主体である行政（市町村）が、民間との連携のもと計画を策定し、これをもとに各種事業が実施されていく必要がある。
国の関与	我が国において保全・整備すべき歴史的環境を選定し、選定した歴史的環境を活かしたまちづくりを推進する市町村を支援することで、国として保全すべき歴史的資産及び周辺の歴史的環境の保全を図り、美しい国土づくりを実現するとともに、地域の活性化を図る必要がある。
施策等の効率性	国が選定した保全・整備すべき歴史的環境に限定して、市町村の主体的な取り組みを支援することから、国として保全すべき歴史的資産及び周辺の歴史的環境の保全を図り、美しい国土づくりを実現するとともに、地域の活性化を図る上で効率的な施策である。
施策等の有効性	市町村が策定し国が認定する歴史的環境保全整備計画に基づく事業について、ハード、ソフト両面から予算、税制等で総合的に支援することにより、単体の歴史的資産ではなく、周辺の歴史的環境の一体的な保全・整備が推進されることから、国として保全すべき歴史的資産及び周辺の歴史的環境の保全を図り、美しい国土づくりを実現するとともに、地域の活性化を図る上で有効な施策である。

<p>その他特記すべき事項</p>	<p>社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 公園緑地小委員会報告（平成 19 年 6 月）において、「文化財や登録文化財など歴史的・文化的資源の適正な保全と整備・復元、管理等について、都市公園事業等を核として、周辺の歴史的景観・環境の形成も含め一体的に実施するための「歴史的都市公園等保全・再生・活用計画（仮称）」を、地方公共団体が策定し、これを国が認定し、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の重点的な保全・再生・活用を、総合的に支援する事業制度を構築すべき」との提言がなされている。</p> <p>業績指標の「都市域における水と緑の公的空間確保量」について政策チェックアップを実施しており、平成 20 年度以降、本施策の事後検証を実施。</p>
-------------------	--

事前評価票【No.9】

施策等名	民間活用型地球温暖化対策 下水道事業制度の創設	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局下水道 部下水道事業課 (課長 松井正樹)
施策等の概要	<p>下水道管理者が民間企業と一体となって行う下水汚泥等の循環利用に関する計画「下水道資源循環利用計画(仮称)」の策定に要する費用を補助するとともに、同計画に基づき、民間事業者が整備する下記の施設の建設費に間接補助を行うもの。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：100百万円】</p>		
施策等の目的	民間の有する技術、流通に関するノウハウを最大限に活用し、下水汚泥等の循環利用をより一層推進する。		
政策目標	2 良好な生活環境・自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を促進する		
業績指標	42 下水汚泥リサイクル率		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>下水道は大きな資源・エネルギーポテンシャルを保有しており、全ての下水汚泥を有効活用することが求められているが、資源・エネルギーとしての循環利用はごく一部に限定されている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは効率的な資源・エネルギー循環に関して経営面等の需給などが十分備わっていない事が要因のひとつと考えられる。(=原因分析)</p> <p>下水道の有する資源・エネルギーポテンシャルを最大限活用し、効率的に資源・エネルギー循環を形成することが課題となっている。(=課題の特定)</p> <p>地域における需給調整などについて、民間の有する技術、流通等に関するノウハウを最大限に活用し、下水道管理者が民間企業と一体となって行う下水汚泥等の循環利用に関する計画「下水道資源循環利用計画(仮称)」の策定に要する費用を補助するとともに、同計画に基づく民間事業者の施設整備を間接補助する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	21世紀環境立国戦略において、新エネルギーの導入の加速化に向けた施策を推進しており、社会的ニーズは高い。		
行政の関与	民間だけでは需給のバランスがとれておらず進みにくい取組であることから行政として費用支援等の関与が必要である。		
国の関与	下水道の有する資源・エネルギーの循環形成は国家的課題である地球温暖化防止に資するため、資源・エネルギー循環を促進するためには、国が地方公共団体の取組を支援することが有効である。		
施策等の効率性	民間の技術や経営ノウハウを活用した資源・エネルギー循環を促進することにより、効率的な下水汚泥等の有効利用が図られる。		
施策等の有効性	地域へ下水道の有する資源・エネルギーを供給することや、下水汚泥以外のバイオマスをまとめて活用・再生するなど関係主体と連携・協働した循環利用の取組が推進される。		



その他特記すべき事項	本施策を実施する地区において、下水汚泥等の資源化の状況など、事業効果のフォローアップを行う予定である。本施策の取組等を踏まえ、平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施する。
------------	--

事前評価票【No.10】

<p>施策等名</p>	<p>地区・街区レベルの環境負荷削減対策の推進</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫) 街路課 (課長 松谷春敏) 公園緑地課 (課長 小林昭) 下水道企画課 (課長 青木庸三)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>地区・街区レベルにおける行政が行う事業、民間が行う事業・対策を包括的に定めた都市環境対策計画において、環境負荷低減効果等の目標を設定し、環境貢献の高い対策に対し包括的かつ集中的に支援する。(予算関係) 【予算要求額：2000百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>地区・街区レベルにおいて、様々な対策・取組を行政と民間が協働して包括的に実施していくことにより、より一層の環境負荷の削減を図る。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>3 地球環境の保全</p>		
<p>施策目標</p>	<p>9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>		
<p>業績指標</p>	<p>検討中</p>		
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>	<p>検討中</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>我が国は、京都議定書に基づき、2008年～2012年の第一約束期間において、1990年比で約6%のCO2削減を求められているが、現状では削減目標の達成が非常に困難な状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>この中で、特に総排出量のうち約1/2が主として都市生活に起因しており、この排出量は依然として排出量が増大するなど進捗の遅れは深刻である。また、都市部の緑被率は都市化が進むにつれて減少しており、都市部における吸収源は大幅に減少している。(=原因分析)</p> <p>これまで都市部においては、地域冷暖房等の整備、公共交通の導入等の都市交通施策や公園整備等による緑化の推進、あるいは民間による住宅・建築物等の対策を、個別に実施し一定の成果をあげてきたが、京都議定書の目標達成に向け、今後においては都市開発と併せ、様々な対策・取組を公民が協働して包括的に実施していくことにより、より一層の環境負荷の削減を図る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>そこで、地区・街区レベルにおける行政が行う事業、民間が行う事業・対策を包括的に定めた都市環境対策計画において、環境負荷低減効果等の目標を設定し、環境貢献の高い対策に対し包括的かつ集中的に支</p>		

	援する制度を創設する。( = 施策の具体的内容 )
社会的二一 ズ	地球温暖化問題は社会・国民にとって早急に解決・克服すべき最重要課題であり、都市に係る環境対策として上述の施策を講ずることは必要不可欠である。
行政の関与	地区・街区レベルにおける地球温暖化対策は民間事業者のみで実現することは困難であるため、公的支援を行う必要がある。
国の関与	京都議定書の削減約束達成に向けた責務は国が負っているものでもあり、かつ、京都議定書目標達成計画 ( H17.4.28 閣議決定 ) においても、国は多様な政策手段を動員して地球温暖化対策を総合的に推進することが義務づけられていることから、国の関与は不可欠である。
施策等の効率 性	国、地方公共団体、民間事業者が共同して環境負荷削減対策を実施することにより、個別に投資することと比較して一体的な取組が可能になり、CO2 排出量削減の目標実現に向けて効率的な事業となる。
施策等の有効 性	地区・街区レベルにおける環境負荷低減の目標を共有して包括的に取り組むことで、相乗的な効果を最大限発揮することが可能となり、CO2 排出量削減の目標実現に向けて有効な事業となる。
その他特記す べき事項	社会資本整備審議会答申「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。( 第二次答申 )」( 平成 19 年 7 月 20 日 ) において、これからの市街地整備のあり方に向けて展開すべき主要な施策として、「都市の持続的発展に向けた地球環境問題等への対応」が位置づけられている。 平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施

事前評価票【No.11】

施策等名	エコパーキングシステムの普及促進	担当課 (担当課長名)	道路局道路環境調査室 (室長 川瀧 弘之)
施策等の概要	<p>高速道路SA・PA等において、仮眠や荷待ち等の際のアイドリングのかわりに必要な電源を外部から供給するシステム（エコパーキングシステム）を試行的に導入し、システム導入によるCO<sub>2</sub>排出量や局所的な大気環境改善への効果を把握するとともに、当該システムのニーズやそれを普及させるための方策等について検証する。（予算関係） 【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>アイドリングによるCO<sub>2</sub>排出やNO<sub>x</sub>・SPM等局所的な大気環境悪化の解消を図る。</p>		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化の防止等の環境の保全を行う		
業績指標	<p>検討中 【参考】 運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量（毎年度環境省公表）</p>		
業績指標の目標値（目標年次）	<p>検討中 【参考】 京都議定書目標達成計画 ：2010年度の運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量目標（約250百万t-CO<sub>2</sub>/年）</p>		
施策等の必要性	<p>京都議定書において、2008年度から2012年度の第1約束期間に排出される温暖化ガスの平均削減量を基準年（1990年）比の6%削減としたところ。2005年度のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年比8%増となり、6%削減達成に向け、抜本的な対策が必要な状況である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>部門毎に分析すると家庭部門や業務部門が目標から大幅に超過している状況。運輸部門についても、全CO<sub>2</sub>排出量の約2割を占めており依然大きな割合を占めている。また、運輸部門のうち約9割を自動車からの排出量が占めている。（＝原因分析）</p> <p>京都議定書における目標を達成するためには、効果的な施策を複合的に実施する必要があるが、そのうちの1つとして、アイドリングによるCO<sub>2</sub>排出削減がある。全日本トラック協会調査によると、長距離トラックドライバーの約5割以上が仮眠・荷待ち時間2時間以上アイドリングをしている状況にあり、アイドリングを抑制する必要がある。（＝課題の特定）</p> <p>高速道路SA・PA等における長距離トラックによるアイドリングを抑制するため、アイドリングによる自家発電の代わりに外部から電力を供給することで運転室内の冷暖房器や冷蔵・冷凍のための電気を賄うシステムを構築する。当該システムを試行的に実施し、課題等进行分析する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>高速道路SA・PA等の長距離トラックによるアイドリングがCO<sub>2</sub>排出を増大させているのみならず、局所的な大気環境を悪化させていることが社会問題化しており、早急な解決を求められている。</p>		

行政の関与	当該システムの導入初期において普及促進のための施策を遂行することによって運送事業者等の参入に対するリスク等を軽減するなどの施策を行政が講じることにより、その後、市場メカニズムの中で広く普及することが期待される。
国の関与	当該システムは新しく構築されたシステムであり現時点で広く使われているシステムではないことから、全国に広く展開される前に、国が当該システムを設置することによるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果や局所的な大気質改善の効果のみならず、設置によって生じる課題等を把握しておく必要がある。
施策等の効率性	アイドリングを抑制するための代替策として、トラック運転手のモラルに訴える方法があるが、単にモラルに訴えるだけでは市場メカニズムが働きにくく、その効果が判然としないことから、本施策の方が効率的である。
施策等の有効性	東京電力の調べによると、アイドリングから外部電源に転換することで約98%のCO <sub>2</sub> 排出量削減効果があり、NO <sub>x</sub> やSPMも大幅に減少することが推計されている。当該システムの導入によるCO <sub>2</sub> 排出量削減効果は高い。
その他特記すべき事項	<p>社会資本整備審議会環境部会 交通政策審議会交通体系分科会環境部会がとりまとめた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間とりまとめ（平成19年6月）」において、「路上あるいは高速道路のSAやPAにおけるトラック等のアイドリングストップをさらに推進するための駐停車中に外部からの電源を供給するシステムなど、新たな技術開発への支援の推進を検討する必要がある。」とされているところ。</p> <p>CO<sub>2</sub>排出量については、平成20年度以降の京都議定書のフォローアップにおいて、事後評価を実施予定であり、それに同調する形で事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.12】

施策等名	住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅生産課 (課長 坂本 努) 住宅局建築指導課 (課長 水流 潤太郎)
施策等の概要	<p>住宅に係る省エネ改修促進税制の創設 エネルギー需要構造改革投資促進税制の延長及び拡充(エネルギー利用革新税制) 住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保等に係る助成制度の創設 (予算関係、税制関係) 【予算要求額：300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>京都議定書における温室効果ガス排出量の1990年比6%削減や、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減するという長期目標の達成に向け、省エネ性能の高い住宅・建築物の普及を促進することを目的とする。</p>		
政策目標	3 地球環境の保全		
施策目標	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
業績指標	5 3 住宅、建築物の省エネルギー化(一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、新築住宅における次世代省エネ基準(平成11基準)達成率、一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)		
業績指標の目標値(目標年次)	31%(平成22年度) 50%(平成20年度) 80%(平成20年度)		
施策等の必要性	<p>京都議定書では温室効果ガスの総排出量を基準年(1990年)比で6%削減することとされているが、2005年度の実績では基準年比で7.8%上回っている。特に民生部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量は、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においては、2010年度の目安としての目標が基準年比で約1割増とされているが、2005年度の実績では基準年比で約4割増となっており、現状では民生部門全体においては2010年度の目安としての目標を達成することは極めて厳しい状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>民生部門におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量の増加は、基準年と比較して、店舗の営業時間の増加、オフィスの床面積の増加やOA機器の導入、世帯数の増加、家庭における大型テレビやパソコンの保有台数の増加、生活の24時間化など、ライフスタイルの変化等に影響されている。また、同様にCO<sub>2</sub>排出量に大きく影響する住宅・建築物の省エネ性能は、建物本体の断熱化や高効率な機器の導入等により一定の向上が図られているものの、コスト面、技術面における課題や、その必要性・重要性の認識の低さ等から、十分に省エネ化が普及している状況には至っていない。(=原因分析)</p> <p>このため、エネルギー消費量が一貫して増大し続けている民生部門においては、住宅・建築物の省エネ措置に係るより実効的な規制の導入を図るとともに、省エネルギー性能の高い住宅・建築物の取得・改修へのインセンティブの付与や消費者への啓発を行っていくことが必要である。(=課題の特定)</p>		

	<p>以上のことから、以下の制度の創設を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合について、以下の特例措置を創設する。        所得税：省エネ改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を税額控除        固定資産税：3年間1/2に減額</li> <li>・エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加した上で、2年間延長する。        法人税・所得税・法人住民税：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）</li> <li>・より実効的な規制の導入の検討とあわせて、省エネ改修の促進、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための施工技術等の導入の促進、消費者への啓発等についての助成制度を創設する。        （＝施策の具体的内容）</li> </ul>
社会的ニーズ	<p>住宅・建築物における省エネ対策に関しては、必要性・重要性の認識や十分な知見が不足している消費者や、必要性・重要性の認識や施工技術等が不足している中小事業者等が多いという状況にあるとともに、当該対策を講じるにあたってのインセンティブが乏しいことから、本施策を導入することへの社会的ニーズは大きい。</p>
行政の関与	<p>本施策は、地球温暖化の防止を目的とし、民生部門におけるエネルギー起源CO2の排出を抑制するため、住宅・建築物の省エネ対策を一層強化するものであり、公益性を有するものであることから行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>本施策は、京都議定書の国際約束達成を図るためのものであり、また、住宅・建築物の省エネ性能の向上は、一地域にとどまるものではなく全国的に取り組むべきものであることから、国による施策実施が適切である。</p>
施策等の効率性	<p>住宅・建築物におけるエネルギー起源CO2の排出抑制のためには、必ずしも省エネ対策の必要性・重要性の認識が十分でなく、住宅・建築物の大部分を供給・施工している中小事業者等や、十分な知見を有していない消費者を対象として、その必要性・重要性の啓発、技術の向上、インセンティブの付与を図ることが効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>本施策による省エネ対策の必要性・重要性の認識の高まり、施工技術等の向上、インセンティブの付与によって、住宅・建築物における省エネ性能の向上が需要側と供給側の双方から図られるため、民生部門におけるエネルギー起源CO2の排出を一層抑制することが可能となる。</p>
その他特記すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に策定又は改定された、「21世紀環境立国戦略」、「経済成長戦略大綱」、「経済財政改革の基本方針2007」（いずれも平成19年6月）において、住宅・建築物の省エネ性能の向上が位置づけられている。</li> <li>・社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会による「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間とりまとめ」（平成19年6月）、中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会による「京都議定書目標達成計画の評</li> </ul>

	<p>価・見直しに関する中間報告」(平成 19 年 8 月)において、住宅・建築物の省エネ性能の向上が位置づけられている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成 20 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</li></ul>
--	--



事前評価票【No.13】

施策等名	市町村単位の気象警報の発表	担当課 (担当課長名)	気象庁予報部業務課 (課長 露木義)
施策等の概要	<p>豪雨、河川氾濫等が予想される場合に、二次細分区域（約 370 区域）を単位に発表していた大雨警報、洪水警報等を、平成 22 年度から市町村単位（約 1800 区域）まで細分して発表する。</p> <p>平成 20 年度概算要求においてシステム整備費を要求。（予算関係） 【予算要求額：89 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>災害が予想される地域の市町村長が行う避難勧告等の判断を効果的に支援するとともに、危険地域の住民に自主的な避難活動を促す。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>気象庁は豪雨・暴風等による被害を防止、軽減するために、大雨警報等を発表している。しかし、防災活動においては避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていなかったり、避難勧告等が伝わっても住民が避難しなかったりして、十分な効果を挙げることが出来ない場合がある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>市町村としては、気象庁による警報の対象区域が通例複数の市町村を含む区域として定められているために、警報の発表と避難勧告等の発令をどのように関連させるべきかが考え難いこと、同じ理由で住民が自らの地域の危険性を認識しにくいことが、情報の効果を損なっていると考えられる。（＝原因分析）</p> <p>警報等において、地域をさらに細分して、各市町村が的確に気象状況等を把握できるようにすることが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>各種の観測予報資料を高度に処理するために必要な技術開発及びシステム整備を進めて、警報の対象区域をこれまでの二次細分毎から市町村毎とする。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	<p>平成 16 年の一連の水害等を受けて内閣府を中心にまとめられた「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」では、「避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できていないこと」、また、「避難勧告等が伝わっても住民が避難しないこと」などが問題であるという認識の下、「避難勧告等の判断基準に適合した基準で、気象官署及び河川管理者が警報等の防災関係情報を発表すること」とされている。この「避難勧告等の判断基準に適合」させるためには、市町村長の判断に直接適用可能な情報を提供することが必要であり、警報発表を市町村毎に発表することが必要である。</p>		
行政の関与	<p>豪雨、暴風等の被害を防止、軽減するための警報発表は気象業務法により気象庁が行うこととされている防災情報であり、行政（気象庁）の関与が不可欠である。</p>		
国の関与	<p>災害対策基本法及び気象業務法に基づき、集中豪雨等の激しい気象によ</p>		

	る被害の防止、軽減のための情報作成及び発表は、国の責任によって実施すべき業務である。
施策等の効率性	市町村毎の警報発表は、市町村長の避難勧告等判断を効果的に支援し、同時に危険地域住民に切迫感を的確に伝達して自主的な避難活動を促すものであって、被害の防止、軽減効果は極めて高く、本施策によるシステム整備により効率よく実施される。
施策等の有効性	防災活動を効果的に行うには、市町村長による避難勧告等が適時的確に発表されること、及び危険地域の住民がこれを適正に受け止めて避難活動に入ることが重要である。本施策は、警報において対象市町村を明示するために、対象地域の不明確さを理由とする避難勧告等の判断の難しさを排除または軽減し、危険地域の住民にとっては、自らが危険地域にあるかどうかを容易に判断することができるようになる。これらにより、避難勧告等の発表と自主的な避難活動の促進が可能となり、気象災害の防止、軽減に極めて有効である。
その他特記すべき事項	政策レビュー「台風・豪雨等に関する気象情報の充実」(17年3月、国土交通省)において、警報の発表対象とする地域細分化を推進して「原則として市町村等を特定した警報の発表を目指す」としている。 平成23年度政策レビュー「市町村の防災判断を支援する警報の充実」において事後検証を実施。

事前評価票【No.14】

施策等名	5日先までの台風予報の実施	担当課 (担当課長名)	気象庁予報部業務課 (課長 露木義)
施策等の概要	現在3日先まで行っている台風予報を、平成21年の台風シーズンから5日先まで延長する。そのため、平成20年度概算要求において、システム整備費を要求。(予算関係) 【予算要求額：114百万円】		
施策等の目的	台風災害に備えて、防災要員の配置計画立案等、自治体による早期の防災準備活動を支援し、また自治体や住民自らによる早期の避難活動を支援する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	58 台風中心位置予報の精度		
業績指標の目標値(目標年次)	260km(平成22年)		
施策等の必要性	<p>台風による豪雨・暴風等は甚大な被害をもたらすものであり、防災機関の活動を支援して、被害を防止、軽減することを目的に、気象庁は3日先までの台風予報を実施している。しかしながら、被害の防止、軽減のためには、より長い期間の予報が必要であるとされ、所期の目的は十分達せられていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>防災機関における防災資材の準備や要員の配置計画立案及び電力関係機関や農業関係者が業務上必要とする対策などにおいて、効果的に体制を整えるには、3日より長い期間の予報が必要である。一方、技術的な困難からこれまでは3日より先の実用的な情報を発表してこなかった。(=原因分析)</p> <p>台風予報については、数値予報技術等の改善により、3日より長い期間の予報を行う技術基盤が整いつつある。これを元に、予報誤差が時間とともに大きくなることに注意を払いつつ、3日より先の予報を発表することが課題である。(=課題の特定)</p> <p>観測予報資料の詳細な解析を行うためのシステム整備を行って、5日先まで効果的な情報を発表する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	台風予報は防災体制の確立に欠くことの出来ない情報であり、自治体、防災機関、報道機関等からも常に注視されている。中でも予報時間の延長に対する改善要求が強いことが示されている(防災気象情報の満足度に関する調査、19年3月、気象庁)。		
行政の関与	台風予報は気象警報等の適時的確な発表に不可欠であり、行政が関与すべき業務である。		
国の関与	災害対策基本法及び気象業務法に基づき、台風による被害の防止、軽減のための情報作成及び発表は、国が責任を持って実施すべき業務である。		
施策等の効率性	万全な防災体制を確立するためには、全ての市町村等防災機関において十分な態勢をとる必要がある。台風による災害の対策としては、水害対策等のための防災対策資材の確保と適切な配置、連絡要員の確保、防災		

	<p>活動要員及び要援護者支援要員の配置計画等が必要となる。5日予報の提供は、防災機関が十分な準備期間をもって防災計画立案等を可能にするものであり、本施策によるシステム整備により5日予報の提供を実施すれば、防災体制の強化が極めて効率的に実現される。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>台風災害の防止軽減には、人員配置、資材用意など、事前に十分な態勢を整える必要がある。また、単身世帯の高齢者など要援護者の避難活動についても、対象者の確認や補助者の手配などを行う必要がある。5日予報の実施により、これらの活動には十分な時間を確保することが出来るようになり、被害の防止、軽減に極めて有効である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>政策レビュー「台風・豪雨等に関する気象情報の充実」(17年3月、国土交通省)において、3日以上先の台風予報の発表を目指して技術開発を進めるとしている。 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.15】

施策等名	次世代アメダスの整備	担当課 (担当課長名)	気象庁観測部計画課 (課長 佐々木秀行)
施策等の概要	<p>近年、台風や集中豪雨などによる気象災害が頻発しており、こうした災害を防止・軽減するためより一層的確な防災気象情報の発表が不可欠である。このため、災害との関連の強い最大瞬間風速が観測できる新型アメダス気象計を整備するとともに、平成 19 年度に整備したアメダスデータ等統合処理システムに全てのアメダス観測所を接続し、さらにデータの品質管理機能を強化する。これにより、最大瞬間風速の情報、より正確な実況監視情報等、防災気象情報を充実し、気象災害の防止・軽減を図る（予算関係）。</p> <p>【予算要求額：1,319 百万円】。</p>		
施策等の目的	次世代アメダスを整備し、最大瞬間風速の情報提供等による防災気象情報の充実を図り気象災害の防止・軽減に資する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 0 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	5 8 台風中心位置予報の精度		
業績指標の目標値（目標年次）	260km（平成 22 年）		
施策等の必要性	<p>アメダスは、全国各地に展開した気象観測所において雨量、風、気温、日照時間、積雪の自動観測を行い、防災気象情報の基礎となるデータを取得するシステムであり、安定運用はもとより、防災気象情報の高度化に適合した観測データの充実が不可欠である。しかし、強風被害との関連が強い最大瞬間風速などの情報が提供できない観測所が多数残っているほか、整備後 15 年を経過したアメダス気象計は老朽化が著しく、安定運用に支障をきたしている。一方、アメダスの観測データは防災対応を判断する上での重要な基礎データの一つとして即時的に利用されており、そのため観測データの正確さが重要であり、19 年度に整備したアメダスデータ等統合処理システム（以下、「統合処理システム」という。）の品質管理機能の一層の強化が課題となっている。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>現行のアメダス気象計は老朽化が著しく安定運用が懸念されるとともに、最大瞬間風速等の測定ができない。また、統合処理システムの品質管理機能は、気象学的にあり得ない量（例えば、1 時間に 200 ミリの雨量）は異常と見なすといった簡便なものにとどまっている。（＝原因分析）</p> <p>近年、台風の相次ぐ襲来や集中豪雨等による災害が頻発しており、アメダスの安定運用はもとより、被害との関連が強い最大瞬間風速の取得、さらに観測データの信頼性向上を実現するため、統合処理システムの品質管理機能の強化が課題となっている。（＝課題の特定）</p> <p>最大瞬間風速等の観測が可能な新型アメダス気象計を整備するとともに、統合処理システムに全てのアメダス観測所を接続し、更にデータの品質管理機能を強化する。（＝施策の具体的内容）</p>		

社会的ニーズ	近年、台風の相次ぐ襲来等により、暴風・豪雨による災害が頻発しており、防災気象情報の的確な提供が求められている。また、台風や羽越線の事故をはじめとする強風災害に対して突風等の気象情報の充実が求められている。
行政の関与	暴風・豪雨・豪雪などの災害の防止・軽減のために行う注意報・警報等、防災気象情報の充実に不可欠な観測システムの整備であり、行政の関与が必要である。
国の関与	災害対策基本法及び気象業務法に基づき、災害の予防に不可欠な気象観測は国（気象庁長官）自ら実施すべき施策である。
施策等の効率性	最大瞬間風速等も観測できる新型アメダス気象計の整備と統合処理システムへの接続を同時に行うことにより、新・旧での接続の違いを補完する追加的機能（旧気象計の新処理システム対応改修または新処理システムの旧気象計対応機能搭載）を省略できるため、効率的に防災気象情報の改善が可能となる。
施策等の有効性	本施策は、全国的に密な観測点での最大瞬間風速の取得を可能とし、また、より正確な実況監視情報の提供を可能とするなど、防災気象情報の充実が図れ、気象災害の防止・軽減に資する。
その他特記すべき事項	平成 16 年度にとりまとめた政策レビュー「台風・豪雨等に関する気象情報の充実 - 災害による被害軽減に向けて - 」において、台風の強さを示す指標として、最大平均風速に加えて最大瞬間風速についても情報を提供するとされており、そのためにアメダス等によって最大瞬間風速の観測の充実に積極的に取り組む等、さらなる改善を図ることとされている。 平成 21 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。

事前評価票【No.16】

施策等名	緊急地震速報精度向上のための地震観測点の強化	担当課 (担当課長名)	気象庁地震火山部管理課 (課長 鉢嶺猛)
施策等の概要	<p>緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報で、平成19年10月1日より、広く国民に提供される。</p> <p>奄美大島及び八丈島に、緊急地震速報を解析する観測データを提供する地震観測点を増設(高密度化)し、伊豆諸島、南西諸島地域に対して、信頼性の高い緊急地震速報をより迅速に発表できる体制を確立する。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額：32百万円】</p>		
施策等の目的	<p>伊豆諸島や南西諸島では、島嶼部といった地理的状况から内陸部に比べて観測点密度が低いため(周囲150Km以内に他の観測点が3点以下)、緊急地震速報における推定震源の位置が大きくなる可能性がある。また当該地域は地震活動度が高い地域に位置するため、信頼性の高い緊急地震速報の提供が重要となる。このため、地震観測点を増設することにより、当該地域での緊急地震速報の信頼性を高める。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	59 地震発生から地震津波情報発表までの時間		
業績指標の目標値(目標年次)	3.0分未満(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>緊急地震速報は、震源の近くで地震(P波、初期微動)を捉え、震源の位置、規模、想定される揺れの強さを自動的に計算し、地震による強い揺れ(S波、主要動)が始まる数秒～数十秒前に素早く知らせる情報であるが、平成18年9月1日、奄美大島近海で、地震の規模(M)5.4、最大震度3の地震が発生した際の緊急地震速報は、M6.4、最大震度5弱として発表した。これは、推定した震源の位置が大きくなり、地震の規模を過大評価したためである。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>現在の地震観測点は、日本及びその周辺で発生する地震を把握できるよう、内陸部において約60Km間隔で配置されているが、伊豆諸島や南西諸島のような島嶼部では、内陸部のような観測点の配置が困難であるため、緊急地震速報における推定震源の位置が大きくなる可能性がある。(=原因分析)</p> <p>この問題を改善するには、島嶼部における緊急地震速報に対応した地震計(多機能型地震計)を内陸部に比べて高密度で配置することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、奄美大島及び八丈島に緊急地震速報を解析する観測データを提供する地震観測点を増設し、伊豆諸島、南西諸島地域に対して信頼性の高い緊急地震速報を発表できる体制を確立する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	日本は世界有数の地震国であり、近年も大規模な地震による災害が発生し、被害をもたらしている。このように地震が発生した場合、大きな揺れが到達する前に、国民が安全確保行動をとれるように、迅速で信頼性の高い緊急地震速報を公表することが求められている。
行政の関与	地震は、国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、これらの被害を軽減するためには行政が責任もって減災につながる情報を提供する必要がある。
国の関与	地震は地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合、広範囲に影響を及ぼすものである。したがって、地方ではなく国の責務として減災につながる緊急地震速報を提供する必要がある。情報の利用等に当たっては、地方気象台等が地方自治体等と適切に連携し、より効果的な情報活用（適切な安全確保行動の普及）を進める必要がある。
施策等の効率性	地震発生時に信頼性の高い緊急地震速報を迅速に発表することにより非常に大きな減災効果が期待できる。
施策等の有効性	伊豆諸島、南西諸島地域に緊急地震速報に対応した地震観測点を増設（高密度化）することにより、同地域で発生する地震について、信頼性の高い緊急地震速報をより迅速に発表することが可能となる。
その他特記すべき事項	平成 22 年度政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施。



事前評価票【No.17】

施策等名	ケーブル式海底地震計の整備	担当課 (担当課長名)	気象庁地震火山部管理課 (課長 鉢嶺猛)
施策等の概要	<p>東海・東南海・南海地震に備え、想定震源域近傍の海域における地震観測強化等のため、「緊急地震速報」に対応した新たなケーブル式海底地震計の整備を平成16年度より進め、平成20年度夏季に供用開始する。</p> <p>平成20年度は引き続き陸上工事を行うとともに、海洋敷設を実施する。 (予算関係)</p> <p>【予算要求額：785百万円】</p>		
施策等の目的	<p>東海地震、東南海地震想定震源域における微小地震検知能力の向上と監視強化を図る。</p> <p>緊急地震速報発表のための震源、マグニチュード推定能力の向上を目指す。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	59 地震発生から地震津波情報発表までの時間		
業績指標の目標値(目標年次)	3.0分未満(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>気象庁では、想定される東海地震の前兆的变化を捉えるため、東海地震の想定震源域である東海沖にケーブル式海底地震計を整備し、昭和54年より観測を開始し、24時間体制で常時監視を行っている。これにより陸域の地震観測データのみでは把握できない当該海域で発生する微小な地震活動を効果的に把握・監視している。</p> <p>しかしながら、平成13年6月の中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」において想定震源域が見直され、当初の想定震源域から大きく西方に拡大したため、既存の海底地震計だけでは当該地域の監視が十分ではなくなった。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、拡大された想定震源域の海域に海底地震計が設置されていないことによる。(=原因分析)</p> <p>これらの問題を改善するには、拡大された想定震源域に緊急地震速報に対応した海底地震計を整備することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、既設の東海沖ケーブル式海底地震計の西方に新たに「緊急地震速報」に対応したケーブル式海底地震計を整備しており、当該海域での詳細な地震活動の把握・監視を強化する体制を確立する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>我が国において、もっとも切迫し、かつ甚大な地震・津波被害を及ぼす可能性のある地震の一つとして東海地震が想定されており、当該地域での地震監視体制の強化、地震発生予測や緊急地震速報の精度向上が求められている。</p>		
行政の関与	<p>地震は、国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、これらの被害を軽減するためには行政が責任をもって減災につながる情報を提供する必要がある。</p>		

国の関与	地震は地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合、広範囲に影響を及ぼすものである。したがって、地方公共団体ではなく国の責務として減災につながる地震発生予測に関する情報（東海地震）や緊急地震速報を提供する必要がある。
施策等の効率性	地震発生予測の精度向上（東海地震）及び当該地域に対し地震発生時に信頼性の高い緊急地震速報を迅速に発表することにより非常に大きな減災効果が期待できる。
施策等の有効性	東海・東南海地震の想定震源域に緊急地震速報に対応した海底地震計を整備することで、当該地域の地震発生予測（東海地震）や精度の高い緊急地震速報を迅速に発表することができる。
その他特記すべき事項	平成 22 年度政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施。

事前評価票【No.18】

施策等名	異常気象への対応のための海洋変動監視予測情報の提供	担当課 (担当課長名)	気象庁地球環境・海洋部 地球環境業務課 (地球環境業務課長 中井公太)
施策等の概要	<p>日本をはじめ世界での異常気象発生の見通しをこれまでよりの確に予測するため、海洋変動監視予測装置を整備し、これまで気象庁が行って海洋変動の監視予測情報の対象としてきたエルニーニョ監視海域に加え、新たに太平洋西部・インド洋の熱帯域も対象とした海洋変動監視予測情報を提供する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：13百万円】</p>		
施策等の目的	<p>異常気象発生に密接に関係する太平洋・インド洋熱帯域における海洋の監視予測情報を提供することにより、日本やアジア地域での災害対策の支援をはじめ、食料の安定供給や水資源管理、経済活動でのリスク回避等に貢献することを目的とする。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>世界的な異常気象発生の要因として太平洋赤道域東部でのエルニーニョ/ラニーニャ現象が広く知られているが、近年の気候学に関する研究の進展により、太平洋西部やインド洋熱帯域の海洋変動とも密接に関係していることが明らかになってきた。しかし、現状では太平洋赤道域東部の海洋変動の監視・予測情報の提供にとどまっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまで、インド洋の海洋変動を監視するのに十分な海洋観測データが不足していた。また、太平洋赤道域東部のエルニーニョ現象等を対象とした予測モデルでは、これらの海洋変動を精度良く予測するには不十分であった。(=原因分析)</p> <p>2000年から開始されたアルゴ計画等により国際的な海洋の観測網が充実してきており、太平洋やインド洋の海洋変動の監視が可能となってきた。また、これらの海洋変動を精度良く予測するモデルが気象研究所と協力して開発できた。しかし、これらのデータやモデルを用いて、これまでより広域な海域を対象とした情報を定常的に提供するためには、現在の装置では処理能力が不足している。(=課題の特定)</p> <p>海洋変動監視予測装置を気象庁に整備し、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入することにより、太平洋からインド洋の熱帯域の海洋変動を監視・予測した海洋変動監視予測情報を気象庁ホームページ及びアジア太平洋気候センターを通じて定常的に提供する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>地球温暖化の進行に伴い、異常気象の発生頻度の増加による社会経済活動への影響が懸念されている中、平成18年豪雪や平成19年の記録的な暖冬を始め、我が国では近年頻発する異常気象に対する関心が高</p>		

	<p>まっている。また、経済活動のグローバル化に伴い、諸外国で発生する熱波・干ばつ・大雨等の異常気象が我が国の経済に及ぼす影響も増大しており、我が国をはじめ世界の異常気象の状況を、適切に監視・予測することが求められている。</p>
行政の関与	<p>異常気象は、災害や農業被害など国民の安全・安心に影響を及ぼすものであり、これらの被害を軽減するためには行政が責任を持って必要な情報を提供する必要がある。</p>
国の関与	<p>異常気象は地域を問わず発生し、また、ほとんどの場合、広範囲に影響を及ぼすものである。したがって、地方ではなく国の責務として必要な情報を提供する必要がある。情報の利用にあたっては、地方気象台等が地方自治体等と適切に連携し、より効果的な情報の活用を進める必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>1997年から1998年にかけてのエルニーニョ現象発生時には、干ばつや大雨洪水などにより世界中で約4兆円もの被害が出ている(WMOによる)。こうした国内外に大きな影響を与える異常気象の発生に密接に関連する、太平洋・インド洋熱帯域における海洋変動の監視予測情報を提供することにより、異常気象に関する情報の改善、季節予報の精度向上につながり、より効果的な対策の実施による被害軽減に貢献することができる。</p>
施策等の有効性	<p>新たに異常気象に密接に関係する太平洋・インド洋熱帯域も対象海域とした広域の海洋変動の監視・予測情報の提供は、異常気象に関する情報改善や季節予報の精度向上とあいまって、我が国をはじめアジア太平洋諸国の天候に関してより精度の高い情報を利用することを可能にする。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.19】

施策等名	被災したまちの早期復興等	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局まちづくり推進課 (課長 菱田一)
施策等の概要	都市防災総合推進事業において「被災地における復興まちづくり総合支援事業(仮称)」及び「地震に強い都市づくり緊急整備事業(仮称)」を創設する等、拡充を行う。(予算関係) 【予算要求額：1,200百万円】		
施策等の目的	能登半島地震、新潟県中越沖地震等の被災状況を踏まえ、市街地において、大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から、緊急的かつ総合的な取り組みに対する支援を強化する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	7 1 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積		
業績指標の目標値(目標年次)	7,000ha(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>能登半島地震・新潟県中越沖地震においては、市街地に大きな被害が発生した。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>日本は世界でも有数の地震国であるほか、基盤施設の整備を伴わないまま都市化が急速に進展したこと、高度経済成長期に大量につくられた建築物・公共施設インフラがともに老朽化していることから、地震等各種災害に対して構造的に脆弱である。(=原因分析)</p> <p>被災した地域では、住宅や公共施設に留まらず、商店街や風情あるまちなみに大きな被害が発生し、地域の活力の早期復興が喫緊の課題となっているほか、大規模地震が日本全国でいつ発生してもおかしくないということが再認識され、大規模地震に備えた対策を緊急的かつ総合的に推進することが求められている。(=課題の特定)</p> <p>以下の施策の実施により、被災したまちの活力ある早期復興を図る。(=施策の具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市防災総合推進事業において、被災した市街地において復興計画の作成支援と地区公共施設の整備、被災地の状況に応じた施設整備を総合的に支援する、「被災地における復興まちづくり総合支援事業(仮称)」及び地震に強い都市づくりに取り組む市町村における施設の早期整備を推進するため、避難地・避難路・ライフラインの強化等を総合的に支援する「地震に強い都市づくり緊急整備事業(仮称)」を創設する等の拡充を行う。</li> </ul>		
社会的ニーズ	大規模地震の切迫性が指摘される中、大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から安全・安心なまちづくりを行うことが急務。		
行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護する必要があることから、大規模災害に対する防災・減災・復旧・復興対策に関する行政の関与の必要性については、災害対策基本法、地震防災対策特別措置法、被災市街地復興特別措置法等に明記されている。		
国の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護する必要があることから、大規模災害に対する防災・減災・復旧・復興対策に関する国の関与の必要		

	性については、災害対策基本法、地震防災対策特別措置法、被災市街地復興特別措置法等に明記されている。
施策等の効率性	予防・減災対策に係る事業費と、災害による被害額、復旧・復興のための事業費を比較すれば、大規模地震等大規模災害に対しては事前対策により減災を図ることが効率的であることは、過去の災害の事例からも明らかである。十分に減災を図った上で、被災後の復興対策については、原型復旧に留まらず、災害に強いまちづくり・地域活性化の観点から、被災地の状況に応じた支援を合わせて実施することが効率的である。
施策等の有効性	大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から、緊急的かつ総合的な取り組みに対する支援を強化することが、大規模地震等に伴う人的・経済的被害を軽減するとともに、被災地の活力ある早期復興の実現に有効である。
その他特記すべき事項	平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。

事前評価票【No.20】

施策等名	雨に強い都市づくり支援事業の創設	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局下水道部下水道事業課 (課長 松井正樹)
施策等の概要	関係主体が一体となって取組む雨に強い都市づくりを支援するため、計画策定への支援措置を講ずるとともに、住民等自らによる災害対応（自助）への支援措置を強化する。（予算関係） 【予算要求額：3,300百万円】		
施策等の目的	近年、下水道の計画規模を上回る集中豪雨に対して、関係機関や住民が一体となって、雨水流出抑制などの被害軽減対策に取り組むことにより、下水道の計画規模を上回る降雨に対しても効率的・効果的な減災対策を図る（＝将来の気候変化にも適応する「雨に強い都市づくり」）を促進する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	6 5 下水道による都市浸水対策達成率		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>近年、下水道の計画規模を上回る集中豪雨が頻発しているが、今後も、平成19年2月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告書第1作業部会報告書」においては、地球規模の将来予測として、ほとんどの地域における大雨の頻度が引き続き増加するほか、降水強度も増加すると指摘されている。また、下水道の計画規模を上回る集中豪雨により、浸水被害が発生しているが、早期にハード対策を実施することは、財政制約上厳しい状況。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>特に計画を超える規模の降雨への対応としては、厳しい財政状況等の観点から、下水道による雨水の排除を主体とした対応だけでは十分とは言えない状況。（＝原因分析）</p> <p>関係機関や住民が一体となって、雨水流出抑制などの被害軽減対策に取り組むことにより、計画を超える規模の降雨に対する防災・減災対策を講じる必要性がある。（＝課題の特定）</p> <p>このため、関係機関や住民が一体となって取組む雨に強い都市づくりを総合的に支援するため、計画策定への支援措置を講ずるとともに、商店街の店舗等への止水板設置など、住民等自らによる災害対応（自助）への支援措置を強化する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	「経済財政改革の基本方針2007」においても、災害から国民の生命、財産及び生活を守る防災・減災対策の推進が求められている。安全・安心の確保については、社会的に大きなニーズがある。		
行政の関与	浸水対策は国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、行政の関与が不可欠。		
国の関与	浸水対策は国民の生命・財産を守る最も基本的な事業であり、全国民が等しく享受すべき事業である。また、地方公共団体単独では短期間に多		

	額の負担は困難であるため、国の補助制度が有効である。
施策等の効率性	下水道施設の計画規模（ハード整備による浸水安全度）を上回る超過降雨に対し、ソフト対策を講じることにより、浸水安全度が向上し、防災・減災対策として一定の対応が可能となるため、十分な効率性を有する。
施策等の有効性	下水道施設の計画規模を上回る超過降雨に対しても住民の自助等により浸水被害の軽減が期待され、地域の浸水安全度の向上に寄与。
その他特記すべき事項	本施策を実施する地区等において、ハード対策やソフト対策等の進捗状況のフォローアップを行う予定である。本施策の取組等を踏まえ、平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施する。



事前評価票【No.21】

施策等名	密集市街地の整備促進(住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の拡充)	担当課 (担当課長名)	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 伊藤 明子)
施策等の概要	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を拡充し、協調化による戸建て住宅の建替えにより、一定の防火性能が得られる場合、木造建築物を耐火建築物等に建替える際に上乗せで必要となる費用を補助対象とする。(予算関係) 【予算要求額：22,875百万円】		
施策等の目的	都市再生プロジェクト第3次決定において、全国8,000haの重点密集市街地について平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、重点密集市街地の早期改善は喫緊の課題であるが、現時点でこの目標の達成は困難な状況にあり、取組みを加速する必要があるため。		
政策目標	4 水害等震災による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	6 6 地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保について、H17年度末までに約3割進捗しており、H19年度までの目標については概ね達成される見込み。しかし、都市再生プロジェクト(第三次決定)の目標である、「特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後10年間(H23年度末まで)で最低限の安全性を確保する。」の達成に向けては、取組みを加速していく必要がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>十分な基盤整備がされていないこと、個々の敷地が狭小であること等から建て替えが進まず、現状のままでは改善が困難な地区が多数存在する。(=原因分析)</p> <p>十分な基盤整備がされていないことから建築基準法で規定された必要な接道がない、敷地が狭小であることから建蔽率を超過している等の既存不適格建築物が多数存在し、そのままでは戸建てで替えが不可能。道路等の基盤整備や建築物の共同化のためには合意形成が必要であるが、住民の危険性に対する認識が低いこと、多数の地権者が存在し、権利関係が輻輳していることなどから合意形成が困難。(=課題の特定)</p> <p>以下の施策の実施により、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)を拡充し、協調化による戸建て住宅の建替えにより、一定の防火性能が得られる場合、木造建築物を耐火建築物等に建替える際に上乗せで必要となる費用を補助対象とする。(=施策の具体的内容)</li> </ul>		
社会的ニーズ	大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密集市街地の安全性の向上が急務。		
行政の関与	密集市街地では、敷地規模が小さいことや零細な地権者が多いこと等の特性から民間のみによる自力更新が困難。一方で、防災上課題のあ		

	る市街地の再生は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。
国の関与	都市再生プロジェクト第三次決定、同第十二次決定である「密集市街地の緊急整備」を促進するものであり、国の関与が不可欠。
施策等の効率性	首都直下地震の被害想定では、最大で死者約 8,000 人、焼失棟数約 65 万棟と想定されており、ひとたび災害が発生すると巨額の復旧・復興費用が発生するため、行政の関与により事前に対策を進めることが公共投資の観点からも効率的。
施策等の有効性	本施策で確保すべきとされている「最低限の安全性」とは、逃げまどいによる死者をほとんど出さず、かつ火災による焼失率を大幅に低減させる水準を指している。密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性を確保することは、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害を軽減するために有効。
その他特記すべき事項	<p>都市再生プロジェクト第三次決定において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地（東京、大阪各々約 2,000ha、全国で約 8,000ha）を対象に重点整備し、今後 10 年間（平成 23 年度末まで）で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられている。また、同第十二次決定において、重点密集市街地の早期解消に向けた取組を一層強化する旨、位置付けられている。</p> <p>「経済成長戦略大綱」において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、建築に係る規制の緩和を併せて行う密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する旨、位置づけられている。</p> <p>平成 18 年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組の対応方向性」を踏まえた施策である。以下抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・密集市街地の改善のためには、法制度や事業制度の活用による更なる整備が必要である。</li> <li>・重点密集市街地の整備改善については、都市再生プロジェクト第 3 次決定（平成 13 年 12 月都市再生本部決定）において、平成 23 年度末までに最低限の安全性を確保することとされており、同第 12 次決定（平成 19 年 1 月）においても取り組みを加速化する旨再度プロジェクト決定される等、重要な課題である。目標達成に向け、取組みをよりスピードアップしていく必要があることから、今後も引き続き、道路等の基盤整備を推進しつつ、老朽化した建築物の建替えの促進を図ることにより、危険な密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。平成 20 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</li> </ul>

事前評価票【No.22】

施策等名	新築住宅の瑕疵担保責任の履行確保	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅生産課 (課長 坂本 努)
施策等の概要	<p>「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年5月30日法律第66号)の円滑な実施を図るための以下の経費等を措置する。(予算関係)</p> <p>住宅保証基金の拡充 保険制度の安定的運営に向けた検査体制の整備等 特別紛争処理体制の整備</p> <p>【予算要求額：2200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>新築住宅の売主等は、住宅品確法に基づき、構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられているが、構造計算書偽装問題を契機に、売主等が瑕疵担保責任を十分に果たすことができない場合、住宅購入者等が極めて不安定な状態におかれることが明らかになった。</p> <p>このため、住宅購入者等の利益の保護を図るため、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」を制定し、新築住宅の売主等に瑕疵担保責任履行のための資力の確保を義務付けることとしたところであり、新たな制度の円滑な実施を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	<p>4 水害等災害による被害の軽減 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p>		
施策目標	<p>1 1 住宅・市街地の防災性を向上する 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p>		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任を負うこととされているが、構造計算書偽装問題を契機に、売主等が十分な資力を有さず瑕疵担保責任が十分履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態になることが改めて認識された。</p> <p>構造計算書偽装問題を契機として大きく揺らいでいる住宅・建築物の安全・安心の確保を図る総合的な取り組みを推進していくことが必要である(=目標と現状のギャップの分析)。</p> <p>現在も、瑕疵担保責任の履行を確保するため、(財)住宅保証機構が行っている住宅性能保証制度などの瑕疵担保責任保険が既に存在するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅供給戸数の約1割、中小住宅生産者が主に供給している戸建についても約3割にとどまっている。(=原因分析)</p> <p>年間住宅供給戸数が50戸未満の戸建住宅生産者としている。</p> <p>平成19年5月に制定された「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の円滑な実施を図るため、保険制度の安定運営を図るとともに経営基盤の脆弱な中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する必要がある。また、保険住宅に係る紛争処理の円滑な実施を図ることが必要である。(=課題の特定)</p>		

	<p>住宅瑕疵担保履行法の円滑な実施を図るため、中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する観点から住宅保証基金を増額するとともに、民間の保険法人が同基金を広く活用できることで、中小住宅生産者への保険料負担の軽減による支援の充実を図ることができるよう基金の活用主体の拡充を行うとともに、保険法人における住宅の検査体制等の整備や住宅事業者・消費者に対する普及・啓発、住宅紛争処理体制の整備等に要する費用について助成を行う。(=施策の具体的内容)</p>
社会的二一 ズ	<p>消費者が安心して住宅を取得することができる環境の整備が求められており、住宅瑕疵担保履行法の円滑な実施が必要である。また、瑕疵担保責任の履行のための資力確保の義務付けにとともに、大部分の住宅生産者による保険制度の利用が見込まれ、中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する住宅保証基金についても、その活用の大幅な増加が見込まれる。さらに、住宅の紛争処理体制の整備が必要である。</p>
行政の関与	<p>瑕疵担保責任履行の確保を図るための環境整備を行うこと、戸建住宅建設の約5割を占める中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援し、消費者利益の保護を図ることは行政の責務である。</p> <p>また、情報の非対称性により生じやすい住宅の紛争について、その処理体制の整備を行うことは、行政の責務である。</p>
国の関与	<p>戸建住宅建設の約5割を占める中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援し、消費者利益の保護を図るため、国の関与が不可欠である。</p> <p>住宅瑕疵担保履行法に施行にあたっては、全国の住宅事業者があまねく保険に加入し、そのサービスを受けることができるよう、全国的かつ統一的に、検査体制、瑕疵認定・査定体制を構築することが不可欠である。また、全国の年間120万戸の住宅全てについて新たな義務付けを行う制度であることから、全国的かつ広域的に住宅事業者及び消費者への普及・啓発を行うことが重要。さらに、瑕疵の認定や損害の査定について非常に困難を極める住宅の紛争について、全国的かつ統一的な考え方により適正かつ迅速に紛争処理を行う体制を整備する必要がある。これらの理由から、国の関与が不可欠である。</p>
施策等の効率 性	<p>一定の危険リスクが発生した場合の担保措置の整備について、国が支援を行うことにより、住宅保証基金の安定的な運用を可能とし、また、民間の保険法人を同基金の活用主体に追加することにより、中小住宅生産者の負担を軽減し、確実な瑕疵保証の履行の支援が図られる。</p> <p>住宅瑕疵担保履行法の施行にあたり、検査、瑕疵認定、査定、普及・啓発等に加えて、紛争処理体制の整備を行うことにより、新制度の円滑な実施が図られる。</p>
施策等の有効 性	<p>住宅保証基金の拡充により、経営基盤が比較的脆弱な中小住宅生産者が、保険制度を利用しやすい環境が整備され、消費者が安心して住宅を取得できる環境が整備される。</p> <p>住宅瑕疵担保履行法の施行にあたり、検査、瑕疵認定、査定、普及・啓発等に加えて、紛争処理の体制整備を行うことにより、新制度の円滑な実施が図られる。</p>
その他特記す べき事項	<p>「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年第66号)平成19年5月30日公布。(保険の引受主体の整備、紛争処理体制の整備については公布から1年以内(平成20年春)に施行。資力確保措置の義務付けについては公布から2年6月以内(平成21年秋)に施行。)</p> <p>平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.23】

施策等名	住宅・建築物の耐震化に係る助成の拡充	担当課 (担当課長名)	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 (室長 伊藤 明子) 住宅局建築指導課建築物防災対策室 (室長 井上 勝徳)
施策等の概要	住宅・建築物耐震改修等事業について、地域要件や建物要件の緩和・撤廃を行うとともに助成額を大幅に拡充し利子相当分を全額補助対象とする。 死亡時一括償還型融資の積極的活用を図るため、不動産鑑定費用等の初期負担額を住宅・建築物耐震改修等事業の助成対象とする。(予算関係) 【予算要求額：29,331 百万円】		
施策等の目的	今般の新潟県中越沖地震による犠牲者の大半が住宅・建築物の倒壊によるものである。住宅・建築物の耐震化は、これまで道路閉塞による避難や消火活動への支障のおそれの高いものを対象に支援を行ってきたところであるが、倒壊による被害を防ぐためには、対象を限定せず広く耐震化を進めていくことが必要であるため。		
政策目標	4 水害等震災による被害の軽減		
施策目標	1 1 住宅・市街地の防災性を向上する		
業績指標	6 7 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化( 建築物、住宅)		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>近年の我が国においては、能登半島地震(平成 19 年)や新潟県中越沖地震(平成 19 年)など地震災害が頻発し、また東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の切迫性が極めて高い。地震防災推進会議の提言(平成 17 年)の中で、平成 27 年度における住宅及び特定建築物の耐震化率の目標値が約 9 割とされているのに対し、平成 15 年度における実績値は、住宅につき 51%、建築物につき 16%となっている。( = 目標と現実のギャップ)</p> <p>住宅・建築物の耐震化支援については、地域要件・建物要件により支援対象が限定されており、広く耐震化を促進する体制となっていない。( = 原因分析)</p> <p>近年、大規模な地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあることから、対象を限定せず広く住宅・建築物の耐震化を促進することが必要である。( = 課題の特定)</p> <p>以下の施策の実施により、住宅・建築物の耐震化を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物耐震改修等事業について、地域要件や建物要件の緩和・撤廃を行うとともに助成額を大幅に拡充し利子相当分を全額補助対象とする。</li> <li>死亡時一括償還型融資の積極的活用を図るため、不動産鑑定費用等の初期負担額を住宅・建築物耐震改修等事業の助成対象とする。</li> </ul> <p>( = 施策の具体的内容)</p>		
社会的二一 ズ	東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の切迫性が指摘される中、約 1,150 万戸の住宅、約 120 万棟の建築物の耐震化が急務となっており、その改善が必要である。		

行政の関与	耐震性の改善が直接に生活の利便や利益の向上に結びつきにくいいため、国民の自発的な取組みに任せては耐震化が進まない状況にあり、国土の安全性を確保するために行政による政策的な誘導が必須である。
国の関与	近年、大規模な地震が頻発している中で、耐震改修の促進は国として喫緊の課題であり、耐震性等安全性が不十分なものが住宅で約1,150万戸、建築物で約120万棟と膨大かつ全国に存在しているため、それらの耐震化の促進のための国の関与が必要である。
施策等の効率性	大地震が発生すると巨額の行政需要が発生するため、行政の関与により、事前に住宅・建築物の耐震化を進めることが事後に必要な公共投資との比較との観点からも効率的である。
施策等の有効性	先行的に耐震化を促進することで、大地震発生時の人的被害及び住宅・建築物の被害を軽減する。
その他特記すべき事項	<p>平成17年3月の中央防災会議で閣議決定された地震防災戦略で東海地震等の大規模地震対策の主要な柱として耐震改修が位置付けられた。平成17年6月10日の「住宅・建築物の地震防災推進会議」の提言においても、住宅及び学校・病院などの特定建築物の耐震化率の目標として、現在の75%から今後10年で9割に引き上げることが示された。（業績指標における耐震化率は、建築物については、新耐震基準以前に建築された特定建築物のうち耐震性を有する建築物数の実数の割合、住宅については、住宅総数に対する耐震性を有する住宅数の実数の割合を用いている。一方で、上記会議において示された耐震化率の考え方は、建築物は、特定建築物総数のうち耐震性を有すると推計される建築物数の割合であり、住宅についても、住宅総数に対する耐震性を有すると推計される住宅数の割合である。）</p> <p>平成18年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組の対応方向性」を踏まえた施策である。以下抜粋。</p> <p>改正耐震改修促進法で策定が義務付けられた、都道府県耐震改修促進計画は平成19年3月末で9県が未策定であり、早期の策定が重要である。</p> <p>また、市区町村の耐震改修促進計画の策定状況は1831市区町村中65市区町村（3.5%）であり、耐震化を計画的に取り組むためにも早期の策定が望ましい。引き続き都道府県を通じ取組強化を要請し、適宜取組状況を公表していく。</p> <p>住宅・建築物耐震改修等事業による補助を受けるためには、地方公共団体による補助制度の整備が不可欠であり、補助制度の整備を要請していく。</p> <p>所有者等の意識を啓発すべく耐震診断・耐震改修、耐震改修促進税制について普及広報を図っていく必要がある。</p> <p>平成20年度の「政策チェックアップ」において事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.24】

施策等名	災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進	担当課 (担当課長名)	総合政策局建設施工企画課 (課長 中野 正則)
施策等の概要	大規模災害における被災地の迅速かつ確な災害復旧を支援するため、平常時から地方自治体や民間団体・企業等と連携し、被災地の復旧に必要な特殊建設機械や建設機械等による災害復旧に必要な知識や技術を有する専門技術者等の調達を支援する仕組みを検討し、全国規模の建設機械等の調達支援ネットワークを構築することで迅速かつ確な災害復旧の実施が可能となる。(予算関係) 【予算要求額：52百万円】		
施策等の目的	平常時から地方自治体や民間団体・企業等と連携し、災害時に民間保有建設機械や専門技術者を活用できる体制づくりを行うことで災害復旧活動を効果的に実施できる体制を構築する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂等災害の防止・減災を推進する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>大規模な地震、水害、土砂災害等の被災地においては、迅速かつ確な復旧作業を行うことが必要である。しかし、必要となる建設機械や専門技術者を迅速かつ確に調達できないために災害復旧活動が非効率的なものとなっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>復旧活動を行う自治体やボランティアにおいては、災害復旧に必要なノウハウや建設機械、専門技術者に関する情報が不足していること等が原因で、現場の状況にあった建設機械等を迅速かつ確に調達できない。(=原因分析)</p> <p>平常時から災害復旧に必要なノウハウ等について地方自治体や民間団体・企業等が情報共有すると共に民間保有の建設機械や専門技術者を有効活用する仕組み作りが必要である。(=課題の特定)</p> <p>災害復旧に必要な民間保有の建設機械や専門技術者をデータベース化し、これらの所在情報や活用ノウハウについて全国規模での情報共有を推進するとともに、専門技術者に対し災害復旧に関するノウハウの周知、啓発を行う。さらに災害発生時には、被災地の要請に応え、地方自治体や民間企業等と連携し、必要な建設機械や専門技術者の調達を全国から支援する仕組みを構築する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	近年各地で頻発している地震や水害等の大規模災害に対しては、迅速かつ確に対応することが求められている。「建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会」(座長：河田 恵昭 京都大学防災研究所所長)の提言においてもまとめられている通り、従来の復旧作業は人		

	海戦術に依存した非効率的で過酷なものとなっており、災害時に民間保有建設機械等の活用を求める声が高まっている。
行政の関与	民間団体・企業等と連携することで、民間保有の建設機械等を有効活用できる体制を構築し、迅速的確な災害復旧活動を支援することは行政の責務である。
国の関与	各地域に散在する災害復旧に必要な民間保有の建設機械や専門技術者について、災害発生時に迅速的確に調達するためには全国規模の支援体制が必要であり、このような仕組み作りのコーディネートは国の役割である。
施策等の効率性	災害復旧活動を効果的に実施するためには建設機械等の活用は不可欠である。国は災害対策用の特殊な機械は保有しているが、その種類、数には限度があるため民間保有の建設機械等を有効活用する全国規模のネットワークを構築すると同時に災害復旧ノウハウの周知、啓発を行うことで効果的な災害復旧活動につながる。
施策等の有効性	地方自治体や民間団体・企業等と連携し、全国的な調達支援ネットワークを構築し民間団体・企業や専門技術者の登録数を増やすことで、全国各地で発生する多様な災害に対して迅速かつ的確に対応することが可能となり、効果的な災害復旧活動に繋がるものである。
その他特記すべき事項	平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。 「建設機械等による災害対処・復旧支援に関する懇談会」(座長：河田 恵昭 京都大学防災研究所 所長)において提言がまとめられた(平成19年2月16日) 「経済財政改革の基本的方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)において以下の記載あり。 第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雨等への対策。



事前評価票 [No.25]

施策等名	貯留浸透施設整備の推進	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 久保田勝)
施策等の概要	都市部における貯留浸透施設整備の推進するため、総合流域防災事業の拡充を図る。(予算関係) 【予算要求額:502百万円の内数】		
施策等の目的	都市部においては、貯留浸透施設の整備に必要な一定規模以上の適地が少なくなっており、整備が遅れている現状。このため、総合流域防災事業の採択基準を緩和し貯留浸透施設の整備を推進することにより、三大都市圏等の流域における流出抑制を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災の推進		
業績指標	75 床上浸水被害を緊急に解消すべき戸数		
業績指標の目標値(目標年次)	上記業績指標は、H14年度設定しH20以降継続予定であり、現在、指標目標値を見直し中。本施策目標値は、見直し後目標値の内数となる。		
施策等の必要性	<p>「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.29閣議決定)において、「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。」とされている。しかし、貯留浸透施設の整備は、都市化の進展に伴う洪水の流出増に対して抑制する有効な対策であるが、都市部における整備率が低い状況。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>貯留浸透施設は、公園、学校等の敷地を貯留浸透施設へ改良するものであるが、都市部においては、補助対象となりうる一定規模以上の適地が減少している状況。(=原因分析)</p> <p>近年の集中豪雨等を踏まえ都市部における治水対策については、通常の河川改修に加えて、貯留浸透施設整備等により洪水流出を抑制することが益々重要。(=課題の特定)</p> <p>貯留浸透施設整備を推進するため、総合流域防災事業の貯留浸透施設整備に関する採択要件を都市部に限り、現行500m<sup>3</sup>/s以上から300m<sup>3</sup>/s以上に緩和。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>近年の集中豪雨の増加等により全国各地において激甚な水害が発生しており、その対策は急務。</p> <p>平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関する世論調査」においても「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在よりもさらに進めるべき」と答えた者の割合が33.1%、「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合が34.9%となっており、水害・土砂対策に対するニーズが高いことが明らかとなっている。</p>		

行政の関与	本施策は公共施設のみならず民間施設の敷地も対象に貯留・浸透機能をもつ構造に改良する事業であり、事業調整等のため、行政の関与が不可欠。
国の関与	近年の集中豪雨の激化などリスク要因の増加を踏まえ、機動的、集中的及び効果的に推進するためには国の財政及び技術的な関与が不可欠。
施策等の効率性	本施策は、多様な洪水処理方策のうち、通常の河道改修方式に比較して経済的である場合にのみ実施することとしており、事業の効率性は確保されている。
施策等の有効性	本施策を推進することにより、都市化の進展に伴う洪水量の増大に対応する抑制が可能となり、床上浸水等の浸水被害を軽減することができる。
その他特記すべき事項	<p>「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.29 閣議決定)において、「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。」とされている。</p> <p>社会資本整備審議会河川分科会より、「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について(答申)」を受けている。(H19.7.25)</p> <p>施策の開始後平成24年度(5年後)を目途に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.26】

施策等名	非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特例措置の延長及び拡充(不動産取得税)	担当課 (担当課長名)	河川局河川環境課 (課長 久保田 勝) 河川局治水課 (課長 関 克己)
施策等の概要	高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して認められている不動産取得税の特例措置について恒久化するとともに、高規格堤防整備事業と同様に用地取得を伴わない土地利用一体型水防災整備事業にも適用することとする。(税制関係) 【減収見込額:(初年度)49百万円 (平年度)55百万円】		
施策等の目的	高規格堤防整備、土地利用一体型水防災整備による河川整備を推進することにより、河川沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から国民の生命、身体及び財産を守る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を促進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>土地利用一体型水防災事業は、事業費を抑えながら、早期に極めて有効な浸水被害対策を講じることができるものであり、本事業を推進することが望ましいが、事業終了後には従前の土地に再び居住することとなる事業であるにもかかわらず、土地・建物所有者との交渉が難航することが多い。(= 目標と現状のギャップ)</p> <p>事業の推進にあたっては、他の収用事業等と税制上の不均衡・不公平が交渉のネックとなっている。(= 原因分析)</p> <p>税制上の不均衡・不平等を解消する措置が必要である。(= 課題の特定)</p> <p>土地利用一体型水防災事業においても、他の収用事業等と同様の特例措置を講ずることとし、他の収用事業と同様に本特例税制を恒久化する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	近年全国的に豪雨災害が多く発生してきており、浸水被害対策が不十分な地域においては、一日も早い効果的な対策が求められているとともに、多くの地方公共団体において厳しい財政状況にあり、事業費をより抑えることができる整備手法の活用が求められている。		
行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは国や都道府県等の使命であり、河川における水害対策については、河川管理者である行政が中心に立って対策を講じる必要がある。		
国の関与	国民の生命、身体及び財産を守らなければならないのは、全国どの地域においても変わらないものであり、土地利用一体型水防災事業を推進する上で隘路となっている税制上の支障については、国において解消する必要がある。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>土地利用一体型水防災事業による整備が進むことにより、浸水被害対策として同じ効果を得るためにかかる事業費の低減が図られる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>土地利用一体型水防災事業による整備が進むことにより、早期に浸水被害対策を講じることができるとともに、箇所ごとの事業費の低減が図られることにより、より多くの地域において浸水被害対策を講じることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始5年後(平成24年度)を目途に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.27】

<p>施策等名</p>	<p>災害関連・災害復旧助成事業の拡充</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>河川局 治水課(課長 関 克己) 砂防部砂防計画課・ 保全課 (課長 中野泰雄・牧 野裕至) 防災課(課長 上 総周平)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充          ・施設被害を辛うじて免れた箇所においても、次期出水で破堤等の重大災害に繋がるおそれのある深掘れや大量の土砂堆積等の対策について、同一河川内で類似の現象で災害が発生している等の一定の条件を満たせば、直轄河川災害関連緊急事業を実施できるよう採択要件を拡充するとともに、事業実施期間を1年から2年に延長して実施することが出来るよう制度を拡充する。          ・(予算関係)【予算要求額:2,779百万円】          直轄砂防災害関連緊急事業の拡充          ・天然ダム等の大規模土砂災害が発生した際の二次災害防止の観点からなされるべき応急措置(天然ダムの決壊防止のためのポンプ排水や緊急開削等)について、国が緊急的に実施できるよう、直轄砂防緊急事業の採択要件を拡充する。          ・(予算関係)【予算要求額:85百万円】          氾濫流対策の整備          ・甚大な被害が発生した場合、          -家屋移転等の土地利用の変化も踏まえ、連続堤の整備に比べて輪中堤による住家等の防御が安い場合に、連続堤に替えて輪中堤の整備が実施できるものとする。          -河道掘削に伴い発生する残土の運搬処理に比べ、残土を利用して水防拠点を整備する方が安い場合に、水防拠点の整備を実施できるものとする。          ・(予算関係)【予算要求額:5,212百万円】          中小河川の災害関連事業の拡充          ・河床変動による小規模災害が経年的に発生している区間(河床変動抑制を図る箇所)において、水制・帯工等を設置するなど、河床変動の制御を目的とした災害関連事業を実施する場合、事業期間中(過去3年間)の災害復旧費まで事業費を計上できるよう採択要件を拡充する。          ・(予算関係)【予算要求額:1,298百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充          ・災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して工事を行うことで、国民生活の安定を図ることを目的とする。また、次期出水で重大な被害に繋がるおそれが高い場合についても事業を実施できるよう拡充することにより、長期的な視点で災害要因を除去する。          直轄砂防災害関連緊急事業の拡充          ・直轄砂防緊急事業を拡充し、大規模土砂災害時における二次災害防止の応急措置に限り、箇所あたりの事業費等の要件を緩和することにより、迅速かつ的確な対策工事を可能とする。          氾濫流対策の整備          ・改良復旧事業において、家屋以外の浸水の許容ならびに掘削残土を利用した水防拠点等の整備により、支出予算の削減を図る。          中小河川の災害関連事業の拡充</p>		

	<p>・災害関連事業の実施により、中小河川における河床変動によって小規模な災害が経年的に発生している区間の災害を防止し、将来的な支出予算の削減を図る。</p>
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する
業績指標	検討中
業績指標の目標値 (目標年次)	検討中
施策等の必要性	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度では、施設被害の有無により事業実施の可否が左右されるため、本制度で対応できない箇所については他の事業で同等の対策を行わなければ施設強度のアンバランスが生じることとなる。(= 目標と現状のギャップ)</li> <li>・ 当事業は、箇所毎の施設被害に対し、それぞれの被災要因を除去するまでを事業対象としている。(= 原因分析)</li> <li>・ 出水等により深掘れや土砂の堆積等が生じ、河川が危険な状況になったとしても、施設被害が無ければ本事業では対応できない。(= 課題の特定)</li> <li>・ 辛うじて施設被害を免れた箇所においても、同一河川内で類似の災害が発生し次期出水で重大な被害に繋がるおそれがある等の一定の要件を満たせば本制度により実施可能とする。(= 施策の具体的内容)</li> </ul> <p>直轄砂防災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 天然ダム等の大規模土砂災害についても、迅速かつ円滑な対応が求められているが、都道府県では応急措置等の対応が困難な場合があり、必ずしも十分な対応がなされているわけではない。(= 目標と現状のギャップ)</li> <li>・ これは、都道府県が、大規模土砂災害が発生した際に二次災害防止の観点からなされるべき応急措置等を実施する際に必要な経験・知見等を十分に有しているとはいえないためである。(= 原因分析)</li> <li>・ 一方、大規模土砂災害に関する豊富な経験・知見等を有する国において、大規模土砂災害時に実施すべき応急措置等について緊急的に対応できる仕組みが構築されているとはいえない。(= 課題の特定)</li> <li>・ そこで、天然ダム等の大規模土砂災害が発生した際の二次災害防止の観点からなされるべき応急措置(天然ダムの決壊防止のためのポンプ排水や緊急開削等)について、国が緊急的に実施できるよう、直轄砂防災害関連緊急事業の採択要件を拡充する。(= 施策の具体的内容)</li> </ul> <p>氾濫流対策の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備を実施しているが、依然として全国の各所で家屋浸水等の被害が頻発している。(= 目標と現状のギャップ)</li> <li>・ 水害による被害を早期に軽減するためには、早期の整備が必要であるが、窮迫せる国家財政下河川整備にかかる予算は圧縮を受け、その工事は捗々しく進まない。(= 原因分析)</li> <li>・ 連続堤の整備や河道掘削等による氾濫原の解消は、対策地域の治水安全度を均一に向上させるが、未整備地域の家屋等に対して農地等の浸水対策を優先することにもなり、早期の水害による被害軽減を図るためには、土地の利用形態に即した対策が必要である(= 課題の特定)</li> <li>・ 改良復旧事業(助成事業・関連事業)において、氾濫流対策(輪中提・水防拠点の整備)は通常連続堤の整備に比べ安い場合であれば実施できるものとし、土地の利用形態に即した対策を図り、早期に家屋等の浸水被害を軽減するものである。(= 施策の具体的内容)</li> </ul>

	<p>中小河川の災害関連事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小河川においては、小規模な災害が経年的に多発している(=現状とのギャップ)</li> <li>・ 小規模な河川の被災は局所的な河床洗掘等による護岸の崩壊が主であり、被災箇所を復旧しても、河床変動に伴う新たな局所洗掘により災害が発生している。(=原因分析)</li> <li>・ 小規模な災害については災害関連事業が採択されないことから、中小河川においては護岸が崩壊しても被災原因となった河床変動等を抑制する水制・帯工等の設置ができない。(=課題の特定)</li> <li>・ 中小河川においては河床変動による経年的な被災が多発した場合、小規模な災害であっても災害関連事業が採択できるものとし、新たな被災や再度災害を防止し、将来的な支出予算の削減を図るものである。(=施策の具体的内容)</li> </ul>
社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球温暖化や近年の大地震の頻発等に伴う災害リスクの増大が予測されている中、平成19年7月の梅雨前線や台風4号の出水や新潟県中越沖地震等により各地で大きな被害が発生する等、水害・土砂災害への対策は急務である。</li> <li>・ 平成16年新潟中越地震の際に発生した、河道閉塞に伴う天然ダム等の大規模土砂災害が発生した際等において、二次災害防止の観点から実施されるべき応急措置が求められた。</li> <li>・ 施設被害の発生箇所と、施設被害を幸うじて免れた箇所等において、施設強度のアンバランスが生じ、効果的に安全度を向上させることが出来ない現状。</li> <li>・ 小規模災害が経年的に発生する区間において、再度災害の防止が望まれている。</li> </ul>
行政の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の生命・財産を災害から守ることは、国及び都道府県等の基本的な責務であり、水害・土砂災害対策については行政が主体的に対策を講ずる必要がある。</li> </ul>
国の関与	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国直轄で管理している区間の災害関連緊急事業であり、国に実施の責務がある。</li> </ul> <p>直轄砂防災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な土砂災害は、対応の迅速性、災害に関する知見・経験の豊富さ等の観点から、都道府県での対応には限界があり、国自らが積極的に対処する必要がある。</li> </ul> <p>氾濫流対策の整備</p> <p>中小河川の災害関連事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の生命・財産を災害から守ることは、国の基本的な責務である。</li> </ul>
施策等の効率性	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次期出水で重大な被害に繋がるおそれが高い箇所についても事業実施が可能となることによる早期の対策によって、結果として長期的な視点で災害やそれに係る災害復旧費用の抑制が期待できる。</li> </ul> <p>直轄砂防災害関連緊急事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な土砂災害に対する応急措置に関して、放置すれば大規模な人的・物的被害が発生することが想定され、被害を未然に防止する観点から施策の効率性は高い。</li> </ul> <p>氾濫流対策の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の連続堤の整備に比べ、支出予算の削減を図ることができる。</li> </ul> <p>中小河川の災害関連事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経年的な災害が減少することにより、支出予算の削減が図りつつ地域住民の安全が確保されることとなり、効率的である。</li> </ul>

<p>施策等の有効性</p>	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充          ・次期出水で重大な被害に繋がるおそれの高い箇所についても事業を実施できるよう拡充し対策を行うため、国民生活の安定が図られると共に、一定規模の次期出水による重大災害を回避できる。</p> <p>直轄砂防災害関連緊急事業の拡充          ・大規模な土砂災害に対する応急措置に関して、放置すれば大規模な人的・物的被害が発生することが想定され、被害を未然に防止する観点から施策の有効性は高い。</p> <p>氾濫流対策の整備          ・通常の連続堤の整備に比べ迅速に整備が進むことから、早期に浸水被害の軽減を図ることができ、有効である。</p> <p>中小河川の災害関連事業の拡充          ・経年的な災害が減少することにより、支出予算の削減が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>直轄河川災害関連緊急事業の拡充</p> <p>-</p> <p>直轄砂防災害関連緊急事業の拡充          ・「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」(日本学会議 H19.5)において「広域にわたる被害、壊滅的な被害をもたらす災害に対しては、自治体等の対応に限界があり、国が主体的に対応する必要がある」との記載。</p> <p>・「大規模土砂災害に対する危機管理のあり方について(提言)」(大規模土砂災害危機管理検討委員会 H19.3)において「国は大規模土砂災害に対し必要な場合には、主体的に実施できるよう体制の整備を行うべきである」との記載。</p> <p>・目標達成に際して影響を与える外部要因としては、災害の発生状況が想定される。</p> <p>氾濫流対策の整備/ 中小河川の災害関連事業の拡充          ・H12.12.19 河川審議会計画部会中間答申「流域での対応を含む効果的な治水のあり方」          ・H15.2.26 社会資本整備審議会河川部会答申「新しい時代における安全で美しい国土づくりのための治水政策のあり方」          ・H17.12.26 大規模降雨災害対策検討会洪水氾濫時・土砂災害発生時における被害最小化のあり方(提言)          ・H19.7.25 社会資本整備審議会(河川分科会)答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」において、</p> <p>- 1. 地域特性を重視した多様な手法の選択(2)地域特性に応じた対策の推進 において「連続堤防や洪水調節施設等の整備に加え、地域の状況に応じて道路事業等とも連携した輪中堤や二線堤の整備等の減災対策を行うとともに、避難地・避難路の確保、流域における貯留・浸透機能の確保等の流出抑制対策を推進する。」とされている。</p> <p>- 2. 今後の治水対策において重点化すべき事項とその目標(2)再度災害防止の徹底において、「洪水氾濫や土石流等により甚大な被害が発生した地域については、被災した治水施設等の原形復旧のみにとどめるのではなく、住民が安心して生活できるよう、被災しにくい土地利用への転換などの手法も活用しつつ、被災状況や上下流、左右岸のバランス等を総合的に勘案し、被害を最大限回避するための対策を早急に進める。」とされている。</p> <p>&lt;事後検証の実施方法及び時期&gt;          ・施策の開始後平成24年度(5年後)を目途に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。</p>



事前評価票【No.28】

施策等名	河川管理施設等の戦略的維持管理	担当課 (担当課長名)	河川局治水課 (課長 関 克己)
施策等の概要	<p>効果的・効率的な河川管理のため、平成19年度から、全ての直轄管理河川において、河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)を作成、試行しているところ。都道府県管理河川においては、代表河川において、これらを作成、試行しているが、その他の河川においても、河川維持管理計画(案)等の作成にインセンティブを与え、強力に推進。 (予算関係) 【予算要求額：58,040百万円】</p>		
施策等の目的	<p>都道府県管理の中小河川においても、計画の作成により、必要な管理内容、確保すべき管理水準を明確化することで、各地域の確実な河川管理施設の維持、災害の軽減を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>近年、集中豪雨などによる災害リスクの増大などにより、既存施設の適切な維持管理が求められる中、河川管理施設の増大及びその老朽化が進行している。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>増大する修繕・更新費に対し、それに対応可能な投資力及び人員は限られている。(=原因分析)</p> <p>河川管理施設に対し、必要となる管理内容や確保すべき管理水準を明確化し、効果的・効率的に修繕・更新を実施する必要がある。河川ごとの規模、特性を踏まえ、必要となる管理内容や確保すべき管理基準を明確化するため、維持管理にかかる計画の作成・実施する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>河川維持管理計画(案)及び河川維持管理実施計画(案)の作成、試行を全直轄管理河川で行う他、都道府県管理河川においても、その作成、試行を推進。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>平成18年7月の集中豪雨においても鹿児島県、長野県等で浸水被害が出るなど、全国各地で大きな被害が発生していることから水害への対策は急務である。</p>		
行政の関与	<p>国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは国及び都道府県等の使命であり、水害対策については、行政が主体的に対策を講じる必要がある。</p>		
国の関与	<p>先行して直轄管理河川で実施している河川維持管理計画(案)等の作成、試行を都道府県管理河川においても推進するものであり、それに対する国によるインセンティブの付与は効果的かつ不可欠である。</p>		
施策等の効率性	<p>河川維持管理計画(案)等の作成、試行により、計画的な予防修繕等により効率的な河川管理が可能となる。</p>		
施策等の有効性	<p>河川維持管理計画(案)等の作成、試行を直轄管理河川のみならず、全国的に都道府県にも広げるものであり、河川管理施設の効果的・効率的な管理に資し、洪水等の被害の軽減も図られる。</p>		

その他特記すべき事項	河川維持管理計画（案）については、平成24年度（5年後）を目途に、河川維持管理実施計画（案）については、平成20年度以降の毎年度、管理実績を踏まえ、管理内容及び管理水準を見直すことで、事後検証を行う。
------------	--

事前評価票【No.29】

施策等名	緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）の創設	担当課 （担当課長名）	河川局防災課 （課長 上総周平）
施策等の概要	<p>地球温暖化等に伴う災害リスク増大への適応策として、緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を創設し、大規模災害時の人員・資機材の派遣体制・受け入れ体制を整備することにより、地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化する。そのため、緊急災害対策派遣隊の初動時の活動費等について、予算措置を講ずる。 （予算関係） 【予算要求額：50百万円】</p>		
施策等の目的	緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）を創設し、大規模災害時の地方公共団体に対する技術的支援を充実・強化することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害、土砂災害の防止、減災の推進		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値（目標年次）	検討中		
施策等の必要性	<p>大規模な地震、水害、土砂災害等の被害を被った地域においては、迅速かつ的確な緊急対策を行うことが必要である。しかし、地方公共団体においては、十分な予算、技術者等の確保が困難である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>これまでの国による緊急支援は、その都度体制をとって対応してきた。災害に脆弱な日本の国土構造に加え、地球温暖化に伴う気候変動による集中豪雨の激化や高齢化社会の到来等、これまで以上に甚大な被害が多発するおそれがあり、国による緊急支援としてその都度体制をとる対応には限界がある。（＝原因分析）</p> <p>大規模な地震、水害、土砂災害等が発生した場合、全国から適正に人員・資機材を派遣することが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>緊急災害対策派遣隊（TEC - FORCE）として大規模災害時の人員・資機材の派遣体制を整備することにより、国が主体的に緊急調査を実施し、地方公共団体に対して技術的な支援を行うとともに、連携して必要な緊急応急対策を実施する。また、緊急調査等の初動時の活動費用等を予算要求する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	H19.3 能登半島地震、H19.7 新潟県中越沖地震など、大規模災害が多発しており、国による緊急対策を行う仕組みの確立による迅速かつ的確な緊急対策が求められている。		
行政の関与	地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは行政が責任をもって行うべきである。		

<p>国の関与</p>	<p>地震、水害、土砂災害等の災害から国民の生命・財産を守ることは国の基本的責務である。地球温暖化等による災害リスク増大が見込まれる中、国の果たすべき役割はますます重要となっている。 地震、水害、土砂災害等の自然災害への対応に当たって、災害対応経験の少ない市町村職員等が的確な活動を実施できるよう、国は専門の職員の派遣体制を整備し、可能な限りの支援をする必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>国による緊急対策を行う仕組みを確立することで、迅速かつ的確な緊急対策による被災施設の早期機能回復が可能となるため、効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>これまでの国による緊急支援は、その都度体制をとって対応してきた。緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）としてあらかじめ体制を整備し、事前に人員・資機材の派遣体制を整備しておくことにより、各種調整の円滑化、迅速かつ適切な支援体制の構築による被害状況の早期把握、被災施設の早期復旧が可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>H19.7.14「台風第4号に関する災害対策関係省庁局長会議」において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。 H19.7.17「平成19年新潟県中越沖地震に関する災害対策関係省庁連絡会議」において、総理大臣より「被災地の迅速な被害の復旧に向け、各省庁においては、被害状況の早期把握に努め、可能な限りの支援策を講じること」との指示があった。 H19.7.25 社会資本整備審議会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」において、「大規模災害発生時に、迅速かつ的確に緊急対策、復旧・復興を行うため、必要な人員・機材を全国から派遣する体制を予め整備するなど危機管理体制を強化する」と明記されている。 施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、緊急災害対策派遣隊の活動実績などについて事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.30】

施策等名	直轄砂防管理費の創設	担当課 (担当課長名)	河川局砂防部砂防計画課 (課長:中野泰雄)
施策等の概要	<p>火山噴火等に伴う継続的かつ大量な土砂流出等により、適正な機能確保が著しく困難な砂防設備の管理で他の都道府県の利益を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとどまらない場合その他技術的・財政的に著しく困難である場合等については、国直轄で砂防設備を管理し、機能を確保する。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額：400百万円】</p>		
施策等の目的	土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するため、砂防設備の管理体制の強化を図る。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 2 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>土砂災害に対する地域の安全・安心を確保するため、一定計画に基づく砂防設備の整備が完了した後も、土砂の流出状況に応じて、適切に設備の管理が実施されることが必要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>しかしながら、火山噴火等により継続的かつ大量の土砂流出がある場合については、土砂の流出状況に応じた適切な設備の管理は困難である。(=原因分析)</p> <p>特に、当該設備の管理が他の都道府県の利益を保全する場合、利害関係が一つの都道府県にとどまらない場合、技術的・財政的に著しく困難である場合においては、一都道府県で設備の機能確保を図っていくことが困難である。(=課題の特定)</p> <p>このような箇所について、適切に砂防設備の管理を行えるよう、国直轄により砂防設備の管理を行う制度を新たに創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	火山活動等による荒廃の著しい溪流などでは直轄砂防事業の促進が求められている。		
行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、「災害対策基本法」に記されている通り行政機関の責務である。		

国の関与	国民の安全安心の確保は、国の最も重要な責務の一つであるとともに、技術的・財政的に著しく困難な場合や広域にわたる国土保全については砂防法第6条により、国自らが対処すべき責務である。
施策等の効率性	火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出がある溪流等において、適切な管理を怠れば下流域において大規模な被害が発生するおそれがあり、適切な管理を行う体制を構築し、砂防設備の機能を確保することによって被害を未然に防止することで復旧にかかる費用を大幅に節約でき、施策の効率性は高い。
施策等の有効性	火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出がある溪流等において、国の直轄による集中的な除石等砂防設備の管理を行うことにより、下流域の被害を未然に防止することができ、有効であるといえる。
その他特記すべき事項	施策の開始後5年(平成24年度)を目処に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。

事前評価票【No.31】

施策等名	土砂災害対策の推進による避難困難地における避難場所の確保・保全	担当課 (担当課長名)	河川局砂防部砂防計画課 (課長:中野泰雄)
施策等の概要	<p>ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する観点から、土砂災害に対する安全な避難所がなく、災害時に安全かつ迅速に避難することが困難な中山間地域等の集落において、保全対象が避難所のみであっても、市町村地域防災計画へ指定されることが確実な場合は砂防設備等を整備できるよう、砂防事業費補助等の採択基準の拡充を図り、市町村による新たな避難所の指定を促し、もって集落全体の警戒避難体制の強化を図る。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額:100 百万円】</p>		
施策等の目的	土砂災害による人的被害を軽減するため、災害時に安全かつ迅速に避難することが困難な地域における避難所を保全・確保すべくハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>毎年約 1,000 件の土砂災害が発生しており、平成 18 年度においては 25 名が土砂災害により亡くなっている。近年では、限られた投資余力の中、少なくとも人命を保護する観点から、土砂災害に対する警戒避難体制の整備などのソフト対策が推進されている。警戒避難体制の整備には安全な避難所の保全・確保が不可欠であり、平成 18 年度から、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を推進する観点から、2 km 圏内に代替施設のない避難所を保全する施策を推進しているところであるが、避難所自体を有さない集落(避難困難地)があり、対応が困難な状況である。(= 目標と現状のギャップ)</p> <p>特に中山間地域などにおいては土砂災害に対する安全性確保の観点から、集落内に市町村地域防災計画に避難所として位置づけられる施設が無いことがある。(= 原因分析)</p> <p>避難困難地では、遠方に避難所を指定されるケースが見られ、徒歩での避難が困難な上、避難経路についても危険箇所とならざるを得ず、豪雨時等において住民が避難行動をとることは困難である。(= 課題の特定)</p> <p>そこで、避難困難地における市町村による避難所の指定を促し、集落全体の警戒避難体制の強化をはかるため、砂防堰堤等の施設整備により一定の安全度が確保され、市町村地域防災計画に位置づけられることが確実なものについては、保全対象が避難所(予定地)のみであっても砂防事業費補助等の採択が可能となるよう拡充する。(= 施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	警戒避難体制の強化をはかるため、安全な避難所を集落内に確保することが求められている		

行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは、「災害対策基本法」に記されている通り行政機関の責務である。
国の関与	国民の安全安心の確保は、国として最も重要な責務の一つであり、都道府県等が行う土砂災害対策に対する適切な財政的支援等は国として果たすべき責務である。
施策等の効率性	限られた予算の中で、土砂災害から少なくとも人命を守るという観点から、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を進める上で、保全対象が避難所(予定地)のみであっても採択可能にすることにより、市町村による新たな避難所の指定を促進することができ、効率的であるといえる。
施策等の有効性	従来、土砂災害等のおそれがあり、避難所を設けることができなかった集落においてその予定地も保全対象として位置づけることにより、市町村による避難困難地での避難所設置を促し、集落全体の警戒避難体制の強化をはかることによって、土砂災害による人的被害の軽減を図ることができる。
その他特記すべき事項	施策の開始後5年(平成24年度)を目処に、制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施する。



事前評価票【No.32】

施策等名	海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。(予算関係) 【予算要求額：170百万円】		
施策等の目的	海岸堤防等の老朽化対策を緊急的かつ計画的に推進することを目的とする。		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	1 3 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
業績指標	7 8 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>地球温暖化による海面上昇の影響で、高潮被害の増加や海岸侵食の進行が懸念され、老朽化した施設を放置しておけば破堤などの壊滅的な被害の発生が懸念される。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>築造後50年近く達した施設が多く、部材経年変化や波力等の影響による損傷や機能低下が進行している。(=原因分析)</p> <p>海岸保全施設の老朽化対策を緊急的かつ計画的に推進する必要。(=課題の特定)</p> <p>老朽化により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、「老朽化対策計画」の策定、計画に基づく対策工事を一体的に実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	地球温暖化による海面上昇の影響で、高潮被害の増加や海岸侵食の進行が懸念される。 海岸保全施設の中には、整備後50年近くに達する施設も多く、今後、改修等を必要とする施設の増加が予想される。 これらの施設を放置しておけば破堤などの壊滅的な被害の発生が懸念されることから施設の機能強化が必要。		
行政の関与	海岸堤防・護岸等を管理する責務を負う行政が、緊急的な老朽化対策を実施する必要がある。		
国の関与	老朽化等により海岸保全施設の機能が著しく低下し、甚大な被害が発生するおそれがある海岸において、国として海岸保全施設の老朽化対策等を重点的に推進する必要がある。		

施策等の効率性	海岸堤防・護岸等に係る老朽化調査、老朽化対策計画の策定、老朽化対策工事の実施を一体的に推進することにより、効率的な事業進捗を図ることができる。
施策等の有効性	計画的な老朽化対策を行うことにより海岸保全施設の機能を強化し、甚大な被害の発生を予防することができる。
その他特記すべき事項	施策の開始後平成24年度(5年後)を目途に、事後検証を実施する。

事前評価票【No.33】

施策等名	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	<p>広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:(災害)】</p>		
施策等の目的	<p>海岸保全施設の機能阻害の原因となる大規模な海岸漂着ゴミを緊急的に処理するため、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象を「流木等」に限らず「漂着ゴミ」に、また、補助対象となる処理量を漂着量の「70%」から「100%」に拡充したところである。平成20年度要求では、広範囲に漂着したゴミや流木等を一体的に処理できるよう制度の拡充を行い、処理対策の一層の促進を図る。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海岸漂着ゴミや流木等への対策として、平成19年度に「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充したところであるが、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等による被害に対しては支援が難しいのが現状。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>海岸漂着ゴミや流木等の対策の更なる充実を図るため、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等についてもこの制度が適応されるようにすることが重要。(=原因分析)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の採択要件のうち、補助対象となる流木等の漂着範囲を拡大することが必要。(=課題の特定)</p> <p>「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象範囲を拡大し、「一連の海岸」から広域にわたる「複数の海岸」とすることで、広域的に一体的処理を行うことができるよう制度を拡充する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等が海岸保全施設の機能阻害等を引き起こすことについての対応が望まれている。		
行政の関与	海岸管理は行政の役割であり、行政が主体的に対策を講じる必要がある。		
国の関与	予見できない大規模な海岸漂着ゴミや流木等を処理対象として拡充するものであり、かつ支出規模も大きいいため国の支援が不可欠である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>同一の台風による海岸漂着ゴミや流木等による海岸保全施設の機能阻害といった緊急的な対応が求められる被害に対して、「複数の海岸」を対象とし、その処理を一斉に行うことが可能となり、より迅速かつ効率的に事務が進められる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>広範囲に堆積した海岸漂着ゴミや流木等への迅速な対応が可能となり、海岸漂着ゴミや流木等の対策の充実が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>施策の開始後平成24年度（5年後）を目途に、事後検証を実施する。</p>

事前評価票【No.34】

施策等名	海上における総合的な安全対策の強化	担当課 (担当課長名)	海事局総務課安全政策室 (室長 吉永隆博)
施策等の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶運航における安全管理体制の構築（予算関係） 【予算要求額：6百万円】</li> <li>・海難・災害等のデータベース化による緊急対応、海難分析等の充実（予算関係） 【予算要求額：33百万円】</li> </ul>		
施策等の目的	海上におけるソフト・ハード施策を連携させた安全施策を総合的に推進することにより、船舶の航行の安全確保を図る。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
業績指標	85 商船の海難船舶隻数		
業績指標の目標値（目標年次）	466隻以下（平成23年）（平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。）		
施策等の必要性	<p>平成18年10月に、強い低気圧の影響により茨城県鹿島港内外で3隻の外国籍船が相次いで座礁し、多数の死傷者及び行方不明者を出すとともに、周辺海域における海上交通及び漁業等に多大な影響を与えるに至る事故が発生した。また、平成19年2月には貨物船が漁船に当て逃げするといった事故が発生するなど、船舶の安全運航に対する信頼が揺らぎかねない重大事故が頻発している。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>従来、事故発生時の対応及び海難事故の防止策の策定等の横断的な安全対策が不十分であった。（＝原因分析）</p> <p>このため、海難事故の未然防止、また、重大事故等が発生した場合における速やかな対応等を行うためには、海上におけるソフト・ハード施策を連携させた安全施策を総合的に推進することが不可欠である。（＝課題の特定）</p> <p>このため、その基盤として、海難・災害等のデータベース化による緊急対応、海難分析の充実を図るとともに、安全管理体制の欠如に起因する事故への対策を早急に検討する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的ニーズ	海難事故の発生は船舶航行の安全及び海洋環境を脅かすものであり、本件に関する社会的ニーズは高いものと考えられる。		
行政の関与	重大な事故が続発していることに鑑み、行政が関与し早急な安全確立を目指す必要がある。		
国の関与	国境・県境等をまたぎ往来する船舶の航行に関する安全対策の推進は国が統一的に実施すべきものである。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>海上におけるソフト・ハード施策を連携させた安全施策を総合的に推進することにより、効率的かつ効果的に船舶の航行の安全確保を図ることが可能となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>複雑化する船舶の運航形態に対応した望ましい安全管理体制のモデルを構築し、その普及を図ることで、最近多発している安全管理体制の欠如に起因する同種の海難事故の再発が防止される。 海難・災害等に関する共通データベースを構築し、重大海難への迅速な対応、海難・災害発生履歴、事業状況等を踏まえた適切な指導監督及び効果的な事故防止対策の企画立案を可能とすることにより、海難・災害発生が減少するとともに海上輸送の安全・安心に対する国民の信頼性が向上する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>船舶運航における安全管理体制の構築（平成22年4月予定）から1年経過後の平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を行う。</p>

事前評価票【No.35】

施策等名	航空安全情報管理・提供システムを活用した総合的な航空輸送安全対策の強化	担当課 (担当課長名)	航空局技術部 運航課 (課長 高橋 和弘) 航空機安全課 (課長 島村 淳)
施策等の概要	<p>これまで収集されてきた機材不具合報告やイレギュラー運航報告等に加え、法改正により新たに報告義務の対象となった安全情報等について、管理・分析・共有というプロセスを一元的に適切に処理することのできる航空安全情報管理・提供システムを構築し、事故・トラブルに対する効果的な予防的安全対策及び航空会社に対する適確な監査を推進する(予算関係)。 【予算要求額：88百万円】</p>		
施策等の目的	<p>航空機の運航・整備に係る機材不具合、ヒューマンエラー等トラブル情報や国による監査情報、事業者や機体に関する基礎情報を一元的に管理し、トラブルの傾向分析等を行い、効果的な予防的安全対策や適確な監査を推進することにより、航空輸送の安全を確保する。</p>		
政策目標	5.安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	14.公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>大量の旅客の人命を預かる公共交通機関である航空輸送は、国による運航規程や整備規程の認可、運航管理施設の検査等の各種審査・検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、安全監査を実施することにより、その高い安全性を確保してきた。しかしながら、最近、大手航空会社の整備に起因するトラブルや、航空機の設計・製造に起因する事故等、または大きな事故につながりかねないヒューマンエラーのような事案が相次いで発生するなど社会的にも大きな影響を与えたところであり、これら事故及びその予兆となるトラブルを未然に防止するための更なる対策が求められている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>機材トラブルやヒューマンエラー等の安全情報の収集、分析及び対策の策定・実施は、第一義的には航空会社において実施すべきものであるが、安全上重大な影響を及ぼすおそれのある不安全事象や複数の事業者にまたがるような事案等については、個々の航空会社による取り組みだけでは足りず、事故及びトラブルを未然に防止するためには、国自らが安全情報を収集・分析し、国による安全基準の策定等の措置を講ずる必要がある。(=原因の分析)</p> <p>従来国によって収集されてきた安全情報(機材不具合報告、イレギュラー運航報告等)については、事故・重大インシデントを除き、十分に活用できているとは言えない状況である。また、一昨年来、安全上重大な影響を及ぼすおそれがあったにも関わらず従来報告の対象としてこなかったトラブルが発生したことから、平成18年に航空法を改正し、広く安全上のトラブルにつき報告を義務づけることとしたところ</p>		

	<p>である。国が予防的安全対策を実施していくためには、これら多岐にわたる膨大な安全情報を適切に管理・分析し、総合的な航空輸送安全対策に活用するための体制を構築していく必要がある。( = 課題の特定 )</p> <p>航空機の運航・整備に係る機材不具合、ヒューマンエラー等トラブル情報や国による監査情報など膨大な安全情報を有効に活用するため、事業者や機体に関する基礎情報等を加えた一連の情報類を航空安全情報管理・提供システムによって一元的に管理・分析し、トラブル傾向の分析結果等を有効に活用することで、事故及びトラブルに対する効果的な予防的安全対策や航空会社に対する適確な監査を推進する。( = 施策の具体的内容 )</p>
社会的ニーズ	<p>ひとたび甚大な航空事故が発生した場合には、搭乗者のみならず地上の第三者にも被害が及び、また、航空事故の発生に対する社会の関心も高いため、事故を防止することは、社会的要請である。近年社会的にも大きな影響を与えるような事故やトラブルが相次いで発生している状況に鑑みれば、事故の前段階のトラブルそのものの発生を未然に防止し、安全・安心な航空輸送を確保することに対する社会的ニーズは大きい。</p>
行政の関与	<p>航空運送事業者に対する監督、国際標準を踏まえた安全基準の策定等の安全対策を講じることについては、国際的にも国の責務とされているため、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>航空運送は、地域的な輸送モードではなく、広域的なものであり、また、その安全基準等は国際的な標準に準拠したものである必要があることから、航空会社の監督や安全基準等の策定等の安全対策の実施については、国で一元的に実施する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>これまで各担当が管理していた膨大なトラブル情報、監査情報及び機体情報等を効率的に管理することが可能となり、また、分析ツールを組み込むことで迅速かつ的確な傾向分析などのデータ処理が可能となるため、効率的な安全対策が可能となる。</p>
施策等の有効性	<p>これまで十分に活用できなかった様々な安全情報等について、航空安全情報管理・提供システムにおいて一元的に管理・分析することによって、的を絞ったより効果的な安全対策が可能となり、事故及びその予兆となるトラブルを未然に防止するための施策として極めて有効である。</p>
その他特記すべき事項	<p>航空安全情報管理・提供システムの本格運用(平成21年4月予定)から1年経過後の平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を行う。</p>



事前評価票【No.36】

施策等名	領海、EEZにおける海洋調査の推進	担当課 (担当課長名)	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課 (課長 仙石 新)
施策等の概要	我が国領海、排他的経済水域の海洋管理を的確に行うため、調査データの不足している海域において、海洋調査を優先的的重点的に実施する。(予算関係) 【予算要求額：1,691百万円】		
施策等の目的	我が国の海洋管理を的確に行う。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために、我が国の領海及び排他的経済水域に関する基盤的情報を整備する必要がある。しかし、現状においてこれらの海域に係る調査量は、十分なものとはなっていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまで、我が国の広大な領海及び排他的経済水域のうち、海上交通の安全に重要な海域等を優先するとともに、最近では、特に大陸棚調査のため太平洋側の調査を重点的に実施してきた。(=原因分析)</p> <p>このため、他の海域において、海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために必要な基盤的情報が不足している海域が存在する。(=課題の特定)</p> <p>こうした状況を踏まえ、調査データの不足している海域における地形調査及び地殻構造調査等の海洋調査を優先的的重点的に実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	海洋基本法では、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要とされており、そのため、海洋の開発及び利用の計画立案等の海洋管理に資する基盤的情報の整備が必要となっている。		
行政の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		
国の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		

施策等の効率性	当庁は、測量船を保有していることから、これを活用することにより、効率的な調査が可能である。
施策等の有効性	海洋調査を推進し、領海及び排他的経済水域の基盤的情報を整備することにより、我が国の海洋開発及び利用の計画立案等の海洋管理が図られる。
その他特記すべき事項	海洋調査の進捗状況について平成24年度に事後検証を実施

事前評価票【No.37】

施策等名	安定的な海上輸送の確保方策	担当課 (担当課長名)	海事局総務課参事官(企画) / 海運基盤強化政策準備室 (蒲生参事官)
施策等の概要	トン数標準税制の創設及び日本籍船・日本人船員の計画的な増加を図るための法律の整備(税制関係)(法律関係) 【海上運送法の一部を改正する法律案】		
施策等の目的	安定的な海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の創設及び日本籍船・日本人船員の計画的な増加を図るための法律の整備により、本邦外航海運事業者の国際競争力の確保及び我が国商船隊の核となるべき日本籍船・日本人船員の確保を図る。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。		
業績指標	日本籍船及び日本人船員の総数		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要であり、安定的な国際海上輸送を確保することは必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、世界単一市場である外航海運業において国際競争が激化する中、昭和60年のプラザ合意後の急激な円高等による価格競争力の喪失から日本籍船の総数は極端に減少し、ピークであった昭和47年の1580隻から平成17年には95隻にまで減少した。外航日本人船員についても、ピークであった昭和49年の約5万7000人から、平成17年には約2600人に大幅に減少した。</p> <p>こうした状況は、非常時における対応を含め、我が国経済、国民生活の向上にとって不可欠の安定的な国際海上輸送を確保する上で懸念される状況と言わざるを得ない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>船腹量ベースで全世界の約6割の船舶に適用され、今や世界標準となっているトン数標準税制(みなし利益課税)の導入の有無により、日本と外国の外航海運事業者の間の国際競争条件に不均衡が生じているとともに、円高等による価格競争力の喪失から国際海上輸送の核となるべき日本籍船及び日本人船員の総数が減少している。(=原因分析)</p> <p>このため、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え日本籍船・日本人船員の確保を図ることが求められている。(=課題の特定)</p> <p>そこで、安定的な海上輸送の確保のための法整備を行い、外航海運事業者が、国土交通大臣の策定する基本方針に沿った日本籍船・日本人船員の増加のための海上輸送確保計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることで課税の特例を受けられることとする一方、同計画が適切に遂行されるよう担保措置を設けることとする制度を創設する。</p> <p>また、税制改正を行い、課税の特例としてみなし利益課税を行うトン数標準税制を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要		

	<p>であり、安定的な国際海上輸送の確保により我が国経済・国民生活の向上を図る必要がある。</p>
行政の関与	<p>国際競争力は、基本的には事業者の不断の自助努力により確保されるべきものであるが、諸外国の外航海運事業者が税制をはじめとする手厚い優遇制度の下で事業を行っている現状にかんがみれば、本邦外航海運事業者が、外国の外航海運事業者と同等の条件で競争できる環境整備が必要である。また、日本籍船・日本人船員は、安定的な国際海上輸送の確保のために核となるべき存在であり、また、我が国の置かれた地理的・経済的状況に照らせば、非常時においても、日本籍船・日本人船員の役割は大きく、平時からこれらを一定規模確保することは喫緊の国家的課題である。</p>
国の関与	<p>海洋基本法第20条において、「国は、・・・安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保・・・その他の必要な措置を講じるものとする。」とされ、また、同法第24条において、「国は海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、・・・人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化・・・その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、本邦外航海運事業者の国際競争力の確保、日本籍船・日本人船員の確保等は、安定的な国際海上輸送を確保するために国が責任を持って取り組むべき国家的課題である。</p>
施策等の効率性	<p>日本籍船・日本人船員の確保を図る上では、国土交通大臣が統一的な方針を示すとともに、これに従って各外航海運事業者自身に日本籍船・日本人船員の増加に関する計画を立案させる方法が最も適切である。また、計画の認定を受けた事業者に対して課税の特例を適用する一方で、計画の実施が不十分である場合における担保措置を講じることにより、計画作成・実施の実効性が担保できる。</p> <p>また、課税の特例としてトン数標準税制を採用することとしているが、同税制は、船腹量ベースで既に世界の約6割の国で導入されており、同税制の有無によって外航海運事業者の国際競争条件に不均衡が生じていることから、我が国においても同税制を創設することが国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船・日本人船員の確保を図る上で効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>安定的な海上輸送の確保のための法整備及びトン数標準税制の創設により、本邦外航海運事業者の国際的な競争条件の均衡化を通じた国際競争力の確保、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図ることが可能となる。</p>
その他特記すべき事項	<p>平成19年度与党税制改正大綱（平成18年12月14日）において、「外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運業者が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成20年の通常国会において整備されることを前提として、平成20年度税制改正において具体的に検討する。」とされている。</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会の中とりまとめ「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」（平成20年6月28日）において、「本邦外航海運事業者と外国の外航海運事業者との間の国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るため、トン数標準税制について、早急に具体的な検討を進めることが必要である。」「トン数標準税制を導入した一部の諸外国においても政策目的に適った効果につながるような措置が講じられていることを踏まえ、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図るための法律等の担保措置をこれと一体的に導入することが必要である。」とされている。</p> <p>海洋基本法第20条において、「国は、・・・安定的な海上輸送の確保を</p>

	<p>図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保・・・その他の必要な措置を講じるものとする。」とされ、第24条において、「国は海洋産業の振興及びその国際競争力の強化を図るため、海洋産業に関し、・・・人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化・・・その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、「安定的な国際海上輸送の確保を図るための制度的枠組みの構築に向けて取り組む。」とされている。</p> <p>経済成長戦略大綱(平成19年6月19日改定)において、「外航海運について、産業競争力を支える安定的な国際海上輸送の確保を図るための制度的枠組みの構築に取り組む。」とされている。</p> <p>平成20年度以降の毎年度の政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>
--	---

事前評価票【No.38】

施策等名	スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化	担当課 (担当課長名)	港湾局計画課 (計画課長 富田英治) 港湾局振興課 (振興課長 梅山和成) 港湾局総務課危機管理室 (危機管理室長 北山 斉)
施策等の概要	<p>スーパー中枢港湾の更なるサービスの向上等を推進するため、高度で大規模な物流拠点（ロジスティクスセンター）を整備する民間事業者に対する出融資等による支援等を拡充するとともに、利便性・保安性の向上を図るための港湾施設の出入管理システムの構築等に対する補助制度を創設する。（法令関係、予算関係）</p> <p>【予算要求額 64,000 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>コンテナ取扱貨物量の増大によるコンテナターミナルの混雑の発生、臨海部での用地不足に起因する物流拠点の内陸部への立地とこれによる非効率な輸送の発生等に対応するため、コンテナターミナルに隣接する地域に、コンテナターミナルの機能を補完・強化する臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）を形成し、コンテナターミナルの機能及び効率性向上を図る。</p> <p>港湾コストの低減、サービス水準の向上（コンテナターミナルにおける効率性、利便性、保安性の向上等）を通じて、我が国の国際競争力を強化し、国民生活の質の向上に資する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	111 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率		
業績指標の目標値（目標年次）	平成 14 年度比 5% 減（平成 19 年度）		
施策等の必要性	<p>我が国産業の国際競争力や国民生活水準の維持、向上には効率的な物流が不可欠であり、資源小国で海外依存度が高い島国である我が国においては、安く、速く、安全で信頼性の高い海上物流サービスを確保する必要がある。さらに、改正 SOLAS 条約の発効に伴い、港湾施設の出入管理において、物流の効率性（迅速性・利便性）と保安の確保の両立を図ることが必要となっている。しかし、海上物流の基盤である港湾について、近年、我が国の相対的地位が低下し、基幹航路寄港便数が減少して、アジアの港湾で積み替えて目的地へ輸送されるトランシップ貨物が増大している。スーパー中枢港湾においては、国際競争力の強化を図るためコスト及びリードタイムの低減が求められている中、コンテナターミナルの混雑や出入管理における異なる許可証の発行などコスト及びリードタイムにおいて十分な効率化が図れていない状況にある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>港湾の国際競争力強化については、船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備や港湾諸手続のワンストップサービス化といった施策を実施してきたところであるが、我が国港湾は、アジア諸国の国家戦略としての港湾整備や、グローバル戦略の下で世界的な港湾ネットワーク展開を進めている海外メガオペレーターの台頭等によるアジア主要港の成長により、コスト・サービス水準で遅れを取って</p>		

	<p>る。近年のコンテナ貨物取扱量の増大により、コンテナターミナルにおいては混雑が発生しており、それにより効率的な運用が困難な状態である。また、出入管理については、各施設において個々の紙の許可書が発行されており、統一的な運用がなされていない。( = 原因分析)</p> <p>アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を実現するためには、スケールメリットが発揮されるように、単一の民間事業者により一体的に運営する大規模・高規格なコンテナターミナルの形成を推進する必要がある。コンテナターミナルに隣接する地域に、コンテナターミナルの機能を補完・強化する地域（臨海部物流拠点）を形成し施策を講じていく必要がある。さらには、物流の効率性と保安の確保を両立する出入管理の仕組みを構築する必要がある。( = 課題の特定)</p> <p>そのため、大規模コンテナターミナルの整備等の既存施策の充実を図る。物流施設を整備する民間事業者に対する支援の拡充、道路等インフラの整備、臨海部の土地の有効活用を図るための諸規制の緩和等を促進するための施策や、出入管理システムの構築、導入等ゲートの機能向上、搬出入の円滑化等により、スーパー中樞港湾プロジェクトの充実・深化を図る。( = 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>次世代高規格コンテナターミナルや産業競争力強化ゾーンの形成等による港湾コストの低減・サービス水準の向上は、港湾利用者である船社等のほか、物流コスト全体の低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。</p> <p>増加するコンテナ貨物に対応するためのコンテナターミナルの機能強化について、港湾管理者等からの要請が大きい。</p> <p>物流の効率性と保安の確保を両立するための出入管理システムの構築、導入が必要とされている。</p> <p>さらには、周辺道路の混雑緩和、環境負荷の軽減にもつながり、本施策は社会的ニーズに合うものである。</p>
行政の関与	<p>ターミナルの統合、大規模化、高規格化等、従来の枠組みにとられない関係者一丸となったプロジェクトであり、負担とリスクの大きい先導的な取り組みを行うことや、制度等の改革及び環境整備等の支援の両面が必要であることから行政の関与が必要である。公共のコンテナターミナルの機能を強化する施策であり、また規制の緩和等を行うため、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>スーパー中樞港湾のコンテナターミナルの機能強化により、我が国の国際競争力の強化を図るための施策であり、国の関与が必要である。効率性・利便性・保安性を兼ね備えた出入管理システムを構築、導入するためには、個々の港湾の枠を越えた全国的な視点からの制度設計や調整を要するため、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>コンテナターミナルの整備のみならず、コンテナターミナルに隣接する地域の有効活用を一体的に図ることにより、コンテナターミナルの機能を向上させ、輸送コストの低減を図る。</p> <p>現行の紙の許可証による出入管理では、本人確認に時間を要し、ターミナル別に異なる許可証が必要であり、かつなりすましのおそれがある。出入管理システムを構築することで、本人確認の迅速化、共通カードによる利便性向上、なりすましの防止を図り、コンテナターミナル運営の効率性や利便性、保安性の向上を達成できる。</p>
施策等の有効性	<p>大規模コンテナターミナルの整備等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、スーパー中樞港湾の国際物流拠点機能が向上する。</p>

	<p>臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）の形成により、コンテナターミナルの機能が向上し、より物流の効率性が高まるため、輸送コストの低減が図られ、我が国の国際競争力が強化される。</p> <p>出入管理システムの構築、導入、整備等ゲートの機能向上により、効率性・利便性・保安性が高まり、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 14 年 11 月 29 日交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを実現する港湾政策のあり方」において、スーパー中枢港湾の育成が位置づけられている。</p> <p>平成 18 年度政策チェックアップ  政策目標 18) 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化  業績指標 78) 国際海上コンテナ輸送等輸送コスト低減率  「今後の取組の方向性  今後とも、国際海上コンテナ貨物等の輸送コストを削減し、我が国の港湾の国際競争力の強化のため、スーパー中枢港湾プロジェクトを推進する」</p> <p>平成 14 年度政策レビュー  「政策への反映の方向  先導的・実験的な取り組みとして「スーパー中枢港湾の育成」を図る。」</p> <p>平成 19 年 7 月に交通政策審議会港湾分科会で取りまとめられた「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方について」の中間とりまとめにおいて、コンテナターミナルの機能を補完・強化する「臨海部物流拠点（仮称）」を設定し、施策を推進することとされている。</p> <p>今年度の国土交通省重点政策において、「アジア・ゲートウェイ構想の実現に向けた人流・物流システムの構築」の中に位置づけられている。</p> <p>平成 23 年度の政策レビューの中で事後検証を実施。</p>



事前評価票【No.39】

施策等名	次世代シングルウィンドウの構築	担当課 (担当課長名)	港湾局港湾経済課港湾 情報化推進室 (室長 浦辺 信一)
施策等の概要	<p>アジア・ゲートウェイ構想「貿易手続改革プログラム」や「規制改革推進のための3ヶ年計画」に位置づけられた、次世代シングルウィンドウへの輸出入・港湾手続の一元化のため、港湾EDIの改修を行うと共に、港湾管理者システムの改修にかかる費用に対し補助制度を拡充する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,100百万円】</p>		
施策等の目的	<p>アジアトップクラスに匹敵するIT化・ペーパーレス化の徹底、複数寄港しても最初の入力で済む高い利便性を目指し、港湾関連手続の統一化・簡素化を進めるとともに、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>港湾管理者手続の申請書式(一部を除く)は、港湾毎に異なるため、申請者は、利用港湾に応じて異なる様式で提出せざるを得ない状況にある。また、電子申請窓口が無い港湾が存在するとともに、港湾管理者システムにより窓口を設置していても、港湾毎に窓口が異なることから、データの共有化が図られていないため、入力した情報を他港利用時に反復利用することができず、非効率な状態にある。(=目標と現実のギャップ)</p> <p>各港湾管理者が条例等に基づき各自で様式を定めていること、各港湾管理者毎に電子申請窓口を設けていること等が要因となっている。(=原因分析)</p> <p>港湾管理者手続の統一化・簡素化を進め、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い手続について、申請書式の統一モデル様式を、簡素を原則に国が作成し、各港湾管理者に通知し、その採用を要請する。</p> <p>各港湾管理者が、条例等の改正により統一モデル様式を採択するとともに、港湾管理者システムを改修することなどにより、統一申請項目窓口を次世代シングルウィンドウに一元化をするよう国として補助制度の拡充により推進する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	港湾管理者手続の統一化・簡素化は、申請者である船社等の手続コストの低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争力の強化につながる。
行政の関与	行政（港湾管理者）への申請手続に関する施策であり、行政の関与が必要不可欠である。
国の関与	港湾管理者ごとに異なる手続について、統一化・簡素化を進めるには、個々の港湾の枠を超えた国の関与が必要である。
施策等の効率性	国による統一モデル様式の作成、通知、採択要請や港湾管理者による統一モデル様式の採択、港湾管理者システムの改修を一体的に実施し、統一申請項目窓口の一元化を達成することにより、申請者である船社等の手続コストを低廉化し、ひいては不特定多数の荷主の利益につながる。
施策等の有効性	港湾管理者の協力のもと、本施策を活用して、港湾管理者システムの改修を行うことは、統一申請項目窓口の次世代シングルウィンドウへの一元化を図る上で有効である。
その他特記すべき事項	<p>目標の達成には、港湾管理者の協力が必要不可欠である。 各港湾のシステム改修等の状況を定期的に調査・公表予定。 港湾管理者手続の統一化・簡素化については、経済界及び官民合同会議で、必要性が指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「貿易諸制度の抜本改革を求める」（平成 18 年 11 月 日本経済団体連合会提言）</li> <li>・ アジア・ゲートウェイ構想「貿易手続改革プログラム」（平成 19 年 5 月 アジア・ゲートウェイ戦略会議「物流（貿易関連手続等）に関する検討会」）</li> </ul> <p>平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.40】

施策等名	臨海部産業エリアの形成促進	担当課 (担当課長名)	港湾局振興課 (課長 梅山 和成)
施策等の概要	<p>臨海部産業と一体的なふ頭利用を図り、民間による効率的なふ頭運営を促進するため、一体的なふ頭運営を行う民間事業者による高能率貨物取扱施設の整備に対し補助制度を拡充する。(法令関係、予算関係、税制関係)</p> <p>【予算要求額：31,300百万円】</p>		
施策等の目的	<p>民間による効率的なふ頭運営を行うとともに、隣接地域との一体的な運用を図ることにより、効率的な産業物流と、産業の活性化・立地促進を実現する。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 0 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	1 1 1 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率		
業績指標の目標値(目標年次)	平成 14 年度比 5%減(平成 19 年度)		
施策等の必要性	<p>国際競争力の強化を図るため、臨海部における物流コストの縮減の要請が大きい。十分なコスト縮減が図れていない状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>臨海部産業に起因する貨物は、多目的ターミナルで取り扱われるが、多目的ターミナルは、多種類の貨物を公共的に取り扱うターミナルであるため、利用者は短期的、部分的にしか利用できず、非効率となっている。また、多目的ターミナルでは、ふ頭の利用者は、港湾管理者が整備する施設を使用して荷さばきを行うが、こうした施設は、多目的の貨物に対応できる汎用的な施設であるため、荷さばき効率が低い。(=原因分析)</p> <p>多目的ターミナルに隣接し、活発な産業活動が営まれる臨海部において、臨海部産業と一体的なふ頭利用を図る地域(臨海部産業エリア)を形成し施策を講じていく必要がある。(=課題の特定)</p> <p>民間事業者による一体的なふ頭運営、民間事業者による荷さばき施設の整備、物流施設を整備する民間事業者に対する支援の拡充等を促進するための施策を講じる。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>産業の臨海部への立地・設備投資が増加し、臨海部産業に起因する貨物の取扱が増加している。</p> <p>国際競争力の確保を図るため、臨海部における物流コストの縮減の要請が大きい。</p>		
行政の関与	<p>公共の多目的ターミナルターミナルにおいて施策を講ずるものであり、行政が関与する必要がある。</p>		
国の関与	<p>輸出入貨物の物流コストの縮減を通じて我が国の産業競争力の強化を図るための施策であり、国の関与が必要である。</p>		

<p>施策等の効率性</p>	<p>大規模なハードの整備だけではなく、多目的ターミナルの一体的運営というソフト面でも取組を行うことにより、物流コストの縮減を図る。行政サイドだけでなく、民間事業者の取組（ターミナルの一体的運営、荷さばき施設の整備）も活用し、物流コストの縮減を図る。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>産業に係る物流の効率化により、物流コストの縮減が図られ、我が国の産業の競争力が強化される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成 19 年 7 月に交通政策審議会港湾分科会で取りまとめられた「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方について」の中間取りまとめにおいて、産業の活性化・立地促進にむけて、ターミナル機能と一体となった「産業競争力強化ゾーン（仮称）」を設定し、施策を推進することとされている。</p> <p>今年度の国土交通省重点政策において、「アジア・ゲートウェイ構想の実現に向けた人流・物流システムの構築」の中に位置づけられている。</p> <p>平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.41】

施策等名	港湾施設の戦略的維持管理の推進	担当課 (担当課長名)	技術企画課 (課長 山縣宣彦)
施策等の概要	<p>港湾施設のライフサイクルコストの縮減を図り、対処療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図るため、長寿命化等に資する計画の策定を推進する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：765百万円】</p>		
施策等の目的	<p>港湾施設においては、老朽化の進展、維持更新費用の増大が見込まれるため、従来の対処療法的な補修・改良等から、計画的かつ適切に点検診断、維持補修を行う予防保全型の維持管理を行うための長寿命化等に資する計画を策定することにより、港湾施設のライフサイクルコストの縮減、安全性の確保を実現することを目的とする。</p>		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>港湾施設においては、今後、耐用年数を迎える施設数が増大する中、維持・更新費の増大が見込まれており、計画的かつ適切な維持管理による施設の安全性の確保や、維持・更新費用等のライフサイクルコストの縮減を図ることが重要な課題となっている。しかしながら、実際の維持管理においては、対処療法的な補修・改良等が行われている状況である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>計画的かつ適切な維持管理には、施設の長寿命化等に資する予防保全の考え方に立った適時適切な点検診断・維持補修等が重要であるが、事前に、計画的に点検診断・維持補修等を実施するための計画の策定がなされていないことが要因であると考えられる。(=原因分析)</p> <p>従って、施策の実現のためには、当該施設の維持管理の指針となる点検診断・維持補修について事前に定めた計画を策定することにより、適時適切な点検診断・維持補修等の維持管理を実施することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、平成19年4月の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」の改正、「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」の施行により、港湾施設について、長寿命化等に資するための維持管理計画等の策定による維持管理の実施が標準とされた。さらに本施策として、施設の設置者による計画の策定を推進するため、国有港湾施設については、国自らが計画を策定するために必要な経費の創設、また、港湾管理者が設置した港湾施設については、港湾管理者が計画を策定するために必要な経費の一部を助成する制度を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一 ズ	<p>港湾施設は、物流、人流の面において社会経済活動に大きな役割を果たしており、急速に老朽化が進展する港湾施設において、その機能の確保と安全・安心の確保のため、適切な維持管理が求められている。</p>		

行政の関与	公共施設の維持管理は行政が責任をもって行うべきであり、港湾施設の損傷、崩壊等による被害、さらには、港湾施設の機能停止に伴う国民経済への影響が大きいことから行政の関与が不可欠である。
国の関与	国有港湾施設の設置者として、当該施設の長寿命化等に資する計画を策定する必要があるほか、計画的かつ適切な維持管理による港湾ストック全体のライフサイクルコストの縮減及び国民生活の安全・安心の確保のために国として関与する必要がある。
施策等の効率性	長寿命化等に資する計画の策定により、施設の管理者（港湾管理者等）による維持管理が、従来の対処療法的な補修・改良等から、計画的かつ適切に点検診断、維持補修を行う予防保全型の維持管理（点検診断・維持補修等）への転換が促進され、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減、更新費用の平準化等の効率化が図られる。
施策等の有効性	長寿命化等に資する計画の策定に係る経費の予算措置を行うことにより、国および港湾管理者による当該計画の策定が推進される。 致命的損傷・崩壊を計画的かつ適時適切な点検・補修等により予防し、港湾施設の安全・安心が確保される。
その他特記すべき事項	平成 17 年 12 月にとりまとめられた交通政策審議会港湾分科会安全・維持管理部会答申において、既存港湾施設のライフサイクルの延命化等の観点から、点検診断計画及び維持補修計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の推進を行うことが明記された。  平成 24 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。

事前評価票【No.42】

施策等名	観光産業のイノベーションの促進事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光事業課 (課長 花角英世)
施策等の概要	客室稼働率の向上や業務の共同化・効率化等に関する実証事業を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。(予算関係) 【予算要求額：80百万円】		
施策等の目的	観光産業の新たなビジネスモデルの構築・普及		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 1 2 4 国内における観光旅行消費額		
業績指標の目標値(目標年次)	1 2 2 4泊(平成22年度) 1 2 4 30兆円(平成22年度)		
施策等の必要性	<p>交流人口の拡大と地域経済の活性化のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業を中心とする観光産業の国際競争力の強化が不可欠であるが、わが国の観光産業の生産性は低い水準にとどまっているといわれている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>観光産業の生産性向上のためには、旅行者ニーズの多様化・高度化などの環境変化に対応してサービスや販売方法の変革を進めていくことが必要であるが、こうした新たな取り組みには一定のコストが必要となる上、その効果が明らかでなくリスクを伴うと考えられることから、小規模事業者が多い観光産業においては、取り組みが進みにくい。(=原因分析)</p> <p>このため、観光産業の生産性向上のための新たなビジネスモデルの構築に取り組み、その効果を検証し、その結果を広く示すことにより、新たな取り組みに関するリスクを軽減し、観光産業のイノベーション促進を推進することが必要である。(=課題の特定)</p> <p>そのため、観光産業の生産性向上に資すると考えられる新たなビジネスモデルの構築の向けた取り組みを公募し、実証事業を実施する。また、実証事業による生産性向上等の効果を分析し、観光産業関係者に広く周知する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	観光立国推進戦略会議報告書においても、「観光産業に関し、生産性が低い、新たな商品開発を通じた新規市場の開拓に取り組む動きが鈍い、消費者の選択に資する情報提供が不十分であるとの指摘があり、宿泊産業の生産性の向上に向けた取組の強化が求められている。」とされているところであり、社会的ニーズは高い。		
行政の関与	観光産業の生産性向上のためには、旅行者ニーズの多様化・高度化などの環境変化に対応してサービスや販売方法の変革を進めていくことが必要であるが、こうした新たな取り組みには一定のコストが必要となる上、その効果が明らかでなくリスクを伴うと考えられることから、小規模事業者が多い観光産業においては取り組みが進みにくいいため、行政の関与が必要である。		
国の関与	観光立国推進基本法において、「国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に		

	<p>必要な施策を講ずるものとする。」とされているところであり、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業の国際競争力の強化のためには、国が一定の関与を行う必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>実証事業による生産性向上等の効果を分析し、観光産業関係者に広く周知することにより、観光産業全体のイノベーション促進が図られることから、本施策は費用対効果の観点から十分に効率的なものであるといえる</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策により、業務の共同・効率化や客室稼働率の向上による宿泊産業の生産性向上など、観光産業のイノベーションの促進に向けた新たなビジネスモデルの成功事例を積み上げ、その要因を分析・活用することで、観光産業におけるイノベーションが図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）(抄)  第三章 基本的施策  第二節 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成  （観光産業の国際競争力の強化）  第十五条 国は、観光産業の国際競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の推進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保等に必要の施策を講ずるものとする。</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）(抄)  「宿泊施設に関する情報提供の充実や販売方法の改善、生産性の向上を推進し、国際競争力の強化を図る。」</p> <p>経済成長戦略大綱(抄)(平成19年6月19日改定)  「観光産業は地域経済の活性化にも大きな効果を有する。宿泊産業のイノベーションの促進など、観光産業の国際競争力の強化に取り組む。」</p> <p>観光立国推進戦略会議報告書「地域が輝く「美しい国、日本」の観光立国戦略」(平成19年6月1日)(抄)  「宿泊産業は、業界全体として、経営マネジメントの浸透、きめ細かなマーケティングや顧客満足度向上のための取組みの徹底、バックヤード業務の労働生産性の向上、複数の事業者の連携強化などの「宿泊産業生産性改革運動」を推進する。」  「国や観光関連産業は、旅行者の情報ニーズの把握、内外の官民による旅行サービスに関する情報提供の実態等に係る調査・分析を行い、旅行者の的確な選択のための必要な情報の内容と提供のあり方について検討し、その結果を踏まえた適切な情報提供を推進する。」</p> <p>本施策については、毎年度政策チェックアップを実施するとともに、観光立国推進基本計画の見直し（平成22年度）に併せて事後検証を行う。</p>



事前評価票【No.43】

施策等名	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	担当課 (担当課長名)	総合政策局国際観光課 (課長 平田 徹郎)
施策等の概要	<p>訪日外国人旅行者の満足度を高めリピーター化を促進すべく、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の観光魅力の一層の発信強化・拡大等の取組を進めるほか、ICカードの共通化・相互利用化などを推進する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：3,454百万円】</p>		
施策等の目的	訪日外国人旅行者数を平成22年(2010年)までに1,000万人とする。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 1 訪日外国人旅行者数		
業績指標の目標値(目標年次)	1,000万人(平成22年)		
施策等の必要性	<p>ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)は5年目に入り、訪日外国人旅行者数は521万人(平成15年) 733万人(平成18年)と順調に増加しているものの、平成22年に訪日外国人旅行者数1,000万人という目標達成のためにはさらに年平均8.1%ずつ増加させる必要がある。このため、今後は、訪日旅行の選択を定着させ、リピーター化を促進していくことが重要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>既に訪日外国人旅行者のリピーター率が64%であることを踏まえると、訪日外国人旅行者を持続的に増加させていくためには、我が国の観光魅力の一層の発信に加え、旅行者の満足度を向上させる必要がある。(=原因分析)</p> <p>そのため、公共交通機関を含む安全・容易な個人旅行を実現する社会システムを構築するとともに、更なる発信力の強化・拡大等を通じた訪日旅行需要の創出が必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、北京オリンピック等を活用した日中韓における観光交流拡大、北海道洞爺湖サミットを契機とした観光魅力の発信等、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ズ	国際相互理解の増進、我が国における旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった大きな経済効果を我が国にもたらすことから、訪日外国人旅行者の増大が社会的に求められている。		
行政の関与	訪日外国人旅行者来訪の促進を図ることは国際的な相互理解の増進、国際平和に貢献する施策であり、国際観光の果たす旅行消費の拡大、関連産業の振興や雇用の拡大による地域の活性化といった国民経済上の効果を踏まえると、行政が中心となっていく必要がある。		

<p>国の関与</p>	<p>観光立国推進基本法において位置付けられているとおり、国は外国人観光客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、情報の提供、外国人観光客の受入の体制の確保等に必要な施策を講ずるものとされ、観光立国推進基本計画においても国が講ずるべき施策として定められている。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>本施策は、民間や自治体などが個別に投資することに比して、集中的かつ大規模なプロジェクトを行うことが可能となり、直接的な訪日外国人旅行者数の増加に結びつきやすく、目標実現に向けて効率的かつ効果的な事業となる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策は、観光立国推進基本計画を踏まえ、旅行者の満足度を向上させるとともに、発信力の更なる強化・拡大を図ることで、訪日外国人旅行者数の持続的な増加を促すものとして、その有効性は高い。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>安倍総理施政方針演説（平成19年1月）  「アジアなど、海外の成長や活力を日本に取り入れることは、21世紀における持続的な成長に不可欠です。2010年に外国人の訪問を1000万人とする目標の達成に向け、今年、日中間の交流人口を500万人以上にすることを目指します。」</p> <p>アジアゲートウェイ構想（平成19年5月）  「自然、歴史、文化、伝統など、日本の各地域は多様性に富む「魅力の宝庫」である。これを活かさない手はなく、地域が広域的な連携を高めつつ、地域の知恵と工夫で、地場産品や地域資源を活かし、ビジット・ジャパン・キャンペーンの取組みとも連動しながら「地域の魅力」を強く海外に発信することが重要である。」</p> <p>観光立国推進戦略会議報告書（平成19年6月）  （1）外国人の興味・関心を的確に把握するため、外国人の知恵・経験を生かした市場ごとの日本の訴求ポイントに関する調査の実施・活用  （2）国を挙げた日本ブランドの海外発信の促進  （3）訪日外国人旅行者が一人で安心して移動・滞在できる真にオープンなハード及びソフトインフラの整備</p> <p>経済財政改革の基本方針2007年（平成19年6月）  「平成22年外国人旅行者1000万人の達成、魅力ある観光地の形成等、観光立国の実現に向けた諸施策を推進する。」</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月）  「また、これまでの単に外国人に訪日旅行体験を働きかける段階から、訪日旅行を定着させ、より訪日の頻度を高める段階に移行する過程にあることから、今後は、リピーター対策や個人旅行者対策を強化する観点も含め、外国人の嗜好・ニーズの変化を的確に把握することを目的として、市場ごとに、外国人の知恵・経験も活用した調査を行い、この調査結果に基づき、早期に新たなマーケット戦略を策定する。さらに、市場の特性に対応した新たな観光魅力を発掘、発信するとともに、滞在型、体験型、広域周遊型といった多様な旅行形態の提案、これらを支える真にフレンドリーでオープンなハード及びソフトインフラの整備を推進し、官民一体となって満足度の高い旅行を提供する。加えて、観光客誘致に向けて各国が積極的な取組みを展開していることを踏まえ、我が国としても訪日観光需要の潜在力のある新興有望市場について、戦略的な市場調査を積極的に実施し、新たな観光需要の獲得に向けて、戦略的、計画的な取組を進めていく。」</p>

	<p>本施策については、毎年度政策チェックアップを実施するとともに、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を行う。</p>
--	--

事前評価票【No.44】

施策等名	国際会議の開催・誘致の推進	担当課 (担当課長名)	総合政策局国際観光課 (課長 平田 徹郎)
施策等の概要	開催・誘致活動に対する支援、国際会議適地としての認知度向上のためのプロモーション等を行う。(予算要求額) 【予算要求額：739百万円】		
施策等の目的	開催・誘致活動に対する支援等を行い、主要な国際会議の開催件数を2011年(平成23年)に252件にするとの目標を達成する。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 5 主要な国際会議の開催件数		
業績指標の目標値 (目標年次)	2 5 2 件(平成23年)		
施策等の必要性	<p>我が国の平成17年における主要な国際会議の開催件数は168件である。平成12年から平成17年の開催件数の推移を見ると、我が国の順位は、平成12年では開催件数237件でアジア首位であったが、近隣アジア諸国の台頭(中国189件 216件、韓国104件 185件、シンガポール121件 177件。)により、平成17年ではアジア第4位に後退した。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、アジアの近隣諸国が、国際会議等の開催を主要産業として位置付け、国を挙げて開催・誘致を推進、誘致者に対しては、財政面も含め積極的な支援、評価を行い、誘致に向けたインセンティブを付与し、参加者に対する便宜供与により、付加価値を向上させ、誘致・運営に携わる人材について、研修制度の充実等により育成を強化している一方で、我が国は誘致主体による取組にとどまり、立ち遅れている(例えば、会議誘致に際して、経費負担が生じる等インセンティブが乏しいなど。)開催地について、複数都市が立候補し、国内で競合する場合があります。決定権者の印象が悪化、人材面においても、誘致活動や運営に関するノウハウの蓄積が不十分である上、地域的に人材が偏在している状況が一因である。(=原因分析)</p> <p>上記の状況に対して、平成18年9月の安倍総理の所信表明演説、平成19年6月の観光立国推進基本計画において、国際会議の開催、誘致の拡大に関する数値目標が設定(平成23年に252件以上とする)され、この目標の達成に向け、我が国が競争力を失っている要因について対策を講じ、開催、誘致活動に対する支援を行うなどの取組を強化していく必要がある。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、従来、手薄であった国際会議の開催・誘致活動に対する支援、国際会議適地としての認知度向上プロモーション等を推進する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	国際会議の開催・誘致により、政治、経済、行政、学術、文化等の各分野において、発信力を強め、日本のプレゼンスを向上させることができることに加え、日本の各地域の観光魅力と組み合わせることで、各地域の豊かな個性を活かした国際交流が活発化し、国際的な知名度も向上するとともに地域の活性化が図られ、社会的なニーズは高い。
行政の関与	国際会議の開催・誘致は、我が国の直面する少子高齢化の進展やアジア新興諸国の著しい発展のなかで如何に国際社会において積極的な役割を果たすかという問題、及び如何に国内の各地域の個性豊かな地域づくりを促進し、地域の自律的・持続的発展を可能にするかという問題に対する1つの解決策となりうるものであり、公益性が高く、行政が積極的に関与すべきである。
国の関与	観光立国推進基本法において位置付けられているとおり、国は外国人観光客の来訪の促進を図るため、国際会議の誘致の促進等に必要な施策を講ずるものとされ、観光立国推進基本計画においても、国が講ずるべき施策として定められている。
施策等の効率性	本施策は平成19年5月に取り纏められた「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」の一環として実施されるものであり、国を挙げた推進体制を整備し、誘致活動や開催・受入に関する支援を総合的に行うとともに、フォローアップを徹底することにより、費用対効果の観点から十分に効率的なものとなる。
施策等の有効性	本施策は、観光立国推進基本計画を踏まえ、我が国が競争力を失っている要因について対策を講じ、開催・誘致活動に対する支援を行うものとして、その有効性は高い。
その他特記すべき事項	<p>安倍総理所信表明演説（平成18年9月） 「今後5年以内に、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指す。」</p> <p>国際会議開催・誘致拡大局長級会合（平成19年5月） 「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」取り纏め。</p> <p>アジアゲートウェイ構想（平成19年5月） 「国際会議や国際的な研究・交流拠点を誘致し、地域活性化を図る地域や大学等の取組みを国としても支援。このため、国際会議や国際文化イベント、国際展示会・見本市等の誘致のアクション・プラン（基本戦略の策定、国を挙げた推進体制の整備、人材育成、国際会議誘致のインセンティブ付与等）を策定。」</p> <p>閣僚懇談会（平成19年6月） 内閣官房長官より、我が国における主要な国際会議の開催件数の5割増という数値目標達成にあたり、経済界、学界など民間部門への働きかけも重要であるとともに、何よりも各省庁が自ら開催、誘致に積極的に取り組むことが重要であるとの指摘があり、内閣総理大臣からも、国際会議開催件数の数値目標は主要な政策課題の一つであり、政府全体で積極的に取り組むことが必要であるとの指示があった。</p> <p>経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月） 「『美しい国、日本』を発信し、国際交流の拡大を図るため、国際会議の開催・誘致推進のためのアクションプランに基づき、官民を挙げた取組を推進する。」</p> <p>国際会議開催・誘致推進連絡会議（平成19年6月） 官房長官主導の下、経済界、学界、地方自治体関係者に対して、「国際会議の開催・誘致推進による国際交流拡大プログラム」等これまでの政</p>

	<p>府の取組みについて説明を行い、今後の協力を要請し、意見交換を行った。</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月） 「我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。」</p> <p>本施策については、毎年度政策チェックアップを実施するとともに、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を行う。</p>
--	--

事前評価票【No.45】

施策等名	国内旅行需要創出・平準化等 促進実証事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光地域振興課 (課長 重田 雅史)
施策等の概要	<p>観光立国推進基本計画を踏まえ、休暇取得の促進を通じた国内旅行需要の創出・平準化に資する実証事業を実施するとともに、年次有給休暇等の積極的取得及び休暇を利用した旅行等に積極的に取り組み有給休暇取得率等の高い民間企業（休暇・旅行促進企業）の取組事例を収集・分析し、ベストプラクティス集として取りまとめる。（予算関係） 【予算要求額：75百万円】</p>		
施策等の目的	休暇取得を通じた国内旅行需要の創出・平準化を図る。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 1 2 4 国内における観光旅行消費額		
業績指標の 目標値（目 標年次）	1 2 2 4泊（平成22年度） 1 2 4 30兆円（平成22年度）		
施策等の必要 性	<p>今後、大都市圏以外の地域での大幅な人口減少が見込まれる中で、観光を通じた交流人口の拡大により地域の活性化を目指す地域が増えてきているが、国内観光は依然として全般的には低迷した状況にある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>これは、国民が旅行に出かける前提となる休暇の取得については、ゴールデンウィークや夏休み、年末年始に集中しており、また、年次有給休暇の取得率が依然として低迷した状況にあることが一因であると考えられる。（＝原因分析）</p> <p>観光立国の実現のためには、観光を通じた交流人口の拡大により地域の活性化に貢献していくことが重要であり、地域の観光振興に向けた取組を地域活性化へと結実させるためにも、国内旅行需要の創出・平準化により、地域を訪れる観光客数を増大させることが重要である。（＝課題の特定）</p> <p>このため、実証事業を通じて国内旅行需要の創出・平準化に効果の高い先進事例の蓄積を進めるとともに、これらを活用した普及・啓発を進めることにより、観光を通じた交流人口の拡大を推進する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二 ーズ	休暇取得を通じた国内旅行需要の創出・平準化を図ることは、観光を通じた交流人口の拡大のために必要不可欠であり、地域経済の活性化につながり、また、国民の健康的でゆとりのある生活の実現につながることから、公益性が高い。		
行政の関与	本施策は、特定の民間団体にのみその受益が発生するわけではなく、観光旅行の容易化及び円滑化を通じて国民の観光旅行の促進と地域活性化を図るという公益性の高いものであることから、行政が積極的に関与する必要がある。		
国の関与	観光立国推進基本法において、国は「休暇の取得に関する制度の改善その		

	<p>他休暇の取得の促進、観光旅行の特定の時季への集中の緩和」に必要な施策を講ずることと規定されるとともに、観光立国推進基本計画においても「休暇取得の好事例の紹介、仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発等により、休暇取得の促進に向けた社会的な気運を高める」こととされており、地域の自主的な取組に委ねるだけではなく、国が一定の施策を行う必要がある。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>休暇を通じた国内旅行需要の創出・平準化を図るためにベストプラクティスの収集・分析を行うものであり、それにより国内旅行の拡大に伴う関連産業の振興や雇用の拡大など地域経済の活性化が図られるため、本施策は費用対効果の観点から十分に効率的なものであるといえる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策によって休暇を通じた国内旅行需要の創出・平準化の先進事例が蓄積されるとともに、これら成功要因の分析等を踏まえた普及・啓発活動を進めることにより、企業等における休暇取得の更なる促進及び国民全体の国内旅行需要の創出・平準化による地域経済の活性化が期待される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）（抄）  第三章 基本的施策  第四節 観光旅行の促進のための環境の整備  （観光旅行の容易化及び円滑化）  第十九条 国は、観光旅行の容易化及び円滑化を図るため、休暇に関する制度の改善その他休暇の取得の促進、観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和、観光事業者の不当な営利行為の防止その他の観光に係る消費者の利益の擁護、観光の意義に対する国民の理解の増進等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>観光立国推進基本法 附帯決議  観光立国の推進に関する件  （平成18年12月6日 衆議院国土交通委員会）（抄）  観光立国推進基本法に対する附帯決議  （平成18年12月12日 参議院国土交通委員会）（抄）  五 より柔軟に休暇を取得しやすくすることにより、国民が旅行しやすい環境を整え、観光需要を創出するため、産業界と連携して国民的な運動の推進に努めるとともに、家族旅行等に係る児童生徒の休暇制度その他休暇面における検討を行うこと。</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）（抄）  第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  4 観光旅行の促進のための環境の整備  （一）観光旅行の容易化及び円滑化  休暇の取得の促進  （休暇の取得の促進）  国内旅行の需要を喚起するため、休暇取得促進の方策等について、有識者及び関係省庁で検討を行うとともに、休暇取得の好事例の紹介、仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発等により、休暇取得の促進に向けた社会的な気運を高める。  また、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善を促進するため、労働時間等設定改善法に基づいて、中小企業・団体に対する指導、助成を実施する。また、労働基準法に基づく年次有給休暇の計画的付与制度は、平成17年現在16.3%の企業が導入しているが、この制度を活用する企業数の一層の増加を図るなど、年次有給休暇の取得率の向上を図る。  観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和</p>



	<p>(休暇取得の分散化)</p> <p>一時期に集中する傾向のある休暇の分散化を推進するため、関係団体と協力しつつ、キャンペーンの実施等により「秋休み」の取得について、国民的な機運を高めるとともに、「秋休み」に合わせた各種旅行商品の販売促進活動等を支援していく。</p> <p>また、三学期制以外の学期制を採用している学校は、平成 17 年度に小学校で 14.0%、中学校で 15.3% であるが、地域の独自性を生かした休日の設定、秋休みや二学期制、地域行事に連動した学校休業等、小・中学校の休業の多様化と柔軟化を進める。</p> <p>本施策については、毎年度政策チェックアップを実施するとともに、観光立国推進基本計画の見直し(平成 22 年度)に併せて事後検証を行う。</p>
--	---

事前評価票【No.46】

施策等名	国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局観光地域振興課 (課長 重田雅史) 総合政策局観光資源課 (課長 水嶋智) 総合政策局観光事業課 (課長 花角英世)
施策等の概要	<p>内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の行程で回遊することができる地域観光圏(仮称)及び各観光地をより広域的にネットワークした広域観光連携圏域(仮称)の形成を促進するための新たな支援制度を創設する。(予算関係)</p> <p>国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を制度面から支援するため、「国際競争力のある観光地の整備促進に関する法律案(仮称)」を提出するとともに、それに伴う税制の特例措置を創設する。(税制関係)</p> <p>【予算要求額：936百万円】</p>		
施策等の目的	観光交流人口の拡大による自律的な地域経済の確立を図る。		
政策目標	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
施策目標	2 1 観光立国を推進する		
業績指標	1 2 1 訪日外国人旅行者数 1 2 2 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 1 2 4 国内における観光旅行消費額		
業績指標の目標値(目標年次)	1 2 1 1,000万人(平成22年) 1 2 2 4泊(平成22年度) 1 2 4 30兆円(平成22年度)		
施策等の必要性	<p>本格的な人口減少社会において地域の活性化を目指すためには、観光交流人口の拡大を図り、地域における観光消費の増大を図ることが不可欠であるが、国内観光は依然として全般的には低迷しており、また、訪日外国人旅行者数は着実に増加しているものの、諸外国と比較して低位な状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、宿泊拠点を中心とした国内の観光地が、グローバル化している観光市場において、内外の観光客を惹きつける魅力を十分に発揮できていないことに一因があると考えられる。(=原因分析)</p> <p>そこで、宿泊拠点を中心とした内外の観光客を惹きつける滞在力の強い観光地の形成を促進し、観光客の総滞在時間の拡大を図ることが重要である。その上で、観光地の滞在力を相乗的に高め、グローバル化している観光市場における国際競争力を一層強化するために、多様な担い手・地域間の連携が必要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、宿泊拠点を中心として二泊三日以上の行程で回遊することができる地域観光圏(仮称)及び七泊八日以上行程で回遊ができる各観光地をより広域的にネットワークした広域観光連携圏域(仮称)の形成を促進するための新たな支援制度を創設し、多様な担い手・地域間の連携を通じた国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促すものである。</p> <p>また、上記施策の制度的支援として「国際競争力のある観光地の整備促進に関する法律案(仮称)」を提出するとともに、それに伴う税制の特例措置を創設する。(=施策の具体的内容)</p>		

社会的ニーズ	通過型から滞在型への観光地づくりを通じて観光交流を促進することは、国民の健康的でゆとりのある生活の実現、国際間の相互理解の増進や地域経済の活性化につながるため、全国的なニーズが高い。
行政の関与	本施策は、滞在型の観光地づくりであり、特定の民間団体のみにその受益が発生するものではなく、公益性が高いため、行政が積極的に関与する必要がある。
国の関与	国際競争力の高い魅力ある観光地の形成は観光立国推進計画等にも国の行うべき施策として掲げられていることに加え、滞在力強化のための地域間連携はそれら地域の自主的な取組だけに委ねても困難であり、国も一定の支援を行う必要がある。
施策等の効率性	本施策は、地域における民間団体と自治体の連携、地域と地域の連携等それぞれの担い手の役割分担を踏まえ、共通の目標と手立てを内容とする計画の下での取組を総合的に促すものであり、費用対効果の観点から十分に効率的なものであるといえる。
施策等の有効性	本施策は、国の観光立国推進基本計画等を踏まえ、滞在力強化のための地域間連携を促すための新たな施策であり、満足度の高い滞在日数の増加に資する地域観光圏及び広域観光連携圏域の形成と連泊客数の拡大を促し、その有効性は高い。
その他特記すべき事項	<p>観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）(抄)</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成 (国際競争力の高い魅力ある観光地の形成)</p> <p>第十二条 国は、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を活かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）(抄)</p> <p>第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成</p> <p>地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保 (国際競争力の高い魅力ある観光地の創出)</p> <p>自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の地域資源といった新たな観光魅力の発掘や、これらを生かした観光体験プログラム等のコンテンツの充実、地域ブランドの振興、観光振興を担う人材の育成や域内外とのネットワーク強化のための交通アクセスの改善等の受入環境整備等、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者をはじめ、農林水産業関係者や地域住民等の関係者と幅広く連携して行う知恵と工夫に富んだ観光まちづくりの取組を強力に支援する。</p> <p>また、以上のような観光まちづくりを持続可能なものとするため、観光案内や観光情報の発信に加え、その地ならではの土産</p>

品や旅行業の規制緩和等を生かした着地型旅行商品等の開発・販売等を行うなどの収益事業との一体的展開により、観光まちづくり推進主体の立ち上げを積極的に支援する。

こうした取組を奨励するとともに、これまで必ずしも観光に熱心でなかった地域も含め他の参考事例となるよう、一年に一度、優れた事例を選定し、内外に発信する。

(広域連携による観光振興の促進)

海外の観光地との競争に勝ち抜けるような観光魅力を創出するとともに、地域における集客力を相乗的に高めるためには、地域の魅力ある観光資源を広域的にネットワーク化することが重要である。現在、東北観光推進機構、中部広域観光推進協議会、九州観光推進機構等広域で観光を推進する体制が整備されており、これ以外の地域でもこうした体制整備に向けた動きが見られることから、テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等、市町村や都道府県域を越えて地域が連携して行う観光振興の取組を促進する。

(宿泊産業における新たなサービスの提供)

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成のためには、地域における観光客受入の中核をなす宿泊産業が、個人・小グループ旅行の増大や旅行者ニーズの多様化等の環境変化や外国人旅行者のニーズに対応した新たなサービスの提供を促進する必要がある。

本施策については、毎年度政策チェックアップを実施するとともに、観光立国推進基本計画の見直し（平成22年度）に併せて事後検証を行う。

事前評価票【No.47】

施策等名	集落の維持・再編等への取組の推進	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局地方整備課 (課長 大矢 浩)
施策等の概要	高齢化により、豪雪時の雪処理が困難な限界集落について、住民の合意を前提として、基幹集落への集落移転を支援する。(予算関係) 【予算要求額：20百万円】		
施策等の目的	豪雪時の雪処理体制及び公共サービスの継続的な確保を図ることにより、安全安心な雪国を形成する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	2 6 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>豪雪地帯においては、雪を活かした交流の拡大による地域活性化が期待されるが、現状においてこれに向けた新たな取り組みの機運は高いとはいえない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>豪雪地帯では人口減少、高齢化が全国よりも進行しており、地域コミュニティの衰退等、地域の活力の低下、防災力の低下が課題となっている。(=原因分析)</p> <p>豪雪地帯の限界集落においては、共助による豪雪時の雪処理が困難になっており、災害に対して脆弱な状況にあるほか、基幹集落においても人口減少による活力の低下が続いている。(=課題の特定)</p> <p>よって、限界集落に暮らす方々の基幹集落への集落移転を支援し、雪処理の負担軽減と共に基幹集落における集住を促進する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	平成18年豪雪では全国で152名が雪害で亡くなり、雪処理中の高齢者が多かった。限界集落の状況、課題を踏まえた対策が必要である。		
行政の関与	豪雪地帯における、住民の安全の確保、公共サービスの提供は行政の役割である。		
国の関与	長期的な視点から集落移転が必要であっても、自治体単独では短期間に多額の負担は困難である。このため、国の補助制度が有効である。		
施策等の効率性	分散型の小規模集落を再編し、基幹集落における集住を促進することにより、行政効率が上がり、公共サービスの質の向上、長期的な公共コストの低減が可能である。		
施策等の有効性	限界集落に暮らす方々の雪処理の負担を軽減し、安全安心を確保するとともに、基幹集落における集住を図ることにより、雪に親しむことをテーマとした交流活動が促進される。		
その他特記すべき事項	豪雪地帯対策基本計画(平成18年11月閣議決定)において、「集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める」こととしている。 平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施		

事前評価票【No.48】

施策等名	(財)民間都市開発推進機構 の融通業務の見直し	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 菱田 一)
施策等の概要	(財)民間都市開発推進機構(以下 民都機構)が日本政策投資銀行等に寄託した資金をもとに、優良な都市開発事業を行う民間事業者に対して資金を融通する融通業務について、日本政策投資銀行の民営化を受け、寄託先等の見直しを行う。(予算関係) 【予算要求額：1,500百万円】		
施策等の目的	民間事業者に対して、長期・低利資金を供給することで、公共施設の整備を伴う優良な民間都市開発事業を支援する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	2 6 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	1 4 4 民間都市開発の誘発係数		
業績指標の 目標値(目 標年次)	1 6 倍(平成19～23年度)		
施策等の必要性	<p>公共施設は、市街地の快適性・安全性・景観といった都市環境の観点から重要なものであるが、市場メカニズムのみにゆだねた場合、十分な整備がなされないケースがある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>原因は、公共施設は収益性が低いため、民間事業者の初期負担が重いことがあげられる。(=原因分析)</p> <p>このため、公共施設の整備を伴う優良な都市開発事業においては、民間事業者に対する長期・低利資金で支援することが求められている。 (=課題の特定)</p> <p>これを受け、民都機構が日本政策投資銀行等に寄託した資金をもとに、優良な都市開発事業を行う民間事業者に対して資金を融通する融通業務について、日本政策投資銀行の民営化を受け、寄託先等の見直しを行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	公共施設の整備を伴う民間都市開発事業においては、引き続き長期・低利の資金ニーズは高い。		
行政の関与	本制度の融資対象である民間都市開発事業は、公共施設の整備を伴い都市機能の増進に寄与する施設の整備を対象とする、極めて重要かつ公共性の高い事業である。一方で、その整備費負担は重く、かつ対象施設自体が極めて収益性の低いものであるため、民間金融機関においては融資が困難な事業である。これに対して長期・低利の支援を行うことで、当該事業の円滑な進捗が促される。		
国の関与	優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を国としても戦略的・重点的に推進していくこととされている。[「経済成長戦略大綱」(平成19年6月19日改訂)]		

<p>施策等の効率性</p>	<p>公共施設の整備に要する費用に範囲を限定して長期・低利の資金供給を支援することで、民間事業者の事業意欲等を活用しつつ、効率的に優良な民間都市開発事業の推進を図ることができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>公共施設等の整備に要する費用を長期・低利の資金供給により支援することで、優良な民間都市開発事業の推進を図る。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>民都機構の融通業務は、株式会社日本政策投資銀行法により、平成20年10月までに、現行の日本政策投資銀行とのみ連携した制度を見直し、民間金融機関とのイコールフットイングを図ることが求められている。平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.49】

施策等名	まち再生融資支援業務（仮称）の創設	担当課 （担当課長名）	都市・地域整備局 まちづくり推進課 （課長 菱田 一）
施策等の概要	地域の活性化を推進する取組に対する資金供給の円滑化を図るため、地方における優良な民間都市開発事業に係る民間金融機関の貸付債権を流動化する制度を創設する。（予算関係） 【予算要求額：12,000百万円】		
施策等の目的	民間金融機関による民間事業者に対する資金供給の円滑化を支援することにより、地方都市における優良な民間都市開発事業の立ち上げを促進し、もって地域の活性化を推進する。		
政策目標	7 都市再生・地域再生等の推進		
施策目標	2 6 都市再生・地域再生を推進する		
業績指標	1 4 4 民間都市開発の誘発係数		
業績指標の目標値（目標年次）	1 6 倍（平成19～23年度）		
施策等の必要性	<p>東京等の大都市においては、持続的に景気が拡大する中で、都市再生関連施策による効果もあり、民間主導による都市開発が推進されている。一方、地方都市においては、景気拡大効果の波及が十分でない上に、高齢化、人口減少などの課題が大都市部よりも先行的に進行しているところが多く、民間主導による都市開発が十分に推進されているとはいえない状況にある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>原因は、大都市に比較して事業の収益性が低く採算を確保しにくい、ノンリコースローンによるプロジェクトファイナンスが普及していないことなどがあげられる。（＝原因分析）</p> <p>このような状況から、地方都市における民間都市開発事業においては、事業立ち上げ時における資金調達に対する支援強化、及びリスクに応じた資金調達手法の多様化が必要である。（＝課題の特定）</p> <p>これを受け、地域の活性化を推進する取組に対する資金供給の円滑化を図るため、地方における優良な民間都市開発事業に係る民間金融機関の貸付債権を流動化する制度を創設する。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一ズ	地方都市における小規模な民間都市開発事業の推進のためには、事業立ち上げ時の資金調達の円滑化が必要とされている。		
行政の関与	地方都市の小規模都市開発債権の流動化はコスト高となるため、現状では民間が実施することは困難である。		
国の関与	優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を国としても戦略的・重点的に推進していくこととされている。〔「経済成長戦略大綱」(平成19年6月19日改		



	訂))
施策等の効率性	地方都市においては、民間金融機関からの資金調達が困難なケースが多く、事業立ち上げ時の資金調達を支援することで、民間事業者による都市開発の実施が効率的に行われる。
施策等の有効性	地方都市における優良な民間都市開発事業に対する資金供給の円滑化が図られることにより、民間都市開発事業が促進され、もって地域の活性化が図られる。
その他特記すべき事項	平成 23 年度政策チェックアップにおいて事後検証

事前評価票【No.50】

<p>施策等名</p>	<p>暮らし・にぎわい再生事業の 拡充</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>都市・地域整備局まちづくり推進課(課長 菱田一) 都市・地域整備局市街地整備課(課長 松田秀夫) 住宅局市街地建築課(課長 橋本公博)</p>																
<p>施策等の概要</p>	<p>地域の実情に応じた多様な中心市街地活性化の推進を図るため、地域固有のまちなみを活かした整備・改修や市街地再開発事業等の事業手法を活用した防災安全性の確保、都市機能の更新に資する暮らし・にぎわい再生事業を促進する。(予算関係) 【予算要求額：10,000百万円】</p>																		
<p>施策等の目的</p>	<p>地域の状況に応じた多様な取組による中心市街地の活性化を強力に推進する。</p> <table border="1" data-bbox="252 763 1380 987"> <tr> <td data-bbox="252 763 443 801"> <p>政策目標</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="443 763 1380 801"> <p>7 都市再生・地域再生等の推進</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 801 443 840"> <p>施策目標</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="443 801 1380 840"> <p>2 6 都市再生・地域再生を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 840 443 878"> <p>業績指標</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="443 840 1380 878"> <p>1 4 8 都市機能更新率</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 878 443 987"> <p>業績指標の 目標値(目標年次)</p> </td> <td colspan="3" data-bbox="443 878 1380 987"> <p>3 6 . 0 % (平成20年度)</p> </td> </tr> </table>			<p>政策目標</p>	<p>7 都市再生・地域再生等の推進</p>			<p>施策目標</p>	<p>2 6 都市再生・地域再生を推進する</p>			<p>業績指標</p>	<p>1 4 8 都市機能更新率</p>			<p>業績指標の 目標値(目標年次)</p>	<p>3 6 . 0 % (平成20年度)</p>		
<p>政策目標</p>	<p>7 都市再生・地域再生等の推進</p>																		
<p>施策目標</p>	<p>2 6 都市再生・地域再生を推進する</p>																		
<p>業績指標</p>	<p>1 4 8 都市機能更新率</p>																		
<p>業績指標の 目標値(目標年次)</p>	<p>3 6 . 0 % (平成20年度)</p>																		
<p>施策等の必要性</p>	<p>わが国が人口減少・超高齢社会を迎える中で、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすいまちとなるよう、まちづくり三法が見直されたところであり、都市機能の無秩序な拡散防止とあわせ、本事業の活用等により公共公益施設をはじめとする様々な都市機能を集積を図り、中心市街地の活性化を進めることが国政の喫緊の課題である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>都市機能の集積を進めるため、既存ストック等を活用した比較的小規模な事業展開や、市街地の機能更新と一体的に進める等比較的大規模な事業展開が考えられるが、現行制度では、地域の実情に応じた柔軟な事業実施が困難である。(=原因分析)</p> <p>そういった取組を推進するためには、地域資源となる地域固有のまちなみ・建築物等を活用し低層建築物等を含めた整備・改修を進めることや、土地の高度利用と防災性の向上を進める市街地再開発事業等の事業手法を活用し市街地の機能更新と公共公益施設の導入を一体的に図るなど、地域の実情に応じた多様な中心市街地活性化の推進方策を用意することが重要である。(=課題の特定)</p> <p>このため、以下の施策の実施により、中心市街地活性化を推進する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地域固有のまちなみを活かした整備の促進 地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、地域の特色ある建築物の改修・復元による公益施設の整備や低層建築物を含めた地域の実情に応じた整備等に係る補助要件を緩和するとともに、石畳や植栽等の整備費を補助対象に追加する。</li> <li>2) 市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能まちなか立地の推進 中心市街地活性化にあわせて防災安全性の確保・都市機能の更新を図るため、暮らし・にぎわい再生事業に市街地再開発事業等の事</li> </ol>																		

	<p>業手法を活用するタイプを位置づけ、供給処理施設、空地整備費等を補助対象に追加する。</p> <p>( = 施策の具体的内容 )</p>
社会的ニーズ	地域の活性化が喫緊の課題となっている中、特に地方都市における中心市街地の活性化を図ることが急務。
行政の関与	市場原理のみでは実現しない、公共公益施設の導入を図るための負担軽減等に関し、行政の関与が不可欠。
国の関与	中心市街地の活性化については、市町村が作成する中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣の認定を与え、認定を受けた基本計画に基づく取組について、政府として重点的な支援を実施することとなっており、国の関与が不可欠。
施策等の効率性	<p>地域固有のまちなみ等を活かした整備を促進することにより、比較的小規模な地域の実情に応じた事業展開が可能となり、地域においても効果の高い対策を柔軟に講じることができ、効率的である。</p> <p>市街地再開発事業等の事業手法の活用による都市機能まちなか立地を推進することにより、土地の高度利用と防災性の向上を一体的に進めることが可能となり、効率的である。</p>
施策等の有効性	地域固有のまちなみを活かした整備等や市街地再開発事業等の事業手法を活用等、地域の状況に応じた事業実施を可能とすることにより、中心市街地活性化のさらなる促進が図られる。
その他特記すべき事項	<p>「都市再生ビジョン」(H15.12.24 社会資本整備審議会答申)において、環境と共生した持続可能(サステナブル)な都市の構築が今後の基本的な方向であるとされ、拡散型都市構造から、超高齢化に対応したコンパクトな集約・修復保存型都市構造への転換の必要があるとされている。</p> <p>平成17年6月、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会に対し、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」について諮問。同年7月、同審議会建築分科会に対し、「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」について諮問。平成18年2月に、両分科会における審議を経て、社会資本整備審議会の答申が出され、多くの人にとって暮らしやすい都市構造の実現のために、広域的都市機能の適正立地を図ると共に、都市機能の集約のための支援方策を講じていくことが必要であるとされている。</p> <p>「地域活性化政策体系」(平成19年2月5日)において、地域活性化の取組を各省庁の垣根を越えて横断的・一体的に強化する観点から、中心市街地活性化等について、更に政府一体となって発展・継続させていく旨、位置づけられている。</p> <p>「経済成長戦略大綱」(平成19年6月19日改定)において、地域の活性化に資する中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進する旨、位置づけられている。</p> <p>平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.51】

施策等名	地方鉄道活性化及びLRTシステムの整備について、地域の意欲的な取組への重点的な支援	担当課 (担当課長名)	鉄道局 鉄道業務政策課 課長 東井芳隆 財務課 課長 瓦林康人
施策等の概要	自治体、鉄道事業者等が連携して実施する地方鉄道の活性化に資する地域の意欲的な取組を重点的に支援するとともに、地域公共交通活性化・再生法「地域公共交通総合連携計画」に基づく軌道運送高度化事業に対する支援を拡充する。(予算関係) 【予算要求額：3,500百万円】		
施策等の目的	自治体、鉄道事業者等が連携して実施する意欲的な取組を重点的に支援することにより、地方鉄道の活性化を図り、自立的な地域の再生を推進する。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	2 9 鉄道網の充実・活性化を推進する		
業績指標	1 5 7 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合		
業績指標の目標値(目標年次)	6 0 % (平成23年度)		
施策等の必要性	<p>交通ネットワークの維持、地域の再生、人と環境にやさしい社会への貢献等の観点から、地方鉄道が事業者の経営努力と地域の支援によって維持・安定化が図られ、今後とも地域の重要な交通手段としてその機能を持続的に果たしていくことが求められている。</p> <p>しかしながら、近年特に地方鉄道を巡っては、鉄道の利用者が一層減少し厳しい経営状況に追い込まれており、地域のネットワーク維持等にも問題が生じてきている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>原因としては、少子高齢化、モータリゼーションの進展等の環境の変化に加え、鉄道事業に内在する要因として、輸送人員の減少に伴う収益性の低下からコスト削減をせまられ、運行本数も減らされる等、利便性において多くの問題が生じ、結果として沿線住民等の鉄道離れが一層進むという悪循環に陥っていることが考えられる。(=原因分析)</p> <p>このような状況のなか地方鉄道の活性化を推進していくには、鉄道事業者の自助努力のみでは限界があり、新たな法制度等の枠組による関係自治体、事業者とが連携した地方鉄道の活性化に向けた地域の意欲的な取組が必要である。(=課題の特定)</p> <p>具体的には、自治体・事業者連携計画に基づく事業に対して、以下のとおり重点的かつ効果的な支援を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道軌道近代化設備整備費補助に代えて新たに鉄道軌道輸送高度化補助を創設し、従来の設備投資経費に加えコンサルティング経費を補助対象化するとともに、対象事業者の赤字要件を見直し</li> <li>・ 安全性緊急評価等に基づく中長期的な安全施設整備を支援</li> </ul>		

	<p>また、地域公共交通活性化・再生法の総合連携計画に基づく軌道運送高度化事業に対するLRTシステム整備費補助について、補助率の嵩上げを図り、重点的かつ効果的に支援する。( = 施策の具体的内容 )</p>
社会的ニーズ	<p>地方鉄道が地域の重要な交通手段として、その機能を持続的に果たしていくことが、交通ネットワークの維持、地域再生、人と環境にやさしい社会への貢献等の観点から求められている。</p>
行政の関与	<p>経営基盤の脆弱な地方鉄道の活性化を図るには、鉄道事業者の自助努力のみでは困難であり、行政が主体となって連携計画を策定するなど、地域を挙げた取組を推進する必要がある。</p>
国の関与	<p>地方鉄道活性化による地域再生の実現は国の重要な課題であり、地域の生活経済の基盤である地方鉄道の活性化は鉄道事業者、地域住民をはじめとする利用者等と自治体が主として取り組むべきものであるが、その意欲的な取組が効果的に機能するよう、国としても支援制度の充実等により関与していく必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>自治体・事業者連携計画等の策定、遂行の過程において、事業者、自治体等地域の連携が図られ、効率的な事業の実施が可能となる。</p>
施策等の有効性	<p>自治体、鉄道事業者等が連携して実施する地方鉄道の活性化に資する地域の意欲的な取組を重点的に支援することにより、地域の鉄道を支えようとするインセンティブが向上し、地方鉄道の利用促進、活性化に向けて多様な地域の関係者が一体となった取組が促進される。</p>
その他特記すべき事項	<p>交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会の中間とりまとめにおいて、直ちに具体化を図るべき施策として「鉄道事業者、地方自治体、住民などが連携して行う取組に対する総合的かつ重点的な支援」が挙げられている。</p> <p>平成20年度以降の毎年度の政策チェックアップにおいて、事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.52】

施策等名	地域公共交通活性化・再生総合事業	担当課 (担当課長名)	総合政策局交通計画課 (課長 野俣 光孝)
施策等の概要	<p>地域の公共交通に関する多様なニーズ・課題に応えるため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の地域公共交通総合連携計画に基づき、同法に基づく協議会（以下「法定協議会」という。）が取り組む、鉄道、バス、旅客船等に係る多様な事業をパッケージで、法定協議会に対し一括支援するとともに、法定協議会の自主性・創意工夫に基づく事業の選択・実施・進捗管理等を可能とすることにより、地域の実情に応じた、地域の主体的取組みによる地域の公共交通活性化・再生の実現を図り、地域の公共交通の活性化・再生に自主的・積極的に取り組む地域を重点的に支援する。（予算関係）</p> <p>【予算要求額：3,000百万円】</p>		
施策等の目的	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画の策定及び計画において地域の関係者間で合意した取組みについて、市町村、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、地域独自の創意工夫をもって自主的・積極的に取り組む地域に対して重点的に支援を行い、地域公共交通の活性化・再生を図ることを目的とする。</p>		
政策目標	8 都市、地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	3 0 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
業績指標	1 5 8 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		
業績指標の目標値（目標年次）	30 件（平成 23 年度）		
施策等の必要性	<p>地域によっては公共交通機関の運行便数の減少などによる公共交通サービス水準の低下や、公共交通事業者の不採算路線からの撤退による交通空白地帯が出現している等の状況がみられ、地域公共交通を巡る環境は非常に厳しい状況にある。しかしながら、地域公共交通は地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠なものであり、観光振興やまちづくりの促進による地域活性化、環境問題への対応といった観点からも、その活性化・再生は非常に重要な課題である。（＝目標と現状のギャップの分析）</p> <p>自家用乗用車の普及、宅地の郊外化等により、日常生活における自家用乗用車への依存が高まっており、自家用乗用車による移動の機会は大きく増大している一方で、公共交通の輸送人員は長期的に減少傾向にあること等が原因である。（＝原因分析）</p> <p>地域公共交通の活性化・再生を推進するためには、地域の多様な関係者が連携して、主体的に地域の公共交通のあり方を考え、地域の総合的な判断に基づき、地域にとって真に有益な取組みを着実に実施することが重要である。（＝現状を改善するための課題の特定）</p> <p>このため、地域公共交通の活性化・再生について、関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して、自主的・積極的に取り組む地域に対して、鉄道・バス・旅客船等の事業をパッケージで一括</p>		

	支援する柔軟な制度を創設する。( = 導入施策の具体的内容 )
社会的ニーズ	地域公共交通は、地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割は非常に大きい。このため、その活性化・再生による地域住民、来訪者の移動手段の確保は地域における重要課題の一つとなっている。さらに、少子高齢化・人口減少時代の到来、地域の自立・活性化、地球温暖化をはじめとする環境問題等、昨今の我が国の大きな構造変化と重要な諸課題への的確な対応のためにも、地域公共交通サービスの活性化・再生は喫緊の課題となっている。
行政の関与	高齢化の急速な進展、地域活性化、環境問題等への的確な対応といった観点から、地域公共交通の活性化・再生に対して、積極的な対応を行う必要がある。
国の関与	地域公共交通の活性化・再生に対して、国として積極的な対応を行う必要があることを踏まえ、第166回国会において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が成立したところであるが、当該法律においては、市町村を中心に、様々な地域の主体が地域公共交通のあり方について主体的に考え、それに基づく取組みや創意工夫を総合的かつ一体的に推進するための仕組みづくりを行ったところである。こうした仕組みを活用し、地域公共交通に関する問題を解決しようと頑張る地域の主体的検討、合意形成、合意した内容を確実に実施する取組みに対して、国が総合的に支援を行う必要がある。 なお、国が支援を行う場合には、地域公共交通に関する地域のニーズ・課題は多種多様であり、各地域ごとに地域の実情に応じた対応が必要となるものであるため、地域がイニシアティブを発揮しつつ、機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう、地域の自主性を重んじた柔軟な補助制度とすることが必要である。
施策等の効率性	地域における公共交通の活性化・再生を実現するためには、地域のニーズ・課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、当該地域住民の移動手段確保について責任を有する市町村が中心となり、地域の交通事業者、住民その他地域の関係者とともに、地域の真のニーズやその地域の抱える交通に関する問題を精査した上で、通勤や通学、高齢者の通院といった住民の日常生活を支える公共交通のあり方について、モード横断的・総合的に検討し、そのあり方について合意形成を図り、計画的に事業を推進することが有効かつ効率的である。本施策は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画に基づき協議会が行う取組みについて支援するものであり、また、協議会は、毎年度事業の実施状況・評価を国に報告し、評価に基づき、毎年度事業計画を見直すこととしている。このため、意欲ある、真に有効な取組みに対し、支援が行われることとなり、効率的である。また、事業推進に当たっては、事業間・年度間流用を容易化する等、協議会の裁量を確保することで、施策の一体的実施が可能であるため、より一層の効果が期待される。
施策等の有効性	本施策の実施により、多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生が図られる。

その他特記すべき事項	交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会報告 「地域による地域のための公共交通の活性化・再生を目指して」 (平成 19 年 7 月 5 日) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号) 政策チェックアップ、政策レビューにより平成 23 年度に事後検証を行う。
------------	---



事前評価票【No.53】

施策等名	総合的な都市交通戦略の更なる推進のための都市交通システム整備事業の拡充	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局街路課 (街路課長 松谷 春敏)
施策等の概要	総合的な都市交通戦略を更に推進するため、市民の交通行動や企業の活動を積極的に誘導し、より円滑な交通体系の確立を目指した都市交通施策に基づく施設の整備に対して支援の充実化を図る。(予算関係) 【予算要求額:3,500百万円】		
施策等の目的	都市交通の円滑化、環境負荷削減等を目的とした都市の交通体系の確立をより効率的に推進する。		
政策目標	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
施策目標	3 1 都市・地域における総合交通戦略を推進する		
業績指標	1 6 3 基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合		
業績指標の目標値(目標年次)	7 4 % (平成 2 3 年度)		
施策等の必要性	<p>都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの実現を目的とした総合的な都市交通戦略を推進するためには、都市の交通システムに関する施設整備だけでなく、市民の交通行動や企業活動において、交通利用に関する意識改革が必要である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>従来は、総合的な都市交通戦略の基づく都市の交通システムの計画に、市民の交通行動や企業活動などを積極的に位置づけていなかった。(=原因分析)</p> <p>総合的な都市交通戦略の対象範囲を市民の交通行動や企業活動まで積極的に含め、それを誘導するための施設整備等が必要である。(=課題の特定)</p> <p>市民・企業を含めた総合的な都市交通戦略に基づく交通行動の改善に資する施設整備等や効果的な都市内物流システムの構築に必要な施設整備等に対する支援として補助対象を追加する。(=施策の具体的な内容)</p>		
社会的ニーズ	モータリゼーションの進展による自動車利用者の一層の拡大と都市機能の拡散立地の進展が進む中、環境負荷削減等を目的とした集約型都市構造の実現のためには、総合的な都市交通戦略の推進が必要不可欠である。		
行政の関与	人口減少・超高齢社会や環境問題等に対応する都市構造を実現するため、土地利用規制の合理化とあわせて、市民の交通行動や企業活動を誘導することを含めた都市交通施策をまちづくりにおいて中心的な役割を担う行政が市民と連携しながら推進することが必要不可欠である。		
国の関与	集約型都市構造の実現は、我が国が直面している人口減少・超高齢社会や地球環境問題等への対策のみならず、福祉、教育、社会資本整備、中心市街地活性化、さらに、郊外部の環境保全といった多様な面から今後全国の都市で取り組まれるべき緊急の課題であり、その成否は国民生活に大きな影響を与えるため、国として積極的に支援すべきである。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>交通の主体となる市民や企業などの関係者が連携して、都市交通施策のプログラムに基づきさまざまな施策を実施し、既存の交通施設の有効利用等により最適な都市の交通システムの実現を効率的に図ることができる。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>都市交通施策のプログラムに基づき施設整備や交通行動の誘導等が実施されることにより、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担による望ましい都市像の実現と安全で円滑な交通の確保が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市交通・市街地整備小委員会において集約型都市構造のあり方とその実現に向けた戦略的取組、都市交通施策のあり方について方向性を提示。平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.54】

施策等名	スピーディーな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業の創設	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局総務課 (課長 赤川 淳哉)
施策等の概要	道路事業の「目標宣言プロジェクト」等においてあらかじめ明示された完成時期を目標に計画的な用地取得を実現するため、事業部局との連携によるモデル事業（用地アセスメント、地籍調査の先行実施、事業相談窓口の設置等）を実施し、用地取得に必要となる施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント（仮称）」について検討する。（予算関係） 【予算要求額：50百万円】		
施策等の目的	あらかじめ明示された完成時期を目標に、計画的な用地取得を実現するために必要となる施策を適時適切に講じる「用地取得マネジメント（仮称）」の確立を図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 3 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
業績指標	1 7 2 用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）		
業績指標の目標値（目標年次）	3.15%(平成19年度～平成23年度の平均)		
施策等の必要性	<p>公共事業については、重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して重要となっている。国土交通省においても、供用目標を明確化する「目標宣言プロジェクト」等、事業効果の早期発現等を図る施策が打ち出されており、宣言された供用目標を着実に達成していくためには、用地取得を円滑かつ迅速に進めていくことが不可欠である。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>しかし、用地取得期間については、長期化する場所が見られるものの、事業毎の個別性が強いこと、手続きが同時並行的に進む場合が多いことなどから、これまで工程管理の概念や手法が浸透していない状況が続いている。（＝原因分析）</p> <p>用地取得の工程管理を実効性のあるものにするためには、各工程における長期化の要因（人手や予算の不足、用地取得に応じない地権者の存在など）を解消し、用地取得の円滑化に効果的な具体的施策を実施していくことが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>このため、本施策においては、用地交渉の迅速化や用地取得業務の効率化、そのための組織体制づくりなどを論点として、用地取得の工程管理手法に関する調査検討を行い、全国展開される目標宣言プロジェクト等の具体的な事業におけるケーススタディを含めたモデル事業を実施することにより、効果の検証及び制度化の検討を行うものである。さらに、当該検証結果をもって、スピーディーな事業展開のため、あらかじめ明示された完成時期を目標に、計画的な用地取得を実現するために必要となる施策を適時適切に総体的に講じられるよう条件整備（用地アセスメント、地籍調査の先行実施、事業相談窓口の設置等の個別の工程管理、マンパワーの弾力的運用や人材育成等）を図るものである。（＝施策の具体的内容）</p>		

社会的ニーズ	本施策は、現行の公共用地取得工程の詳細な検証を行うとともに効率的な用地取得の成功事業例や民間の工程管理手法に関する調査・分析を行い、具体的な事業におけるケーススタディを含めたモデル事業の実施による検証結果をもって公共用地取得業務における用地取得マネジメント（仮称）の確立を図り、円滑な公共用地の取得を通じた公共事業の早期完成による事業便益の早期発現に資するものであることから、社会的ニーズに適うものである。
行政の関与	本施策は、具体的な事業におけるモデル事業の実施を通じて公共用地取得業務における用地取得マネジメント（仮称）の確立を図り、あらかじめ明示された完成時期を目標として計画的な用地取得を実現し、効率的な事業の執行を目指すものであることから、行政が直接行う必要がある。
国の関与	本施策は、具体的な事業におけるモデル事業の実施を通じて国の公共用地取得業務における用地取得マネジメント（仮称）の確立を図り、あらかじめ明示された完成時期を目標として計画的な用地取得を実現し、効率的な事業の執行を目指すものであることから、国が直接行う必要がある。
施策等の効率性	本施策においてモデル事業の実施を通じた調査検討を行うことにより、他の事業も含めて汎用的に活用できる用地取得マネジメント（仮称）の効率的な確立が図られることとなることから、あらかじめ用地取得が困難となる要因について特定・対応することが可能となり、公共用地取得の円滑化・迅速化による公共事業の重点的かつ効率的な実施が推進される。
施策等の有効性	近年における公共事業予算の縮減傾向に伴い、重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して必要となっている中で、本施策の実施により、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得が可能となり、事業の効率化・迅速化が図られる。
その他特記すべき事項	平成23年度以降のチェックアップにおいて事後検証を実施。

事前評価票【No.55】

施策等名	建設業・不動産業の経営基盤等の強化	担当課 (担当課長名)	総合政策局建設市場整備課・不動産業課 (課長 石崎 仁志・毛利 信二)
施策等の概要	地域の中小建設業者・不動産業者の経営基盤等の強化を図るため、新事業分野への進出、建設業者と不動産業者の連携を含めた新規事業形態の展開、業界のコンプライアンス確立のための調査検討等を行う。(予算関係) [予算要求額:699 百万円]		
施策等の目的	中小建設業におけるアセットマネジメント等の新分野進出、中小不動産業における建設分野との連携を含めた新規事業展開等への支援等を行うことにより、中小建設・不動産業の成長力の底上げを図る。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する 3 5 建設市場の整備を推進する		
業績指標	1 7 3 不動産証券化実績総額 1 7 4 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数 1 7 5 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移 1 8 2 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数		
業績指標の目標値(目標年次)	1 7 3 66 兆円(平成 23 年度) 1 7 4 274 千件(平成 23 年度) 1 7 5 0.30%(平成 19 年度～平成 23 年度の 5 年間平均) 1 8 2 400 件(平成 21 年度)		
施策等の必要性	<p>建設業においては、建設投資が減少する一方で、公共投資への依存度が高い地域の中小・中堅建設業者は厳しい経営環境に直面している。その一方で、今後拡大が見込まれる維持管理市場など、長年培った専門技術を活用できる分野への進出により、市場の拡大を図るとともに、コミュニティー産業として地域活性化に貢献することが求められている。しかしながら、そのような取組はまだ少数に留まっているのが現状である。</p> <p>他方、不動産業においては、大手事業者を中心として、消費者に付加価値を提供する先進的な不動産関連事業(不動産再生事業、多様な媒介業務の提供等)の展開による収益基盤の強化及びその基盤となる高度な人材育成活動が積極的に行われている一方で、大多数の中小業者では同様の取組が行われていることは少なく、大手事業者と中小事業者の生産性や生産力の格差は拡大する傾向にある。</p> <p>また、不動産業界においては、不動産取引がマネーロンダリング等の犯罪に利用されるなど、業者が不適切な相手方と取引する際に法令等に即した適確な対応がとれる体制を構築する必要があるほか、新分野である不動産投資市場における違法・不当行為を防止し、健全な市場を構築するため、関連業者の内部統制の確立が必要となっている。 (=目標と現状のギャップ)</p> <p>建設業においては中小・中堅業者に新分野進出のノウハウが不足していること、不動産業においては大多数の中小業者に先進的な不動産関連事業の展開や高度な人材育成活動に関するノウハウが不足していることが原因であると考えられる。</p>		

	<p>また、不動産業界におけるコンプライアンスの確立に関しては、暴力団排除やマネーロンダリング対策の取組、不動産投資市場での各プレーヤーの内部統制などは不動産業界における新規の課題であり、これまでの体制では適確に対応することは困難である。 ( = 原因分析 )</p> <p>建設業の活力の回復を図るとともに、不動産市場全体の基盤強化を推進し、不動産業界全体の底上げを図るためには、建設業のアセットマネジメント等新分野への進出、高度化に向けた意欲のある中小不動産業者の新規の事業展開や人材育成の支援を効果的に行う必要がある。</p> <p>また、不動産業界におけるコンプライアンスの確立に関しては、不動産取引がマネーロンダリング等の犯罪に利用された具体的事例の積み上げ及び業者間での情報交換、それらの従業者教育へのフィードバック等を行える体制の構築、さらには、不動産投資市場における関連業者の業態・規模に応じた効率的な内部統制のあり方を確立し、普及させる必要がある。 ( = 課題の特定 )</p> <p>本施策においては、中小・中堅建設業者が行う新分野進出の取組を公募し、モデル的な事例を発掘して支援するとともにその普及を図る。また不動産については、先進事例の普及のための講習会の実施支援、新規事業の実施支援（モデル事業として実施）を行う。</p> <p>また、不動産業界におけるコンプライアンスの確立に関しては、暴力団排除やマネーロンダリング対策等の取組に関する事業者間での情報共有体制の構築に向けた調査・検討及び不動産投資市場における関連業者の業態に応じた内部統制モデルの作成・普及を行う。 ( = 施策の具体的内容 )</p>
社会的ニーズ	<p>本施策は、地域の中小建設業者・不動産業者の経営基盤の強化や生産性の向上を図り、地域の基幹産業である建設業の活力回復と、中小不動産業者の事業高度化や人材育成を推進するものであるとともに、不動産業界全体におけるコンプライアンスの確立を図るものであり、社会的ニーズが高い。</p>
行政の関与	<p>今後の施策に反映させるための調査・検討であり、また、我が国の建設業・不動産業全体の生産性の向上による底上げやコンプライアンスの確立を図るためのものであり、行政が関与する必要がある。</p>
国の関与	<p>本施策は、中小建設業者の新分野進出・不動産業者への事業高度化に向けた支援と人材育成及びコンプライアンスの確立を行うことにより、建設業・不動産業界全体の底上げ等を行うための環境整備を行うものであるが、これらの課題は特定の地域に偏在する問題ではなく、業界全体に共通の課題の検討を行うものであるため、国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>建設業者の新分野への進出の取組を促進するためには、意欲は高いもののノウハウに乏しい地域の中小・中堅建設業者に対して、その先導事例を普及・啓発することが効率的である。</p> <p>一方、不動産業においては、大手事業者が事業の高度化や人材の高度化に積極的に取り組んでいる一方で、大多数の中小不動産業者では同様の取組が行われていることが少ないという現状において、不動産業界全体の底上げを図るためには、特に、事業の高度化や人材の高度化に向けた意欲のある中小不動産業者を対象とした支援策を講じることが効率的である。</p> <p>また、不動産業者における暴力団排除やマネーロンダリング対策の法令遵守に関しては、事業者ごとの取組に委ねるのではなく、不動産取引が犯罪に利用された具体的事例の積み上げ及び業者間での情報共有体制</p>

	<p>を構築すること、また、不動産投資市場における関連業者の内部統制の確立に関しては、多様な業種・業態が存在することにかんがみ、業態に応じた内部統制のあり方を検討することが効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>建設業においては、建設投資が減少する一方、維持管理市場が拡大しており、企画、設計、維持・修繕等の川上・川下市場において、建設業のノウハウを活用できる分野に進出して活動領域の拡大を図るとともに、コミュニティ産業として地域活性化に貢献することが求められている。このような新分野進出の意欲のある建設業者を支援し、その事例を普及・啓発することが、業界全体の底上げを図る上で有効な施策である。</p> <p>不動産業においては、大手事業者と生産性において格差がある中小不動産業者のうち、特に事業の高度化や人材の高度化に意欲がある中小事業者を対象とする事業であり、先進事例の普及のための講習会の実施支援や新規事業の実施支援の実施結果を公表し、意欲がある中小業者の参考となるよう幅広く周知啓発を行うものであるため、不動産業界全体の底上げを図る上で有効な施策である。</p> <p>また、不動産業者における暴力団排除やマネーロンダリング対策の法令遵守に関しては、業者間での情報共有のあり方について検討した成果を業界団体を通じて実施に移すものであり、不動産投資市場における関連業者の内部統制の確立に関しては、業態に応じた内部統制について検討し、それをモデルとして広く周知・普及させるものであるため、早期に不動産業界のコンプライアンスを確立する上で有効な施策である。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>本施策は、中小建設業者の生産性の向上を図るものであり、大手事業者と生産性において格差のある中小不動産業者について、事業の高度化等による生産性向上を図るための環境整備を支援するものであるため、</p> <p>「経済財政改革の基本方針 2007」第 2 章 1 . ( 3 ) 中小企業底上げ戦略に該当する。</p> <p>事後検証の実施時期及び方法：平成 23 年度の下記の政策チェックアップにより実施。</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護      施策目標 34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する      施策目標 35 建設市場の整備を推進する      業績指標 173 不動産証券化実績総額      業績指標 174 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数      業績指標 175 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移      業績指標 182 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数</p>

事前評価票【No.56】

施策等名	不動産投資市場の健全な発展のための情報基盤の構築	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局土地情報課 (課長 麦島 健志) 土地・水資源局地価調査課 (課長 北本 政行)
施策等の概要	<p>不動産市場の透明化を推進し、不動産投資市場の健全な発展を促すため、オフィス、マンション等の不動産の管理に係る収益費用の価格情報等を収集し、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供する不動産市場データベースを創設する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：200百万円】</p>		
施策等の目的	<p>不動産投資市場が急速に拡大する中、オフィス、マンション等不動産の種類ごとに、賃料、維持管理費等の収益費用に係るデータベースを構築し、不動産鑑定評価の指導監督を強化することを通じて、不動産鑑定評価の信頼性の向上を図るとともに、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供することを通じて、不動産市場の透明化を推進し、不動産投資市場の健全な発展を促す。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 4 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
業績指標	<p>1 7 7 地価情報を提供するホームページへのアクセス件数</p> <p>1 7 8 取引価格情報を提供するホームページへのアクセス件数及び取引価格情報の提供件数</p>		
業績指標の目標(目標年次)	<p>1 7 7 25,390,000件(平成23年度)</p> <p>1 7 8 40,000,000件(平成23年度)</p> <p>1,000,000件(平成23年度)</p>		
施策等の必要性	<p>不動産投資市場が急速に拡大する中、市場の透明化を推進し、その健全な発展を促す必要がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>しかし、我が国においては、海外に比して、不動産管理に係るデータ収集・分析が十分になされていない状況にあり、不動産業者と消費者間の情報の偏りの是正が求められている。(=原因分析)</p> <p>こうした状況を踏まえ、鑑定評価やエンジニアリングレポートの適正化の推進など不動産投資市場全体の信頼性の向上等を図るとともに、不動産業者と消費者間の情報の偏りをできる限り是正し、不動産市場の透明性の向上を促し、不動産投資市場の健全な発展を促す必要がある。(=課題の特定)</p> <p>このため、オフィス、マンション等の不動産の管理に係る収益費用の価格情報等を収集し、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供する不動産市場データベースを創設する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ス	不動産市場の透明化による投資家や消費者保護のため、不動産取引の指針となるようなデータの一般的な提供が必要とされている。		
行政の関与	我が国には不動産管理に係るデータを収集・分析するサービスに関して海外の民間団体と同レベルのサービスを行う団体がなく、不動産市場の透明化のためには、行政による一元的な関与が必要不可欠である。		
国の関与	不動産市場の透明化は、日本全国の不動産市場における課題であるが、個別の地域や団体では情報収集能力等に限りがあることから、国による広域的かつ一元的な関与が必要不可欠である。		



<p>施策等の効率性</p>	<p>我が国においては、海外に比して、不動産管理に係るデータ収集・分析が十分になされていない状況にある中で、不動産業者と消費者間の情報の非対称性をできる限り是正し、不動産市場の透明化を図るためには、全国の建物管理業者等に対する任意のアンケート方式によって国が一元的にデータベースを構築することを通じ、不動産取引の指針を整備するとともに、不動産投資インデックス・ビジネスやコンサルティング業務の育成を促すことが効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>不動産管理に係るデータベースを構築し、不動産鑑定評価の指導監督を強化することを通じて、不動産鑑定評価の信頼性の向上が図られるとともに、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供することを通じて、不動産市場の透明化が推進され、ひいては不動産投資市場の健全な発展が促される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>平成23年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証を実施。</p>

事前評価票【No.57】

施策等名	地域の建設業界と専門高校が連携した将来の人材育成の強化	担当課 (担当課長名)	総合政策局建設市場整備課 (課長 石崎 仁志)
施策等の概要	地域の建設業界と専門高校が連携して行う、将来の人材を育成する取組に対しモデル事業として支援する。(文部科学省との連携施策) (予算関係) 【予算要求額：170百万円】		
施策等の目的	専門高校における高い建設技能技術の習得、建設業に対する求職意識の向上などにより、優秀な人材の確保・育成が図られ、以て対価に対して最も価値の高い住宅・社会資本整備に寄与する。		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 5 建設市場の整備を推進する		
業績指標	1 8 5 建設技能労働者の過不足状況		
業績指標の目標値(目標年次)	不足率 1.2%(平成18年) 1.2%以下(平成23年) 技能工のD.I. 30ポイント(平成18年) 30ポイント以下(平成23年)		
施策等の必要性	<p>新規学卒者の建設業入職者数は、平成8年の約8.4万人をピークに減少傾向にあり、平成18年では約3.3万人となっている。また、高等学校から建設業へ新規入職する者は、この5年間で約4割減少し、平成18年は13,614人となっている(平成14年は21,971人)。また、近年、鉄筋工など一部の職種・地域において、技能者の不足傾向が大きくなっており、若手人材の確保・育成を図ることが急務となっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>「2007年問題」による団塊の世代の大量退職を迎え、一方、少子高齢社会の到来により、今後は他産業との人材の確保競争において激化が予想されている。また、工業高校等専門高校においては、専門高校生が社会において必要な知識・技能の習得ができていないことや、建設業界における求人と就職のミスマッチなど、建設業界と教育界との十分な連携がなされていないといった問題が生じている。(=原因分析)</p> <p>このような中、将来の建設産業を担う人材を育成し、企業の高い技能の維持強化に貢献し、我が国の経済発展を支えてきた工業高校等専門高校と地域の建設業界が連携して、将来の人材を育成する取組の強化を図る必要がある。(=課題の特定)</p> <p>地域の建設業界と工業高校等専門高校が連携して、学校での実践的指導、企業での高度技能習得などの実践及び検証を通じ、工業高校等専門高校による実践教育の導入により、建設業における人材確保・育成に資するモデル的な取組を構築し、広く普及啓発を図る。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一 ズ	若年者が建設産業に入職しないことにより、現場における技能が消失し、建設生産物の品質の確保に支障が生じるおそれがあり、エンドユーザーに対し、対価に応じて最も高い価値を有する建設生産物を提供する建設産業を構築することが求められている。		

行政の関与	エンドユーザーに対し、対価に応じて最も高い価値を有する建設生産物を提供する建設産業を構築することは、行政の役割であり、本目的に大きく寄与する本事業は行政が関与する必要がある。
国の関与	本施策目的について、課題が大きいと認識し、かつ、当該課題に対し解決意欲が大きい団体に対して、広く公募により、モデル事業として支援するものであり、国が直接関与する必要がある。
施策等の効率性	将来の人材を育成する取組の強化を図るとい本施策の目的を果たすためには、先導となるべき取組をモデル事業として実施し、それを広く啓発することにより、他の地域等で当該取組を普及するモデル事業という手法を取ることが効率的である。
施策等の有効性	若手の人材育成に熱心な建設業者の開拓、建設技能者による学校での生徒に対する実践的指導、工業高校生の技能技術水準に応じた副教材の作成、建設技能者による教員に対する高度な技能技術の習得を図る研修等の実施など、モデル的な取組を実施し、その成果の普及を図ることにより、効果的に優秀な人材の確保・育成が図られる。
その他特記すべき事項	<p>「建設産業政策2007～大転換期の構造改革～」(平成19年6月建設産業政策研究会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の建設産業政策</li> <li>2. 建設産業政策 <ul style="list-style-type: none"> <li>(5)ものづくり産業を支える「人づくり」-Career Development-人材の確保・育成、処遇の改善</li> <li>(ハ)将来の人材の育成強化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門高校と地域の建設業界が連携した将来の人材育成の強化方策の検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>事後検証は、政策チェックアップにおける業績指標である「建設技能労働者の過不足状況」の目標年次である平成23年の政策チェックアップにおいて評価することにより行う。</p>

事前評価票【No.58】

施策等名	「海の日」「海の月間」における海事産業振興事業の推進	担当課 (担当課長名)	海事局総務課企画室 (室長 市岡 卓)
施策等の概要	<p>官民関係者の連携を強化するため、国が中心となって海事広報推進のための「官民連絡会議（仮称）」を設置し、統一的な基本方針のもとで「海の日」関連事業を展開する。</p> <p>民間等関係者の協力を得て、国が中心となって「海の日」「海の月間」の中核となる以下の事業を実施する。</p> <p>「海の日」関連中央事業 中央事業としてのシンポジウムの開催（東京） 「海フェスタ」における宣伝・広告強化 「海フェスタ」における海をテーマにしたイベントの開催 「海の日」関連プロジェクト強化 地方運輸局を中心としたイベントの開催 (予算関係) 【予算要求額：20百万円】</p>		
施策等の目的	<p>海洋基本法第13条（国が「海の日」に国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事を実施する努力義務）や交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会中間とりまとめ等を踏まえ、青少年をはじめとする多くの国民に海への興味を喚起し、感動とロマンを与える観点から、「海の日」「海の月間」に関連する新規事業の実施や既存関連事業の充実により、海の魅力や重要性を国民に伝えるための効果的な海事広報を強力に推進することを目的とする。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 8 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	「海の日」「海の月間」を中心に、効果的な海事広報を推進するため、国土交通省が新たに実施したイベント数		
業績指標の目標値（目標年次）	毎年12件（平成24年度）		
施策等の必要性	<p>四面環海の我が国の経済活動や国民生活にとって海は極めて重要な役割を担う。海上輸送は、貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を担い、更には年間延べ1億人の旅客を運ぶなど我が国の大動脈である。こうした海の重要性を認識する機会として、国民の祝日である「海の日」が平成8年に制定されたが、制定されてから10年あまり経過した現在において、海に関する知見・体験等が十分に国民に浸透していない。また、海運業、造船・船用工業等海事産業は、我が国にとって重要産業であるため、優秀な人材の確保が必要であるが、海事産業においては、少子高齢化社会の到来により、労働力の高齢化が進み、必要とされる特殊技術や技能を有する次世代を担う若い人材が不足している。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>「海の日」「海の月間」に関連する海事広報活動に統一した基本方針がなく関係者の連携が不十分であり、地域的・限定的かつ一過的な海事広報活動に止まった。</p> <p>また、海の仕事の魅力、重要性について知る機会・知識が乏しく、若者の職業選択時の選択肢になりにくかった。（＝原因分析）</p>		

	<p>若い世代を海事産業に惹きつけるためにも、若年層（小中学生）の海への興味や関心を喚起する取り組みが重要であり、官民関係者が連携して海事広報活動を展開することが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>官民関係者の連携を強化するため、国が中心となって海事広報推進のための「官民連絡会議（仮称）」を設置し、統一的な基本方針のもとで「海の日」「海の月間」関連事業を展開する。</p> <p>民間等関係者の協力を得ながら、国が中心となって「海の日」「海の月間」における中核となる新規事業と既存事業の充実を図る。（＝施策の具体的内容）</p>
社会的二一 ズ	<p>船員の確保・育成のためには、海の魅力や海の職場の重要性のPRを通じ、青少年の海への関心を深めることが重要であり、こうした活動に当たっては、海洋基本法や陸海空の中で「海の日」が唯一祝日となっていることの意味を踏まえ、我が国が海洋国家であることの認識を社会全体で共有してもらうため、今まで以上に戦略的かつ効果的な海事広報活動に取り組んでいくことが必要との指摘を受けている。（平成19年6月交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会中間とりまとめ）</p>
行政の関与	<p>海事産業における人材確保については、産業界が自らの問題として取り組むことはもちろんであるが、行政としても産業界の取り組みを支援していくことが必要である。</p> <p>国及び地方公共団体に対し、「海の日」における海洋についての理解と関心を深めるような行事を実施する努力義務が課されている。（海洋基本法第13条）</p>
国の関与	<p>効果的な海事広報を推進するためには、国が中心となって官民関係者の連携を促し、統一的かつ広域的な広報活動を実施することが不可欠であり、地方公共団体や民間の自主的な取り組みだけに委ねるのではなく、国が全国的な視点から主体的かつ強力に取り組む必要がある。</p> <p>国及び地方公共団体に対し、「海の日」における海洋についての理解と関心を深めるような行事を実施する努力義務が課されている。（海洋基本法第13条）</p>
施策等の効率性	<p>国が中心となって統一的な基本方針に基づき「海の日」「海の月間」関連事業を行うことにより、それぞれの事業の位置づけが明確化されるため、事業の重複を避けることができる。</p> <p>共通のテーマにより海事広報活動を展開することができるため、効果的な海事広報が期待できる。</p>
施策等の有効性	<p>従来は、それぞれの地域・団体ごとに行われてきた「海の日」「海の月間」関連事業を、国が中心となって官民の連携を強化しながら事業を展開することにより、統一的かつ広域的な海事広報活動を行うことが可能となる。</p> <p>本施策を通じて、若年層をはじめとする多くの国民に海の仕事の魅力、重要性を知ってもらうことは、海事産業における将来的な人材確保と海事産業の活性化につながるものであり、目標達成に貢献するものである。</p>
その他特記すべき事項	<p>本施策実施5年後（平成24年度末）に、政策チェックアップにおいて事後検証を行う。</p> <p>海洋基本法（平成19年法律第33号） 第13条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する海の日において、国民の間に広く海洋についての理解と関心を深めるような行事が実施され</p>

	<p>るよう努めなければならない。</p> <p>交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会中間とりまとめ（平成19年6月）（要旨）</p> <p>第2章 優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成のための具体的施策～4つの柱に沿った取組み～</p> <p>（1）船員を集める</p> <p>海の魅力のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化の中で、船員志望者の裾野拡大を図るためには、多くの児童・生徒、青少年、保護者に海の魅力や海の職場の重要性について認識を深めてもらうことが必要である。</li> <li>・ 先般制定された海洋基本法や陸海空の中で「海の日」が唯一祝日となっていることの意味を踏まえ、我が国が海洋国家であることの認識を社会全体で共有してもらうため、今まで以上に戦略的かつ効果的に海事広報活動に取り組んでいくことが必要である。</li> <li>・ 海の魅力をPRするには、これまで以上に海の職場に関する情報提供についても充実を図ることが必要である。</li> </ul>
--	--

事前評価票【No.59】

施策等名	海洋環境立国を支える人材育成支援事業	担当課 (担当課長名)	海事局造船課 (課長 坂下 広朗)
施策等の概要	<p>新たに開発される革新的海洋環境技術を駆使し、地球環境問題への対応を通じた世界への貢献と、我が国造船産業の競争力強化の基盤となる「技術者の育成」に向けての産・学連携人材育成策を展開する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：62百万円】</p>		
施策等の目的	<p>大学や専門高等学校における造船・海洋関係学科といった技術者育成機関の減少や若手の工学部離れ等により、我が国造船産業における技術者が減少し、競争力の基盤であった優位な製品開発力の今後の低下が懸念されている。また、今後、海洋環境における経済的・社会的なニーズ(地球環境対策、環境負荷低減等)が広範になっていくという状況にある。これに対応するため、革新的な海洋環境技術の開発及び普及を推進するのに必要な人材育成を行うことにより、我が国造船産業の維持・発展及び活性化を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 8 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	1 9 0 造船業・船用工業の生産高(世界シェア)		
業績指標の目標値(目標年次)	1 / 3 (平成 2 1 年度)		
施策等の必要性	<p>四面を海洋に囲まれ、資源やエネルギーを他国からの輸入に依存する我が国にとって、海事産業は国民生活水準の維持・向上には欠かせないものとなっている。特に我が国造船産業は、半世紀近くにわたり、新造船建造量において世界トップレベルを維持しており、現在は韓国・中国等の厳しい国際競争を展開しつつ、シェアの1/3確保し、物資の輸出入の大半を担っている我が国外航海運事業者に良質な船舶を安定的かつ持続的に供給しており、その担っている役割は非常に大きいものがある。また、我が国造船産業は、従来より高い労働生産性、国内生産比率を維持し続けており、地域経済・雇用に非常に貢献している。しかしながら、今後、経済的・社会的ニーズが広範となる海洋に携わる技術者人口が激減していくことが懸念されている。一方、韓国・中国においては、造船産業は国策産業として位置付けられており、政府・大学機関・企業が連携し、技術者育成に力を注いでおり、我が国造船産業が有していた競争力の源泉である新たな革新的技術の開発能力に迫りつつある状況にある。この状況が継続すれば、我が国造船産業は競争力を喪失し、韓国・中国に劣後することになる。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、近年の大学や高等専門学校における造船・海洋工学科といった技術者育成機関の減少や若手の工学部離れ等によるものであると考えられる。(=原因分析)</p> <p>今後も我が国が「環境立国」「海洋立国」として、世界をリードしていくためには、高まりつつある地球環境問題に対して、的確に対応できる技術力が必要であり、今後、少子高齢化が進んでいく中で、その基盤となる技術者を効率的に確保・育成することは喫緊かつ長期的な課</p>		

	<p>題である。( = 課題の特定 )</p> <p>このため、新たに開発される革新的海洋環境技術を駆使し、地球環境問題への対応を通じた世界への貢献と、我が国造船産業の競争力強化の基盤となる「技術者の育成」に向けての産・学連携人材育成策を展開する。( = 施策の具体的内容 )</p>
社会的ニーズ	<p>資源・エネルギーを他国からの輸入に依存している我が国にとって、海運が貿易量の99%(質量ベース)を担っており、また、国内貨物輸送量においても内航海運が38%を担っている状況にあり、我が国海運事業者に安定的かつ持続的に良質な船舶を供給している我が国造船産業は国民の生活、経済を支える上で不可欠な存在。</p> <p>我が国造船産業は、韓国・中国との厳しい国際競争にさらされており、競争力の基盤となる人的資源の確保・育成は、重要な課題。その海運は国民の生活、経済を支える上で不可欠な存在であり、造船業及び船用工業における人的基盤の確保・育成は重要かつ喫緊の課題である。</p>
行政の関与	<p>造船事業者のほぼ7割が中小企業であり個別企業の取組のみで人材の確保・育成を図ることは困難である。また、少子高齢化が進んでいく我が国にとって、造船産業の重要性に鑑みると、行政が業界団体、事業者、大学、研究機関等と連携して、技術者の確保・育成を効率的かつ実効的に取り組む必要がある。</p>
国の関与	<p>本年7月に施行された海洋基本法第24条において、国は人材の育成及び確保の措置を講ずるよう規定されており、造船産業における技術者の確保・育成に対する国の関与は不可欠である。また、同法18条において、「海洋環境の保全」が掲げられており、地球温暖化等の環境問題が深刻となる中で海洋に対する役割が大きく期待されているところである、今後、我が国が責任ある施策を実施し、他国をリードしていくためには、国の関与が不可欠である。</p> <p>世界単一市場である造船産業においては、国際的な協調・認識を踏まえつつ、国が責任を持って政策を実行する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>一般の職業訓練は通常の製造業で必要とされる技術養成(規模の小さい図面、設計)のみに対応しており、実際のサイズの部材で訓練することが必要な造船固有技術の修得は不可能である。また、技術指導者の招集やカリキュラムの作成の際には、各大学、企業レベルの知識・ノウハウを活用することが必要であることから、本施策を通じて、業個別的でかつ全国規模の仕組み作りを行うことが最も効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>本施策を実施することにより、造船産業の競争力の基盤となる技術者の確保・育成が効率的に実施でき、我が国造船業に求められている多様な社会的・経済的ニーズに応えることができ、我が国造船産業に維持・発展及び活性化につながり、「環境立国・日本」、「海洋立国」の実現に資する。</p>
その他特記すべき事項	<p>21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)において、「意欲と能力に溢れる豊富な人材を、環境から拓く経済成長や地域活性化の原動力とする」との記載があり、政府全体の方針にも合致している。</p> <p>平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>



事前評価票【No.60】

施策等名	船員確保・育成等総合対策事業	担当課 (担当課長名)	海事局船員政策課 (課長 永松健次)
施策等の概要	<p>海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、船員の計画的雇用、外航日本人船員（海技者）の確保・育成等を推進するとともに、海事地域における人材確保連携事業を実施する。</p> <p>(予算関係) 【予算要求額：217百万円】</p>		
施策等の目的	<p>外航日本人船員の減少、内航船員の高齢化等に伴う人手不足に対応し、船員を集め、育て、キャリアアップを図り、陸上海技者への転身を支援するとともに、海事地域の振興を図る。</p>		
政策目標	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
施策目標	3 8 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
業績指標	1 9 1 海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準		
業績指標の目標値（目標年次）	1 3 5（平成22年度）		
施策等の必要性	<p>外航日本人船員は、厳しい国際競争の中30年間で約57,000人から約26,000人へと極端に減少。非常時も想定し、平時より一定程度（約5,500人）の日本人船員の確保・育成が喫緊の国家的課題。</p> <p>国内貨物輸送の約4割を担う内航海運や国内航空を上回る年間延べ1億人が利用する国内海上旅客輸送を担う内航船員は、現在の雇用需給はほぼ均衡しているが、高齢化が著しく（45歳以上が64%）、5年後に約1,900人、10年後には約4,500人程度の船員不足が生じるおそれがある。（＝目標と現状のギャップ）</p> <p>交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会が設置され、優秀な日本人船員の確保・育成策を中心に、海事分野における人材の確保・育成のための海事政策のあり方について調査・審議が行われ、平成19年6月に中間取りまとめがなされた。この中で船員の確保・育成に関する問題点として、海に対する社会的認知度の低さ、船員志望者を集めることの困難さ、船員になることの大変さ、厳しい職場環境・労働環境、キャリアアップのための環境の不十分さ、海技者としてのキャリアパスの不明瞭さと社会的認知度の低さ等が指摘された。（＝原因分析）</p> <p>上記中間とりまとめにおいて、船員の確保・育成については、船員を集め、船員を育て、船員のキャリアアップを図り、陸上海技者への転身を支援する、という4つの施策の柱及び海事地域の振興を実施すべきとされた。（＝課題の特定）</p> <p>上記中間取りまとめを受け、以下の制度改正及び予算要求を行う。</p> <p>(1)海上運送法の一部改正による船員確保育成に関する計画認定スキームの創設</p> <p>(2)船員確保・育成等総合対策事業（船員雇用促進対策事業費補助金等の大幅拡充）に係る予算要求</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船員計画雇用促進等事業（船員の計画的な確保・育成を推進するため事業者に対する助成金を交付）</li> <li>・海へのチャレンジフェア（就職面接会と海事産業のPR）</li> <li>・海事地域人材確保連携事業（財政力の弱い海事都市における海事関係の人材確保・育成に資する取り組みを支援）</li> </ul> 等（＝施策の具体的内容）  注 海事地域 海運・造船等の海事産業が集積する地域 海事都市 海事地域をかかえる市町村等
社会的ニーズ	貿易量の99%、国内貨物輸送量の38%を海運が担っており、海運は国民の生活、経済を支える上で不可欠な存在であり、人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員（海技者）の確保・育成は重要かつ喫緊の課題である。
行政の関与	行政は業界団体、各種海事関連団体、船員教育機関等と共同し、海運事業者による自主的な船員（海技者）の確保・育成の取り組みを支援するための環境整備を図ることが必要である。 また、中小・零細企業が大多数を占める海運業界においては、自力のみで船員の確保・育成を図ることは困難であり、経済的合理性に基づく企業行動のみでは解決しえない分野において船員の確保・育成に向けた諸活動を円滑に推進するため、行財政上の措置の導入・拡充について検討することが必要である。
国の関与	本年7月に施行された海洋基本法第20条において、国は海上輸送の効率的かつ安定的な確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保等の措置を講ずるよう規定されており、船員の確保・育成に対する国の関与は不可欠である。
施策等の効率性	予算措置につき、離職船員対策から船員の確保・育成対策へ政策を重点化し、離職船員対策関係予算については縮小する。民間の自主的努力に加えて、必要最小限の国費を投入することにより、喫緊の課題である船員の確保・育成を効率的に推進するものである。
施策等の有効性	以下の施策等の実施により、船員の雇用を促進し、船員の採用者数の水準の目標値135（H22年度）を達成することとしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海上運送法上のスキームにより、国土交通大臣の基本方針にしたがって船員確保育成に係る計画を認定した事業者に対し助成を行うことにより、事業者による計画的な船員の確保・育成を促進</li> <li>・海へのチャレンジフェアにより、就職面接会と海事産業のPRを行うことにより船員志望者を確保する。</li> <li>・財政力の弱い海事都市における海事関係の人材確保・育成に資する取り組みを支援する。</li> </ul>
その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。

事前評価票【No.61】

<p>施策等名</p>	<p>「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の創設</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>国土計画局 総務課 (課長 幾度 明) 大都市圏計画課 (課長 栗田 卓也) 地方計画課 (課長 藤本 一郎)</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>人口減少・高齢化により活力が減退している地域が全国で拡大する中、官民の多様な主体が連携し、埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動について、集落機能の広域再編、美しく安全な国土の管理・継承等をテーマに、広域ブロックごとに官民協働による発案を募り、先進的な取組みをモデル的に調査する。(予算関係) 【予算要求額：300百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>人口減少や高齢化により活力が減退している地域において、新たな国土形成計画が掲げる「新たな公」を基軸とする地域づくりの全国展開を通じ、地域資源を活かした地域の活性化、効率的で持続的な地域経営への転換、適正な国土管理、コミュニティ創生の担い手の拡大を図る。 策定作業中(昨年11月中間まとめ、本年4月素案公表) 行政だけでなく多様な民間主体を地域づくりの担い手と位置づけ、これら多様な主体の協働によって、地域のニーズに応じたきめ細かなサービスの提供等を行う取組み。社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的意義がある。</p>		
<p>政策目標</p>	<p>10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p>		
<p>施策目標</p>	<p>39 総合的な国土形成を推進する</p>		
<p>業績指標</p>	<p>検討中</p>		
<p>業績指標の目標値(目標年次)</p>	<p>検討中</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>本格的な人口減少・少子高齢化時代の到来等により、社会的サービスの享受が困難なため、活力が減退し、都市部との地域格差のさらなる拡大が懸念されるほか、長期的には集落自体が消滅するおそれのある地域が全国的に拡大しつつある。こうした地域では、地域住民の生活への不安の増幅、貴重な文化・伝統・風土等の喪失や、国土の不適切な管理による国土の荒廃・災害脆弱性の拡大にもつながるおそれがある。「地域の活力なくして国の活力なし」との基本方針に照らし、こうした地域の活性化を図ることは喫緊の課題となっている。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>こうした課題への対応において、財政制約の高まり等により自治体による公共投資の拡大に依存できる状況にはなく、また、人口減少や高齢化により脆弱化する地縁型のコミュニティに限定した対応のみでは限界がある。(=原因分析)</p> <p>特に、こうした地域が抱える集落機能の再編や美しく安全な国土の管理・継承等の課題について、新しい国土形成計画が掲げる「新たな公」を基軸とする地域づくりの実践として、官民の多様な主体が協働し、知恵を絞って、地域固有の資源に光を当て、地域の誇り・愛着を共有する「新たな公」の活動を通じて、地域活性化等を図る必要がある。(=</p>		

	<p>課題の特定)</p> <p>このため、官民の多様な主体が連携し、埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動について、広域ブロックごとに官民協働による発案を募り、先進的な取組みをモデル的に調査する。 (= 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	<p>本格的な人口減少・少子高齢化時代の到来等により消滅のおそれのある地域等の活力減退地域が拡大している。</p> <p>こうした地域での行政、社会経済サービスレベルの低下による生活への不安の増幅、地域格差の拡大、貴重な文化・伝統・風土等の喪失、国土の不適切な管理による国土の荒廃・災害脆弱性が拡大するおそれがある。</p> <p>地域づくりへの誇りや愛着を持つ多様な主体の参加の熱意・ニーズの高まりがみられる。</p>
行政の関与	<p>活力減退地域における地域資源を活用した地域の活性化や効率的で持続的な地域経営への転換等を図る上で、「新たな公」を基軸とする地域づくりの実践として、自治体、住民、地域団体、NPO、民間企業等の官民の多様な主体の協働による活動を促進する必要がある。</p>
国の関与	<p>消滅のおそれのある地域等の活力減退地域の拡大による貴重な国土資源の喪失、国土荒廃の全国的な広がりは、国家的な対応が必要な国土管理上の喫緊の課題であり、新たな国土形成計画が掲げる「新たな公」を基軸とする地域づくりの全国的な展開を促進する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>活力減退地域において、集落機能の広域再編や美しく安全な国土の管理・継承等をテーマに官民の多様な主体による「新たな公」の活動の拡大を図ることにより、地域資源を活用した地域の活性化を図るとともに、財政制約が厳しい中での効率的で持続的な地域経営への転換による行財政資源の節約や、適正な国土管理による国土の荒廃・災害脆弱性の拡大等の社会的コストの軽減、さらにはコミュニティ創生の担い手の拡大に寄与でき、効率的である。</p>
施策等の有効性	<p>活力減退地域における住民の不安増幅、貴重な文化・伝統・風土等の喪失や、国土の不適切な管理による国土の荒廃・災害脆弱性の拡大といった課題に対応するためには、従来型の自治体や脆弱化する地縁型コミュニティに限定した対応のみでは限界があり、地域づくりへの誇りや愛着を持つ多様な主体の参加の熱意・ニーズの高まりを踏まえ、「新たな公」によるコミュニティ創生の活動の拡大を通じ、地域資源を活用した地域の活性化、効率的・持続的な地域経営への転換等を図ることが効果的である。</p>
その他特記すべき事項	<p>新たな国土形成計画に関する報告(素案)(平成19年4月6日国土審議会計画部会提出)において、「新たな公」を基軸とする地域づくりを新しい国土像実現のための戦略的目標に位置づけ</p> <p>国土交通省「これからの重点政策」(平成19年8月10日)に「官民協働の「新たな公」によるコミュニティづくりなど、集落の維持・再編等への新たな取組の推進」との記述</p> <p>平成20年度以降毎年度の政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.62】

施策等名	広域ブロック自立施策等推進費の創設	担当課 (担当課長名)	国土計画局 総務課 (課長 幾度 明) 大都市圏計画課 (課長 栗田 卓也) 地方計画課 (課長 藤本 一郎)
施策等の概要	<p>広域ブロックの自立的な発展を促進するため、広域地方計画に基づく官民が連携した広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと、機動的に支援する(予算関係)。 【予算要求額：1,800百万円】</p>		
施策等の目的	<p>地域の発意により、広域地方計画に基づく官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を、関係各府省や地方公共団体の連携のもと機動的に支援することにより、新たな国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的な発展に資する施策の総合的かつ円滑な推進を図る。</p>		
政策目標	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
施策目標	39 総合的な国土形成を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>本格的な人口減少社会の到来、東アジアの経済成長等、経済社会情勢が大転換する中、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することにより、我が国の成熟期にふさわしい国としての厚みを増していく必要があるが、一極一軸型の国土構造の現状や都道府県を越える広域的課題の増加などを踏まえ、自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働を推進する必要がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまでの国土づくりにおいて、東京と地方という視点が重視され画一的な資源配分や地域の個性の喪失を招いた面があることも踏まえ、各広域ブロックにおいては、独自性ある地域戦略に基づき、意欲ある地域の活性化に向けた取組について、民間、公共を含め、地域の知恵と工夫を引き出しつつ、総合的に施策を展開していくことが重要であり、多様な主体の合意形成を経て、民間活動とも適切に連携するためのより柔軟で機動的な対応が必要である。(=原因分析)</p> <p>官民の多様な主体が協働して取り組む広域プロジェクト構想の具体化等を推進するため、広域プロジェクトが一都府県の区域を超える広域かつ府省横断的なものであり、また、地域を取り巻く社会経済情勢の事情変化を的確に捉え、多様な主体の合意形成や民間等の活動に呼応した機動的な対応が求められることを踏まえた支援のしくみを整える必要がある。(=課題の特定)</p> <p>このため、広域地方計画に基づく官民が連携した広域プロジェクト構想の具体化等を図るため、関係各府省や地方公共団体の連携のもと実施される調査等を機動的に支援する。(=施策の具体的内容)</p>		

<p>社会的ニーズ</p>	<p>現在策定中の国土形成計画全国計画においては、広域地方計画区域を一つの単位として、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」を新たな国土像として示し、東京中心の一極一軸型の構造から、広域ブロックがそれぞれの資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、自立的な圏域を形成し、各ブロックが相互に、またアジア地域等と直接に交流・連携することで活力ある国土を目指すべきであるとの方向性が示されている。</p> <p>具体的には、経済活動の広域化に対応するための国際物流・高速交通体系等の戦略的整備、県境地域に多く存在する過疎・山間地域の対策など都道府県の区域を越えた広域的な対応が必要な課題が増加してきており、広域ブロックを単位とする取組みの重要性が高まっている。</p>
<p>行政の関与</p>	<p>各広域ブロックにおいて、国と地方の協働により新たな国土像の実現に向けた広域ブロック毎の具体的・即地的な施策を盛り込んだ広域地方計画を平成20年度に策定することとしている。</p> <p>広域地方計画に基づく広域プロジェクト構想は、国、地方公共団体及び多様な民間主体が協働して取り組むため、行政の関与の下で広域プロジェクト構想の具体化等を進める必要がある。</p>
<p>国の関与</p>	<p>国と地方が対等の立場で参加する広域地方計画協議会の協議を経て策定する広域地方計画に掲げる、一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる広域プロジェクト構想の具体化等を図る上で、国の立場で地方の関係主体と連携した取組みが不可欠である。</p>
<p>施策等の効率性</p>	<p>本施策により、社会経済情勢の事情変化を的確に捉え、多様な主体の合意形成や民間等の活動に呼応した最も効果が期待されかつ円滑な進捗が期待される機を逸することなく広域プロジェクト構想の具体化等に着手でき、行財政資源の節約や構想の早期具体化等による社会的コストの軽減に資するものであり、効率的である。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>本施策は、地域からのボトムアップ的な発意と関係各府省や地方の関係主体の密接な連携を促し、これによって企画された調査のうちから実施の効果及び必要性の高い調査課題を選定し、執行段階で移し替えを行い実施するものであり、社会経済情勢の変化や地方のニーズに的確に対応した広域プロジェクトの具体化等が一層促進される。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>新たな国土形成計画（全国計画）に関する報告（素案）（平成19年4月6日国土審議会計画部会提出）において、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを新たな国土形成計画の基本的な方針として位置付け。全国計画に基づき、8つの広域ブロックについて広域地方計画を国と地方が対等の立場で参加する広域地方計画協議会の協議等を経て平成20年度に策定する予定。</p> <p>「広域ブロックの自立の促進」「『広域地方計画』の策定・推進」は、国土交通省「これからの重点政策」（平成19年8月10日）に位置付け</p> <p>平成22年度以降の毎年度の政策チェックアップにおいて事後検証を実施</p>

事前評価票【No.63】

施策等名	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化	担当課 (担当課長名)	大臣官房技術調査課 (課長 前川秀和)
施策等の概要	<p>2～3年で研究成果を社会に還元するため、建設生産システムの生産性向上に関する技術開発等、解決すべき政策課題を重点的に実施する推進研究テーマとして設定し、産学官連携体制を構築して行う研究への研究開発助成を行う。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：450百万円】</p>		
施策等の目的	<p>実用化段階に対する技術開発に対して助成する“実用化研究開発公募”を拡充し、推進研究テーマ設定による研究開発助成を行うことにより、研究開発成果の実用化を加速させることを目的としている。これにより、既存の“基礎・応用研究開発公募”によるイノベーションの源泉となる要素技術開発を含め、実用化まで幅広く助成する。</p>		
政策目標	1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	4 3 技術研究開発を推進する		
業績指標	2 1 1 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合		
業績指標の目標値(目標年次)	80%(平成19年度以降毎年度)		
施策等の必要性	<p>建設分野の技術革新を推進するために建設技術の高度化及び国際競争力強化に係る研究開発について広く公募し、優秀な提案に対して助成しているが、イノベーションを確実に絶え間なく創造していくためには、要素技術のような長期的視点に立った研究開発と速やかに建設現場に還元可能な研究開発の両方について助成を実施する必要があるが、後者について十分な応募提案がなされていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>原因として、テーマを設定したうえで、一定の規模を有する研究開発全体を組み立てることにより、個々の研究開発が有機的なつながりを持ち、社会資本の整備・管理にイノベーションをもたらすような仕組みが十分に構築されていないことがあげられる。(=原因分析)</p> <p>研究開発された技術を速やかに活用していくためには、社会資本整備の現場が求めている技術開発テーマを明示して技術開発成果の方向性を誘導するとともに、技術開発の進捗状況を適切に確認する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>以上の課題に対応するため、以下のとおり強化を行う。(=施策の具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題解決に必要な技術開発テーマについて、これを重点的に実施する推進研究テーマとして設定し、研究開発の成果を適切に誘導する。</li> <li>・産学官による委員会を設置し、実用化に向けた助言を受けながら、着実に実施できる推進体制を強化する。</li> </ul>		
社会的二一 ズ	<p>第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)、総合科学技術会議、長期戦略指針「イノベーション25」、経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、イノベーションの早期実現を目指した競争的資金の拡充が必要であり、さらには、イノベーションを誘発するためには実証研究やモデル事業を推進することが必要であるとされている。</p>		

行政の関与	国民の安全・安心な暮らしや経済活動等を支える社会資本整備に関する技術開発については多額の投資が必要であるため、大学や民間企業等の建設技術の高度化等に資する研究開発に対して、行政が積極的に助成する必要があり、行政の関与が不可欠である。
国の関与	建設技術の研究開発は、特定地域のためだけに実施するものではなく、全国的な観点から実施すべきであることから、国が主体的に推進すべきものである。
施策等の効率性	設定されたテーマに対して、競争的環境により提案・公募させるため、目標を達成するための優れた研究開発を効率的に選定することができる。
施策等の有効性	重点的に実施する推進研究テーマ（政策課題）に対し、研究者の独創的で自由な発想や、現場で蓄積された民間の経験や知恵を反映させ、2～3年という短期間で成果を社会に還元することができる。 実用化までの一貫した研究開発思想が整理され、イノベーションが推進・実現される。
その他特記すべき事項	施策の開始5年後（平成24年度）を目途に、研究開発結果を含めて、拡充した制度について事後検証を実施する。



事前評価票【No.64】

施策等名	IT技術による国土交通分野高度化のための調査・研究経費 (東アジアにおける交通系IC乗車券に関する調査・研究)	担当課 (担当課長名)	総合政策局情報管理部情報政策課 (課長 遠藤誠之)
施策等の概要	東アジアにおける交通系IC乗車券の共通化、相互利用化等に関する調査研究 各交通事業者によって発行される交通系IC乗車券について、東アジア域内における共通化、相互利用化等を推進し、利用者の利便性の向上や移動円滑化の確保を図る。(予算関係) 【予算要求額：40百万円】		
施策等の目的	東アジアにおける交通系IC乗車券の共通化や相互利用化等の取り組みを進めることにより、東アジアにおける利用者利便を向上していく。		
政策目標	1 1 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
施策目標	4 4 情報化を推進する		
業績指標	東アジアにおける交通系IC乗車券の共通化・相互利用化を達成した都市数		
業績指標の目標値(目標年次)	2都市(平成23年度)		
施策等の必要性	<p>中国、韓国を始めとする東アジア各国において、交通系IC乗車券は相当程度導入されているが、各国国内の地域毎における共通化、相互利用化は進展していない状況にある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>我が国を含めた東アジア各国において、交通系IC乗車券の導入は順次進展しているが、技術的問題及びサービスモデルの違いから各事業者が個別に導入しており、各国国内の地域毎での利用に限定されている。(=原因分析)</p> <p>東アジア域内の交流が一層活発化していく現状を踏まえると、利用者利便性を向上していくために交通系IC乗車券の東アジア域内における共通化や相互利用化のための取組みを進めていくことが求められる。(=課題の特定)</p> <p>各交通事業者によって発行される交通系IC乗車券について、東アジア域内における共通化、相互利用化を推進するための調査・検討等を行う。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	東アジアにおいて日本との交流が盛んである中国、韓国等、東アジア域内で人的交流を促進するため、公共交通機関の利便性向上が求められており、そのためには交通系IC乗車券の相互利用化等が必要である。		
行政の関与	交通系IC乗車券の検討、運営は各国とも各交通事業者が個別に実施しており、東アジア各国の交通事業者等と調整する際には各国内での一元的な調整を実施する必要がある、行政的な対応が不可欠である。		
国の関与	IC乗車券規格の検討等、様々な検討、調整については、各国内の交通事業者との調整だけでなく、各国政府間での調整が必要であり、政府レベルでの調整には国の関与が必須である。		

<p>施策等の効率性</p>	<p>民間事業者の協力を得ながら、実証実験を経ることにより、市場の可能性や技術的問題について段階的に検討を進め、関係者間の合意形成を図っていくものであり、目標の達成に向けて最も効率的かつ効果的な手法を採用している。</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>東アジアの交通系 IC 乗車券の共通化、相互利用化の実現により、言葉及び通貨のバリアが解消され、東アジア域内の人々が可能な限り効率的な方法で行き来できるようになる。これにより、移動の円滑化、支払いの円滑化が図られ、交流人口の増大、観光消費の拡大を実現することが可能となる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>「イノベーション 25 戦略会議」(閣議決定)及び「国土交通省イノベーション推進大綱」において、その促進を図ることとされている。政策チェックアップ、政策レビューにより平成 23 年度に事後検証を行う。</p>

事前評価票【No.65】

施策等名	ASEAN やインドにおける物流インフラ整備への支援	担当課 (担当課長名)	総合政策局国際業務室 (大臣官房参事官 長谷部 正道)
施策等の概要	<p>【ASEAN】 急増する ASEAN の国際物流をスムーズに捌くことができるよう、物流インフラに関するボトルネックを特定し、改善方策について日 ASEAN 諸国共同で検討を行うことにより、効率的な事業の実施につなげる。</p> <p>【インド】 幹線貨物鉄道整備計画を最大限に生かして、国際海上コンテナの内陸輸送をスムーズに行えるよう、物流インフラに関するボトルネックを特定し、改善方策について日印共同で検討を行うことにより、効率的な事業の実施につなげる。 ( 予算関係 ) 【予算要求額：41 百万円】</p>		
施策等の目的	<p>【ASEAN】 効果的な案件形成を進め、緊急度の高い物流インフラから優先的に整備が進むことにより、物流のボトルネックが解消され、これを利用する日系進出企業の国際競争力を向上させるとともに、ASEAN 諸国の発展に資する。</p> <p>【インド】 これまで整備が遅々として進まなかったインドの物流インフラを飛躍的に向上させ、日系進出企業の国際競争力を向上させるとともに、インドの発展に資する。</p>		
政策目標	1 2 国際協力、連携等の推進		
施策目標	4 5 国際協力、連携等を推進する		
業績指標	2 1 4 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>【ASEAN】 多数進出している日系企業が求めるジャスト・イン・タイムなどの質の高い物流サービスを提供することが目標であるが、貨物の滞留が生じるなど物流の定時性の確保が困難となっている。( = 目標と現状のギャップ )</p> <p>域内貿易の関税率低下等により ASEAN における国際物流が急増しているが、これに対応する港湾や空港及びそのアクセスなど物流インフラが十分に整備されていない。( = 原因分析 )</p> <p>ASEAN 地域において優先的に整備すべき物流インフラを特定し、速やかに事業につなげる必要がある。( = 課題の特定 )</p> <p>ASEAN 地域において物流インフラを優先的に整備するための重点プロジェクトリストやガイドラインを作成する。( = 施策の具体的内容 )</p> <p>【インド】 急増する国際海上コンテナを円滑に内陸へ捌くことが目標であるが、物流インフラ整備は非常に遅れており、日系進出企業の事業拡大やイ</p>		

	<p>ンドの経済発展の足かせとなっている。( = 目標と現状のギャップ)</p> <p>現在計画中の幹線貨物鉄道は、インドにおける物流を飛躍的に改善させると期待されているが、接続する港湾やインランドデポ等物流インフラが十分に整備されていない。( = 原因分析)</p> <p>幹線貨物鉄道の整備計画の進展や日系進出企業の要望を踏まえつつ、日印両国政府共同で物流インフラ整備に関する検討を緊急に進め、事業につなげることが必要である。( = 課題の特定)</p> <p>日印両国政府共同で物流インフラ整備に関する検討を行う実務者協議会を開催し、優先的に取り組むべきインフラの選定等を行う。( = 施策の具体的内容)</p>
社会的ニーズ	ASEAN,インドにおける物流インフラ整備を支援することにより、日系進出企業の事業拡大や国際競争力が向上するとともに、ASEAN 諸国・インドの経済発展に資する。
行政の関与	物流インフラ整備は民間に任せておいては十分に進捗することが期待できない分野であるため、民間の要望を踏まえ行政が主体的に推進していく。
国の関与	政府開発援助(ODA)も視野に入れた中央政府の国際的な取組であるため、国が積極的に関わり、物流インフラ環境を改善する支援を行う必要がある。
施策等の効率性	ASEAN・インドの関係者を一堂に会した会合を開催し、戻りなく議論が進められるよう検討を進めることで、効果的・効率的に物流インフラ環境を改善することができる。
施策等の有効性	ASEAN・インドにおいて物流インフラ整備を十分に支援することにより物流のボトルネックを解消し、多数進出している日系企業の活動を支援できるとともに、ASEAN・インドの経済発展に資する。
その他特記すべき事項	平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施する。

事前評価票【No.66】

施策等名	官庁施設のリノベーション事業の実施	担当課 (担当課長名)	大臣官房官庁営繕部 計画課(課長 澤木英二)
施策等の概要	<p>既存建築物の物理的な機能劣化の回復(構造躯体の健全化、修繕等)にあわせ、社会的ニーズの変化(耐震化、ユニバーサルデザイン、環境対策等)に対応した付加価値のある整備(施設利用形態の見直しに伴う模様替え、集約等)を一体的に実施し、既存施設を長寿命化・活用する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額:27,291百万円の内数】</p>		
施策等の目的	<p>ファシリティマネジメントの一貫としてリノベーション事業を実施し、建替えに比して環境負荷と事業コストを低減しながら所要の性能を確保することにより、国家機関の建築物を良質なストックとして効率的かつ効果的に整備・活用する。</p>		
政策目標	1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
施策目標	4 6 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進		
業績指標	2 1 5 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策、バリアフリー対策、環境への配慮、総合)		
業績指標の目標値(目標年次)	8 5 % (平成 2 3 年度) 4 1 % (平成 2 3 年度) 3 5 % (平成 2 3 年度) 2 8 % (平成 2 3 年度)		
施策等の必要性	<p>国家機関の建築物の既存ストックについては、各国家機関の機能に応じて必要とされる執務空間、及び性能を確保できていない施設が存在している。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまでは、必要に応じて機能回復のための「修繕」を行いながら施設を活用し、社会経済情勢の変化による高度化・複雑化したニーズへの対応や施設の狭隘解消など、修繕では対応できない需要が生じた場合に「新築」「建替え」を実施してきたが、既存ストックの老朽化に伴って建替え需要が増大する中、限られた予算で必要な性能を確保しなければならない。(=原因分析)</p> <p>そのため、新築、建替えと並ぶ施設整備需要への対応方策として、効率的・効果的な手法を確立する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>そこで、既存構造躯体を健全化・再利用しながら、利用実態の変化に対応した模様替、及び狭隘解消のための増築等により、新築と同等の性能を確保する、リノベーション事業を創設する。リノベーション事業の実施にあたっては、施設改善ニーズへの対応や長期利用を考慮した使い勝手等の観点から、総合的に判断する必要がある。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>耐震性能の確保、ユニバーサルデザインの理念の導入、地球温暖化防止等環境負荷の低減 国有財産の有効活用</p>		
行政の関与	<p>建替え、改修等の従来型の手法だけでなく、多様な手法を確立する必要がある。</p>		

国の関与	国家機関の建築物を良質なストックとして、効率的かつ効果的に整備・活用する必要がある。
施策等の効率性	新築、建替えに比して、躯体の再利用等による投資の最適化、及び既存建築物の解体に伴う廃材の発生抑制等による環境負荷の低減が可能となる。また、事業コストの低減により、限られた予算の中で、より効率的・効果的な整備の推進が可能となり、必要な性能を確保した施設の割合の向上が図られる。
施策等の有効性	リノベーションは、既存構造躯体を再利用しながら、施設利用者のニーズ等の変化に伴う社会的な機能劣化の回復等も可能となるため、既存施設の長寿命化を図る上で有効である。
その他特記すべき事項	平成18年7月の社会資本整備審議会建築分科会から「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」が建議として示されており、その中で、ファシリティマネジメントの一つの手法として、リノベーション（「大規模なりニューアル」）が位置づけられている。 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施

事前評価票【No.67】

施策等名	クールビズ・ウォームビズ対応型オフィスの整備推進	担当課 (担当課長名)	大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 (課長 土居隆彦)
施策等の概要	<p>現在、官庁施設等に設置されている空調システムでは、室内温度を制御の対象としているため、「クールビズ・ウォームビズ」の実施による室内設定温度の変更に伴う湿度の上昇や気流の停滞への対応が難しく、室内空間がかならずしも快適とは言えない状況となっている。</p> <p>そこで、湿度や気流など気温以外の快適性に影響を与える要素も考慮に入れた空調システムの整備手法を技術的観点から検討するとともに、当該手法を取り入れたモデル事業を実施し、得られた成果をもとに、行政サービス環境の確保と空調エネルギーの削減を両立させる空調システムの設計手法の指針を作成する。(予算関係)</p> <p>【予算要求額：1,030百万円】</p>		
施策等の目的	行政サービス環境の確保と空調エネルギーの削減を両立させる設計手法を確立することにより、「クールビズ・ウォームビズ」の取組を推進し、温室効果ガス削減の推進を図る。		
政策目標	1 3 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
施策目標	4 6 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
業績指標	2 1 5 保全状態の良好な官庁施設の割合等(官庁営繕関係基準類等の策定事項数)		
業績指標の目標値(目標年次)	2 5 (平成23年度)		
施策等の必要性	<p>地球温暖化対策のため、クールビズ・ウォームビズ(空調温度を夏季は28、冬季は19に設定)が推進されているが、行政サービス環境の低下を招く場合がある。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>現在の空調システムの設計は、従来の一般的な空調温度設定(夏季:26、冬季:22)による運用を前提としており、28・19で運用すると湿度や気流などにも悪影響を与え、快適性が低下する場合がある。(=原因分析)</p> <p>クールビズ・ウォームビズを実施する場合においても快適性を損なわない空調システムを構築する必要がある。(=課題の特定)</p> <p>快適な行政サービス環境を確保しつつ効果的に空調エネルギーを削減する設計手法を指針としてとりまとめる。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	京都議定書の目標達成に向けた地球温暖化対策の一層の推進が求められている。		
行政の関与	官庁施設における地球温暖化対策を自ら推進する必要がある。		
国の関与	官庁施設における指針の作成により、地方公共団体におけるクールビズ・ウォームビズの普及による省CO2化にも資する。		
施策等の効率性	本施策の実施により、限られた整備費・維持管理費の中で、省CO2対策の推進と行政サービス環境の確保の両立が可能となる。		

施策等の有効性	行政サービス環境を確保しつつ、クールビズ・ウォームビズが実施可能となることから、官庁施設における省 CO2 対策の一層の推進が図られる。
その他特記すべき事項	平成 23 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施